

第3章 次世代育成行動計画

1 基本理念と計画の視点等

(1) 基本理念

子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州
～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～

子どもたちが夢や希望を持ち続け、あきらめることなく目指す道を歩んでいけるよう応援することが、子どもたちの未来を育てることにつながります。

また、子どもは、自ら育ち生きる力を持っており、その力は、子ども同士だけでなく、大人をも元気にし、みんなを勇気ある行動に向かわせる力にもなり得ます。

子どもは次代を担う存在であり、わがまち北九州の将来を支える存在となる大切な財産、北九州市の宝です。子どもの成長や子育ては他人事ではなく、すべての市民が自らの事として捉え、それぞれの立場で役割を果たし、互いに協力しあって、子どものために関わることが大切です。

子どもの笑顔は、家庭、地域をはじめ、子どもに関わるすべての人を笑顔にします。子どもの成長と子育てを「オール北九州」で応援し、このまちに子どもたちの笑顔の花をたくさん咲かせ、「みんなの笑顔があふれるまち」の創造に取り組んでいきます。

(2) 計画の視点

上記の基本理念を踏まえ、本計画で重視する取り組みの視点は、以下のとおりとします。

ア. 子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする視点

子どもの健全育成や子育て支援の推進にあたっては、子どもの権利(※)を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する必要があります。

子どもは自ら育つ主体であり、子ども自身が生きている実感や自己肯定感を持ちながら、思いやりの心を持ち、自立した心を育てていけるよう、家庭、地域、学校等における生活のあらゆる場面で、「子どもの最善の利益」に配慮しながら支援することが重要です。

この計画では、第一に「子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする」という視点を共通の基本的な考えとして、すべての施策に反映させていくよう取り組みます。

※子どもの権利：

基本的人権が子どもに保障されるべきことを国際的に定めた条約として、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」があります。1989年、国連総会で採択され、1994年日本も批准しました。条約では、大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利をうたっています。

イ. すべての子どもと家庭を支える視点

すべての子どもとその家庭を対象に、誰一人取り残すことなく支援することを目指します。社会的養護が必要な子どもへの支援、児童虐待への対応、障害のある子どもや発達の子になる子どもへの支援、ひとり親家庭等への支援など、配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えます。

ウ. 子どもの成長と子育てを切れ目なく支える視点

子どもは、段階を経て成長し、次代の親になっていきます。

乳幼児期には、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、学童期には、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、著しく心身も成長します。また、青年期は、より一層の自我意識、社会的意識が発達し、自立に向けた準備が整う時期です。

こうした子ども期から青年期、さらには次の親世代に至る大人期までの長期的な視野に立ちながら、子どもの成長を見守り、切れ目なく支えることが非常に重要です。

これに加え、子育てを行う親、すなわち「子育て」についても、子どもの成長段階に合わせ、切れ目なく支援していくことが必要となります。

エ. 地域社会全体で見守り支える視点

子育ての第一義的責任は保護者にありますが、子育ては次代の担い手を育成する営みでもあることから、地域社会全体で子どもとその家庭を支えていく必要があります。地域社会を構成する家庭、地域、学校、企業、行政が、力を合わせて支援する社会の実現に向け、取り組むことが必要です。

【それぞれの役割】

家庭	子どもの健全な成長を支える最も重要な生活の場であり、親や家族の愛情の下で基本的な生活習慣を身に付けるとともに、人に対する信頼感や倫理観、自立心などを育みます。
地域	地域社会全体で子どもを育てていくという認識を共有し、地域住民が主体となった子育て支援活動などを通じて、見守り、ふれあい、支え合う輪を広げます。
学校	子どもたちの生きる力と豊かな心を育む教育の充実に努めるとともに、関係機関や地域などと連携しながら、子どもが自ら主体性をもって成長していけるよう、機能・役割の充実に努めます。
企業	子どもの健全な成長のためには、男女が共に協力しながら子育てに向き合うことが必要という認識を共有し、仕事と子育ての両立支援への取り組みを進めます。また、地域社会の一員として、福祉、芸術、文化、スポーツなど、地域社会への一層の貢献と参画に努めます。
行政	子どもの健全育成や子育て支援の推進に向けて、市民のニーズや地域の実情に応じたきめ細かな施策の推進や、地域住民や企業等が主体となった活動の支援・促進に取り組むとともに、家庭や地域、企業をはじめ地域社会全体の理解と協力を求めています。

（３）少子化社会への対応

少子化・人口減少社会の問題は、結婚や妊娠、出生など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもありません。

一方で、少子化等による人口構造の変化は、労働力人口の減少や経済成長への影響、社会保障体制の維持、子ども同士の交流機会の減少など、社会経済全体のみならず子どもの成長にも深刻な影響が懸念される社会的課題であり、この少子化の進行に歯止めをかけるため、国や自治体、地域を挙げて、対策に取り組むことが求められています。

これらを踏まえ、本市は、本計画において、親子の健康保持や増進、質の高い乳児・幼児期の教育や保育の提供、青少年の健全育成、配慮を要する子どもや家庭への支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、安全安心なまちづくりなどに取り組み、若い世代が安心して働き、希望通り結婚・出産・子育てをすることができる地域社会の実現を目指します。

2 5つの目標と15の施策

この計画（次世代育成行動計画）は、基本理念や計画の視点、「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の成果や課題、「次世代育成支援対策推進法」等を踏まえ、次の5つの目標と、目標を達成するための15の具体的な取り組み（施策）で構成します。

目標1 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる

子どもを安心して生み育てるためには、産前産後を切れ目なく支援するとともに、親子の健康の保持・増進に努めることが重要です。

親子の心と体が健康でいられる環境づくりを目指し、妊娠・出産から乳幼児期および思春期の保健・医療体制の一層の充実を図ります。

〔施策〕（1）母子保健の充実

（2）母子医療体制の維持・強化

目標2 子どもや若者が健やかに成長し、主体性が育つまちをつくる

子どもには、それぞれの発達段階で生涯の人格形成にとって重要な時期があり、わたしたちは、その時期に最も必要となる適切な環境を用意しなければなりません。また、一人一人の状況に合わせて関わっていくことが重要です。

乳児・幼児期は、幼稚園・保育所等において、保育者が子どもの個人差に留意しながら、成長をサポートする必要があります。「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」などを踏まえた乳児・幼児期の教育・保育の質の向上や、職員研修等を通じた幼稚園教諭・保育士の専門性の向上を図っていきます。

学童期・青少年期は、学校や放課後児童クラブ、その他の居場所において、様々な体験や学び、人との関わりを通じ、自ら主体性を育むことができるよう子どもを応援するとともに、必要な環境整備を進めます。

また、いじめや長期欠席、非行、引きこもりなど、子どもや若者が直面する様々な問題に対し、しっかりと寄り添い、共に歩むことで、その解決に取り組めます。

〔施策〕（3）乳児・幼児期の教育や保育の充実

（4）放課後児童の健全育成

（5）地域における子どもの居場所づくり

（6）こころの教育、体験・学習機会の充実

（7）青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援

目標3 配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる

子どもの成長や子育てを支える取り組みは、すべての子どもやその家庭が対象です。その中でも、養育困難、虐待、障害、ひとり親家庭、経済的困難などの子どもやその家庭には、その状況に応じた特別な支援が必要です。

社会的養護が必要な子どもや、障害のある子どもの成長と自立を支援するため、子どもやその

家庭の状態に応じた適切な支援の充実を図ります。

児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めるとともに、すべての子どもの人権が尊重される社会づくりを進めます。

ひとり親家庭が抱える様々な悩みや不安に対応するとともに、経済的・社会的な自立に向けた支援を行います。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的困難を抱える子どもやその家庭に対する支援を総合的に進めます。

〔施策〕（８）社会的養護が必要な子どもへの支援

（９）児童虐待への対応（北九州市子どもを虐待から守る条例の推進）

（１０）障害のある子どもや発達障がいになる子どもへの支援

（１１）ひとり親家庭等への支援

目標４ 子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる

子育てに悩みや不安はつきものですが、身近に相談できる人や、支えてくれる人がいれば、子育ては楽しく、魅力あるものになると考えられます。

子育てに悩む家庭を支えるために、相談支援体制の充実や、シニア世代等地域の人材の養成や活躍の場の提供、ネットワークづくりを進めます。

教育の原点である家庭に、子育てを学ぶ場を提供するなど、家庭の教育力の向上に努め、保護者の悩みや不安の解消につなげていきます。

子育て世帯が仕事と家庭を両立し、子育てに向き合えるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図るとともに、男性の家事・育児等への参画を促進するための取り組みを推進します。

〔施策〕（１２）子育てを応援する体制づくり

（１３）家庭の育児力・教育力の向上

（１４）子育てと仕事との両立に向けた環境づくり

目標５ 子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる

安心して暮らせること、安全に活動できることは、子育てしやすいまちづくりを進めるうえで、欠くことのできない重要な要素であるとともに、他の目標を支える基盤となるものです。

犯罪や事故などから子どもを守るため、子どもの視点に立った安全・安心なまちづくりを進めます。子どもやその家庭が日々の生活を安心して過ごせるよう、良質な住環境や生活環境の整備を進めます。

〔施策〕（１５）子どもの安全を守る環境整備

基本
理念

子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州

「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して

視点

- ① 子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする
- ② すべての子どもと家庭を支える
- ③ 子どもの成長と子育てを切れ目なく支える
- ④ 地域社会全体で見守り支える

目標 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる

1

- (1) 母子保健の充実 → ①安心して妊娠・出産できる仕組みづくり ②乳幼児の健やかな発育・発達への支援 ③養育支援の必要な家庭に対する支援の充実
- (2) 母子医療体制の維持・強化 → ①周産期医療・小児救急医療体制等の維持・確保 ②子どもの感染症予防の推進

目標 子どもや若者が健やかに成長し、主体性が育つまちをつくる

2

- (3) 乳児・幼児期の教育や保育の充実 → ①教育・保育の質の向上と量の確保 ②幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育の充実 ③幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実 ④幼稚園、保育所等における子育て支援の充実
- (4) 放課後児童の健全育成 → ①放課後児童クラブの環境整備 ②放課後児童クラブの魅力の維持・向上
- (5) 地域における子どもの居場所づくり → ①子どもの遊び環境の充実 ②地域団体、NPOとの協働等による子どもが主役の居場所づくり
- (6) こころの教育、体験・学習機会の充実 → ①学校におけるこころの教育の推進 ②体験活動等を通じた学びの機会の提供・充実 ③児童文化科学館の移転新設（新科学館の整備）
- (7) 青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援 → ①非行を防止するための取り組みの推進 ②非行からの立ち直りを支える取り組みの推進 ③いじめや長期欠席（不登校）へのきめ細やかな対応 ④若者の自立を支援する環境づくり

目標 配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる

3

- (8) 社会的養護が必要な子どもへの支援 → ①里親やファミリーホーム、特別養子縁組の普及促進 ②児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化 ③一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み
- (9) 児童虐待への対応（北九州市子どもを虐待から守る条例の推進） → ①児童虐待の未然防止 ②児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化
- (10) 障害のある子どもや発達の気になる子どもへの支援 → ①心身の発達が気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化 ②障害のある子どもの受け入れ体制の強化
- (11) ひとり親家庭等への支援 → ①ひとり親家庭の生活の安定と向上 ②経済的困難を抱える家庭等への支援

目標 子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる

4

- (12) 子育てを応援する体制づくり → ①地域における子育て支援の環境づくり ②子育てを支える人材の活用・育成 ③子育て家庭への経済的支援 ④市民が利用しやすい相談体制 ⑤子育てに関する情報が届く仕組みづくり、PRの強化 ⑥外国人市民の子ども・子育てへの支援
- (13) 家庭の育児力・教育力の向上 → ①子どもの健全育成の基礎となる家庭の育児力・教育力の向上 ②基本的生活習慣の定着や食育の推進
- (14) 子育てと仕事との両立に向けた環境づくり → ①事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進 ②男性の家事・育児への参画促進 ③結婚・妊娠・出産を希望する方への支援

目標 子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる

5

- (15) 子どもの安全を守る環境整備 → ①子育てに優しい都市・住環境の整備 ②安全・安心を実感できる防犯・防災のまちづくり



3 本計画とSDGsの関係

(1) 北九州市のSDGs達成に向けた取り組み

「SDGs」(持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットで、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに17のゴールを掲げ、開発途上国のみならず、先進国も取り組むこととされています。

北九州市は、公害克服の経験から培ってきた市民力、ものづくりの技術を活かし、「低炭素社会づくり」を目指した「環境モデル都市」や、「環境」「社会」「経済」の3側面の課題解決を目指す「環境未来都市」をはじめ、さまざまな取組を行ってきました。

こうした取り組みが高く評価され、2018年4月、OECDより「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定されました。また、2018年6月には、国より「SDGs未来都市」に選定されました。

北九州市は、今後も、SDGsの先進都市として、市民や企業、団体などと連携し、市一体となってSDGs達成に向けて取り組んでいきます。

(2) 本計画とSDGsのゴールとの関係

本計画の取り組みについて、SDGsの観点でとらえると、17のゴールのいずれかにつながります。SDGsのゴールの達成に向け、本計画の取り組みを推進します。



目標	施策		関連する主なゴール
1 安心して子どもを 生み育てられる まちをつくる	(1)	母子保健の充実	3 持続可能な開発目標 4 質の高い教育をみんなに 17 平和と公正
	(2)	母子医療体制の 維持・強化	3 持続可能な開発目標 11 持続可能な都市 17 平和と公正
2 子どもや若者が 健やかに成長し、 主体性が育つ まちをつくる	(3)	幼児期の 教育や保育の充実	3 持続可能な開発目標 4 質の高い教育をみんなに 8 経済の持続可能な成長 17 平和と公正
	(4)	放課後児童の 健全育成	3 持続可能な開発目標 4 質の高い教育をみんなに 8 経済の持続可能な成長 17 平和と公正
	(5)	地域における 子どもの 居場所づくり	3 持続可能な開発目標 4 質の高い教育をみんなに 11 持続可能な都市 17 平和と公正
	(6)	こころの 教育、体験・ 学習機会の充実	3 持続可能な開発目標 4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくす 17 平和と公正
	(7)	青少年の 非行防止や 自立・立ち回りの 支援	3 持続可能な開発目標 8 経済の持続可能な成長 11 持続可能な都市 16 平和と公正 17 平和と公正
3 配慮を要する 子どもや家庭を しっかりと支える まちをつくる	(8)	社会的養護が 必要な子どもへの 支援	3 持続可能な開発目標 10 人や国の不平等をなくす 17 平和と公正
	(9)	児童虐待への対応 (北九州市子どもを 虐待から守る 条例の推進)	3 持続可能な開発目標 10 人や国の不平等をなくす 16 平和と公正 17 平和と公正
	(10)	障害のある子どもや 発達気になる 子どもへの支援	3 持続可能な開発目標 4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくす 17 平和と公正
	(11)	ひとり親家庭等 への支援	1 貧困をなくそう 3 持続可能な開発目標 4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくす 17 平和と公正
4 子育ての喜び・ 楽しさを得られる まちをつくる	(12)	子育てを応援する 体制づくり	3 持続可能な開発目標 4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくす 17 平和と公正
	(13)	家庭の 育児力・教育力 の向上	3 持続可能な開発目標 4 質の高い教育をみんなに 17 平和と公正
	(14)	子育てと仕事との 両立に向けた 環境づくり	3 持続可能な開発目標 5 働きがいと経済成長 8 経済の持続可能な成長 10 人や国の不平等をなくす 17 平和と公正
5 子どもが安全安心に 暮らせるまちをつくる	(15)	子どもの 安全を守る 環境整備	3 持続可能な開発目標 4 質の高い教育をみんなに 11 持続可能な都市 17 平和と公正

4 目標ごとの現状・課題と主な取り組み

目標1 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる

施策（1）母子保健の充実 ～安心して生み育てる～

1 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であると同時に、将来の生活習慣病予防等につながるなど、次の世代を健やかに育てるための基盤となるものであり、非常に重要です。
- 子育ての出発点である妊娠・出産の時期や産後間もない時期を安心して過ごせることが、親の成長を促し、これから始まる子育ての生活に良い影響を与えることにもつながります。
- 親にとって、産前産後は、新たな命との出会いに喜びを感じる一方、心身ともに不安定になる時期でもあります。かつては、里帰り出産を含め、家族内でのサポートが多くありましたが、晩婚化・晩産化、家族形態の多様化など社会情勢が大きく変化する中、誰の支援も受けずに育児をしている親も増えており、子育て家庭の負担が大きくなっています。
- 核家族化や地域での人間関係の希薄化などから、出産するまで子どもと触れ合う機会がなく、基本的な知識や情報がないまま、初めての子育てに向き合わなければならない家庭もあります。また、産後の心身ともに不安定な時期に、赤ちゃんの泣きや授乳のタイミングに戸惑い、これでいいのかと不安になる家庭もあり、こういった家庭の支援は重要です。

<方向性>

- 妊娠初期から出産・子育て期において、子育て世代包括支援センターを拠点に、関係機関と連携しながら、支援の必要な家庭を早期に見出し、情報やサービスの提供・支援等を行うことにより、妊産婦とその夫（パートナー）や家族が、たとえ心配があっても早期に相談して解消できるような、安心して出産・育児ができる切れ目ない支援の仕組みをつくっていきます。
- 母子の健康の保持増進を図るための母子健康診査や保健指導等の

実施、また、思春期の心と体の発達を理解し、大切にできるよう思春期健康教育などの取り組みを充実していきます。

2 施策の柱

①	安心して妊娠・出産できる仕組みづくり 妊娠・出産・産後の時期を健やかに過ごし、母子の健康が確保されるよう、母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、ペリネイタルビジット等、子育て世代包括支援センターでの妊娠期、出産期、産後期の切れ目ない相談・支援体制の構築を、関係機関と連携して図る。
②	乳幼児の健やかな発育・発達への支援 家庭訪問や乳幼児健康診査などで、子どもの成長発達を確認し、必要に応じて適切な医療や保健指導等につなげる。 また、子どもの心身の状態や発達・発育の偏り、親の育児経験不足から、育児不安や子どもの育てにくさを感じる等、支援の必要な家族に対しては、関係機関と連携して継続支援するなど、子どもの健やかな成長等を支える支援体制づくりに努める。
③	養育支援の必要な家庭に対する支援の充実 若年や多胎、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、養育支援の必要な家庭を早期に把握し、関係機関と連携しながら、専門職の訪問指導や訪問指導員の派遣等により継続的支援を行う体制を充実する。

3 成果指標

妊娠11週までの妊娠届出者の割合	【増加】
妊婦健診受診率	【増加】
生後4か月までの乳児家庭訪問の割合	【増加】
子どもの健診受診率（4か月、1歳6か月、3歳児）	【増加】
乳幼児健康診査未受診者フォローアップ率	【維持】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 安心して妊娠・出産できる仕組みづくり

母子健康手帳の交付	母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供および胎児、幼児への影響の大きい受動喫煙のリスクについて保健指導を行うなど、母子の健康の保持および増進を図る。また、妊婦健診の早期受診
子ども家庭局・子育て支援課	

	の勧奨やマタニティマーク等の情報を効果的に提供する。
両親学級等の実施 （すくすく子育て支援事業） 子ども家庭局・子育て支援課	夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶため、沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親教室を開催する。土・日曜日など父親も参加しやすい日に行う。
母子健康診査 子ども家庭局・子育て支援課	妊婦や乳幼児に対する健康診査や新生児のスクリーニング検査等を公費助成することで、経済的な負担を軽減するとともに、母子の健やかな発育を支援する。
産後うつ対策 （のびのび赤ちゃん訪問事業） 子ども家庭局・子育て支援課	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4か月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応する。
妊産婦・乳幼児なんでも相談 （すくすく子育て支援事業） 子ども家庭局・子育て支援課	育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的の実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行う。また講話などにより子育てに関する情報提供を行う。
⑩妊娠・出産等に関する相談支援事業 （妊娠・出産・養育にかかわる相談・支援事業） 子ども家庭局・子育て支援課	妊娠や出産に関する相談体制を充実するため、不妊や不育症、思いがけない妊娠などの悩みを抱える者に、専門職が適切な情報提供をしたり、必要な支援につなぐ電話相談事業を実施する。 また、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を支援することができるよう、産後ケア事業をはじめとした産前・産後サポート体制や相談機能を充実する。
ペリネイタルビジット事業 子ども家庭局・子育て支援課	妊産婦の育児不安を軽減するため、産前から産後間もない妊産婦とその家族が、育児について小児科医に何でも相談できるよう、産科医が小児科医を紹介する。
不妊に悩む方への特定治療支援事業及び不妊等専門相談 子ども家庭局・子育て支援課	不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないように、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。また、一般市民向けに妊娠や不妊に関する知識の普及啓発等を行うとともに、専門相談窓口を設置し、不妊治療、家庭・仕事との両立などさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減する。
思春期健康教育 （思春期保健連絡会） 子ども家庭局・子育て支援課、青少年課 教育委員会・指導第二課 保健福祉局・保健衛生課	思春期の子どもたちの健全な健康づくりを支援するために、思春期の子どもが、心身の変化を正しく理解し、自他の心と体を大切にすることができるよう、市内小学校・中学校において健康教育を実施する。

柱② 乳幼児の健やかな発育・発達への支援

母子健康診査 (再掲) 子ども家庭局・子育て支援課	妊婦や乳幼児に対する健康診査や新生児のスクリーニング検査等を公費助成することで、経済的な負担を軽減するとともに、母子の健やかな発育を支援する。
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 子ども家庭局・子育て支援課	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつける。
育児教室等の実施 〈すくすく子育て支援事業〉 子ども家庭局・子育て支援課	乳幼児の食事・睡眠等の基本的な生活習慣や、メディアとの付き合い方等子育てに関する知識の普及を図るため、赤ちゃんの育て方や子どもの心と身体発育・しつけなど育児に必要な知識を中心とした講義や交流会を取り入れた教室を開催する。
食を通じた乳幼児等の健康づくり事業 子ども家庭局・子育て支援課	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談を行う。また、参加できない対象者については、リーフレットの配布等で啓発を行う。
親子ですすめる食育教室 子ども家庭局・子育て支援課	幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、就学前児童の保護者を対象に幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演などを行う。
口腔保健支援センター事業 保健福祉局・健康推進課	乳幼児の歯科疾患の早期発見・早期対応を図り、健全な発育・発達、健康の保持増進を図るため、母子保健法第12条に定められた1歳6か月児歯科健康診査および3歳児歯科健康診査を実施する。
わいわい子育て相談 〈すくすく子育て支援事業〉 子ども家庭局・子育て支援課	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援する。
妊産婦・乳幼児なんでも相談(再掲) 〈すくすく子育て支援事業〉 子ども家庭局・子育て支援課	育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的の実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行う。また講話などにより子育てに関する情報提供を行う。

柱③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業（再掲） （のびのび赤ちゃん訪問事業） 子ども家庭局・子育て支援課	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつける。
産後うつ対策（再掲） （のびのび赤ちゃん訪問事業） 子ども家庭局・子育て支援課	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4か月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応する。
育児支援家庭訪問事業 （のびのび赤ちゃん訪問事業） 子ども家庭局・子育て支援課	個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因（ひとり親、親の心身の不調、望まない妊娠、経済的な問題、若年、多胎、多子、外国人等）で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行う。
乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業 （すくすく子育て支援事業） 子ども家庭局・子育て支援課	虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じる。 また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行う。未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努める。
養育支援訪問事業 子ども家庭局・子育て支援課	産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭に対して、訪問員を派遣し、育児や家事の支援を行うなど、早期に対応することで育児不安を軽減し、家庭の養育力を高め、児童虐待を防止する。

(参考データ)

○ 妊娠届出者のうち、妊娠11週までに届けをした者の割合

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
94.1%	93.8%	94.0%	91.7%	91.2%

資料：妊娠届出書集計

○ 妊婦健康診査受診率

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
97.4%	96.7%	96.6%	96.4%	97.4%

資料：北九州市妊婦健康診査受診結果

○ 「産後うつ病質問票」の実施結果

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施件数	6,102件	6,204件	6,222件	6,002件	6,072件
要支援者数	892件	843件	839件	646件	600件
割合	14.6%	13.6%	13.5%	10.8%	9.9%

資料：北九州市「産後うつ病質問票」の実施結果

○ 生後4か月までの乳児家庭訪問の割合

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
86.8%	93.0%	95.2%	95.5%	95.1%

○ 子どもの健診受診率

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4か月	97.6%	97.9%	97.8%	96.8%	97.6%
1歳6か月	96.0%	97.4%	97.3%	95.8%	97.3%
3歳	93.5%	91.9%	98.0%	94.0%	93.2%

○ 乳幼児健康診査の未受診者フォローアップ率

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
フォローアップ支援者	1,673人	1,347人	1,337人	1,139人	1,262人
フォローアップ率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

○ 10代の人工妊娠中絶数及び割合

	北九州市		全国		福岡県	
平成26年度	306件	14.1‰	17,854件	6.1‰	1,325件	11.1‰
平成27年度	256件	11.7‰	16,113件	6.8‰	1,082件	9.6‰
平成28年度	249件	11.5‰	14,666件	5‰	946件	8‰

資料：北九州市衛生統計年報、福岡県「人口移動調査」、厚生労働省「衛生行政報告例」、総務省「国勢調査」

注1：福岡県および全国の割合‰は、15～19歳の女性人口千体

注1：北九州市の割合‰は、15～19歳の日本人女性人口千体

○ 10代の出産件数及び割合

	北九州市		全国	
平成26年度	158件	7.3‰	13,011件	4.5‰
平成27年度	144件	6.6‰	11,929件	4.1‰
平成28年度	156件	7.2‰	11,095件	3.8‰

資料：北九州市衛生統計年報、厚生労働省「人口動態統計」

注：割合‰は、15～19歳の日本人女性人口千体

○ 不妊について不安や心配があると感じている人（18歳以上40歳未満の男女）

区分	平成25年度		平成30年度	
	回答者数	割合	回答者数	割合
全体	158人	19.0%	198人	22.9%
男性		13.2%		14.6%
女性		23.0%		28.4%

資料：北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

施策（２）母子医療体制の維持・強化 ～しっかり見守る親子の健康～

１ 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 本市では、「妊娠 22 週」から「出生後 7 日未満」までの出産前後の期間、いわゆる「周産期」の医療については、「総合周産期母子医療センター」(*)を含む 4 つの基幹病院で、リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的医療を提供するとともに、正常分娩を担当する病院・診療所が連携・役割分担しながら、優れた医療体制を構築しています。

さらには、市立八幡病院内の「小児救急・小児総合医療センター」をはじめとする 24 時間 365 日対応の小児救急医療体制により、軽症から重症患者まで、総合的な小児救急医療を提供しています。

- 今後、出生数の減少に伴って、分娩を担当する病院や診療所が減少していくことが予想されます。また、働き方改革など医師の負担軽減の必要性などに伴って、現在の 24 時間 365 日対応の救急医療体制にも、支障が生じる可能性もあります。
- 子どもを対象とした予防接種の接種者数、接種率は、高い水準で推移していますが、一定程度の未接種者が存在しています。

<方向性>

- 引き続きこれまでの小児救急医療体制を維持していけるよう、医療機関との連携を強めていきます。
- 予防接種については、これまでの高い接種率の水準を維持しつつ、さらなる接種勧奨を強化していきます。
- 風しん・麻しんなど妊婦や乳幼児への影響が大きい感染症については、抗体検査や予防接種費用の助成など、国の方針等も踏まえながら、市として、引き続き感染拡大の防止に取り組んでいきます。

※市立医療センター、産業医科大学病院

２ 施策の柱

① 周産期医療・小児救急医療体制等の維持・確保

安心して子どもを生み育てることができるよう、産科医や小児科医の確保に努めるとともに、優れた周産期医療や小児救急医療などの体制を維持する。

②	子どもの感染症予防の推進 感染症から子どもを守り、安心して子どもを産み育てることが出来る環境づくりのため、定期予防接種の必要性について理解を深め、接種率を向上させるなど、適切な実施に取り組む。
---	---

3 成果指標

周産期医療、小児救急医療体制の維持	【維持】
予防接種率	【維持】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 周産期医療・小児救急医療体制等の維持・確保

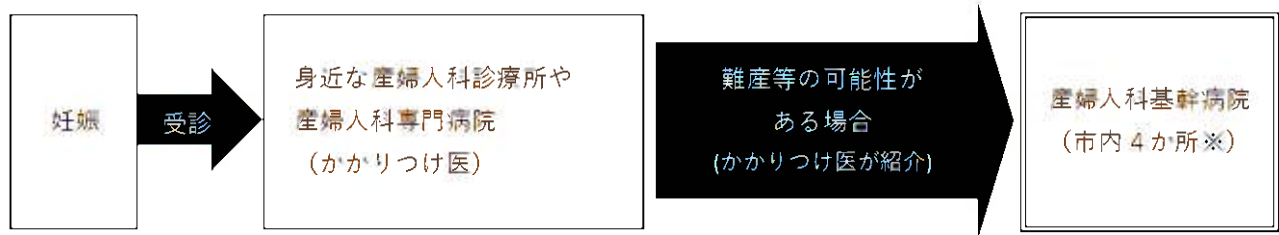
周産期医療体制の維持・確保 保健福祉局・地域医療課	市内の周産期にかかわる医療機関による産科連携体制の下、総合周産期母子医療センター等の4つの基幹病院を中核として、リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供する。
小児救急医療体制の維持・確保 保健福祉局・地域医療課	小児救急・小児総合医療センター（市立八幡病院併設）を含め、4つの医療機関が24時間体制で小児の救急患者を受け入れる体制を維持・確保するとともに、市内の小児科にかかわる医療機関との連携を図る。

柱② 子どもの感染症予防の推進

予防接種事業 保健福祉局・保健衛生課	予防接種法で指定する疾病の発生及びまん延を予防することを目的に、各医療機関で予防接種を行う。 また、感染症から子どもを守り、安心して子どもを産み育てる環境づくりのため、定期予防接種について理解を深め、接種率の向上等、適切な実施に取り組む。
---	---

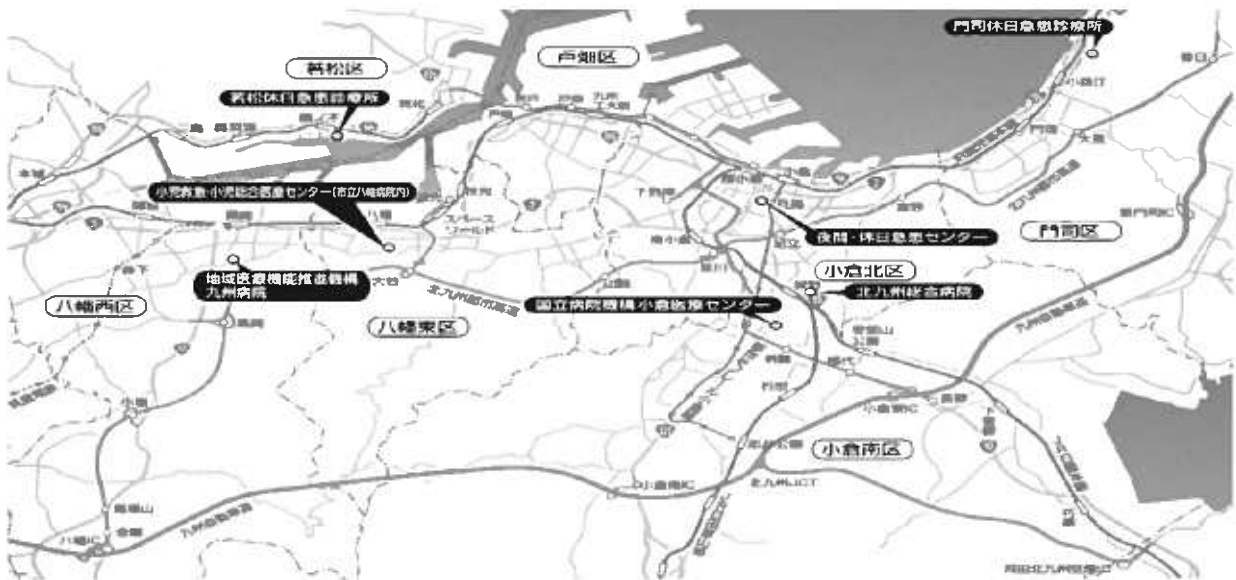
(参考データ)

○ 周産期医療体制



※ 難産等を取り扱う医療機関（産婦人科基幹病院）は、市立医療センター、国立病院機構小倉医療センター、地域医療機能推進機構九州病院、産業医科大学病院の4箇所です。

○ 夜間・休日に小児救急を実施している医療機関



医療機関名	住所	診療時間	☎
小児救急・小児総合医療センター (市立八幡病院内)	八幡東区 尾倉2-6-2	24時間 365日	662-1759
北九州総合病院	小倉北区 東城野町1-1	月～金 17:00～翌7:00 土・日・祝日 9:00～翌7:00 重症の場合は24時間 365日	921-0560
国立病院機構小倉医療センター	小倉南区 春ヶ丘10-1	24時間 365日 ※受付前に問い合わせが必要	921-8881
地域医療機能推進機構九州病院	八幡西区 岸の浦1-8-1	毎日 9:00～24:00 0:00～9:00は事前に問い合わせが必要	641-5111
夜間・休日急患センター (総合保健福祉センター1階)	小倉北区 席信1-7-1	月～土 19:30～23:30 日・祝日 9:00～23:30 ※受付は診療終了時間の30分前まで	522-9999
門司休日急患診療所	門司区 羽山1-1-24	日・祝日 9:00～17:00 ※受付は診療終了時間の30分前まで	381-9699
若松休日急患診療所	若松区 腰ノ木2-1-29	日・祝日 9:00～17:00 ※受付は診療終了時間の30分前まで	771-9989

(参考データ)

○ 保護者がより力を入れてほしい子育て支援策（抜粋）

区分	内容（割合）	平成25年度	平成30年度
就学前 児童 回答者数 H25:1,453人 H30:1,559人	安心して妊娠・出産、子育てできる医療体制	46.8%	52.3%
	子どもの健全な発育に資する、乳幼児の健診や相談などの保健サービス	20.4%	19.1%
小学生 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	救急医療をはじめとする子どもの医療体制	46.4%	50.9%
中学・高校生 回答者数 H25:1,086人 H30:1,396人	救急医療をはじめとする子どもの医療体制	41.4%	46.9%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：複数回答

○ 夜間・休日急患センター等の小児科受診状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小児救急の患者数	36,629人	37,650人	37,845人	38,055人	34,910人

注：小児救急・小児総合医療センター、夜間・休日急患センター、門司・若松休日急患診療所の

患者数の合計

○ 分娩を担当する病院・診療所の数（産婦人科など）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
32か所	32か所	31か所	31か所	29か所

資料：ママになる方へー市内の産科連携体制ー

注：出産まで対応する医療機関、難産等に対応する医療機関、正常分娩に対応する助産院の数の合計

○ 予防接種率

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
麻疹風しん	95.6%	94.8%	95.4%	96.1%	96.9%

目標2 子どもや若者が健やかに成長し、主体性が育つまちをつくる

施策（3）乳児・幼児期の教育や保育の充実 ～生きる力で育つ、育てる、育ちあう～

1 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 乳児・幼児期の教育や保育は、子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、3つの視点、すなわち「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」を持つことが重要となります。
- 現在、各現場では、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」（以下、要領・指針）等に表示された「育みたい資質・能力」（3つの柱）※1、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（10の姿）※2等を踏まえ、乳児・幼児期の教育や保育の充実に取り組んでいます。
市は、全ての子どもがこうした要領・指針等に基づく質の高い教育や保育を受けられるよう、質の向上や量の確保などの環境整備に取り組んでいくことが求められます。
- 幼稚園・保育所に対する満足度については、上昇傾向にあり、平成29年度数値では、「満足している」と回答した割合が9割を超えるなど、高い水準となっています（※3）。
- 現在、保育所の待機児童数は、年度当初0人を維持していますが、年度途中からは、地域や年齢によって入所が困難になるケースも発生しています。

<方向性>

- 幼稚園や保育所等の運営については、要領・指針等に表示された「育みたい資質・能力」（3つの柱）、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（10の姿）等を踏まえ、質を確保するとともに、乳児・幼児の育ちを確実に支えていきます。
- 幼稚園・保育所への満足度を維持できるよう、幼稚園教諭・保育士の専門性の向上を図る研修や、第三者評価等の実施により、教育や保育の質の維持・向上を図っていきます。
- 引き続き、保育士の確保などに取り組むことで、待機児童の継続的な解消に向けた環境整備を図っていきます。

- 幼児教育は次の小学校教育につなぐ重要な役割も担っています。要領・指針等に示されている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(10の姿)等を手掛りに、幼稚園教諭・保育士と小学校教師が子どもの姿を共有するなど、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るための「保幼小連携」の取り組みに、引き続き重点を置いていきます。
- 家庭の育児負担の軽減や、仕事と家庭のバランスのとれた生活の充実につながるよう、延長保育や一時保育、病児保育、幼稚園の預かり保育など、家庭の多様なニーズに対応した保育の充実に取り組むとともに、「ほっと子育てふれあい事業」や「ショートステイ」など、様々な預かり制度があることを広く周知していきます。

※1 育みたい資質・能力（3つの柱）

「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」

※2 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）

「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」

※3 「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」成果指標

2 施策の柱

① 教育・保育の質の向上と量の確保

幼稚園や保育所などの運営については、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」などを踏まえて実施し、質を確保するとともに、乳児・幼児の育ちを確実に支えていく。また、さらなる教育・保育の質の向上を図るため、体系的な研修等を通じて、幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上に取り組む。このほか、各園において、より特色のある運営ができるような環境整備についても検討を行っていく。

「北九州市子ども・子育て支援事業計画」を着実に進め、認定こども園への移行支援や保育所の老朽改築に合わせて入所定員の拡大を図るとともに、保育士が働きやすい環境を整備することによって保育士確保に取り組み、待機児童の継続的な解消を図る。また、直営保育所については、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能強化を図りながら、引き続き民営化を進め、必要な施設数で運営する。

② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育の充実

子どもの生活リズムに十分配慮しながら、幼稚園における預かり

	保育や保育所における延長保育、休日保育など、多様なニーズに対応した保育の充実を図る。
③	幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実 幼稚園、保育所等と小学校が連携し、幼稚園、保育所等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図る。また、教育・保育に必要な情報伝達を行う仕組みとして、幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育要録等を作成・活用する。
④	幼稚園、保育所等における子育て支援の充実 家庭における子育てを支援するため、専門性を生かした育児に関するノウハウの伝達や情報提供、育児相談や親子遊び、地域交流など、幼稚園、保育所等の機能を生かした取り組みを充実させる。

3 成果指標

幼稚園に対する満足度（施設・環境、教育内容）	【増加】
保育所に対する満足度（施設・環境、保育内容）	【増加】
幼稚園における学校関係者評価実施施設数	【全施設】
保育所及び地域型保育施設における児童福祉施設等第三者評価実施施設数	【増加】
保育所待機児童数（4月・10月）	【0人】
保幼小連携事業を実施する保育所、幼稚園、小学校の割合	【維持】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 教育・保育の質の向上と量の確保

保育所運営事業 子ども家庭局・保育課	仕事と子育ての両立支援を推進するため、保育の必要性のある子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育の実現を図る。
保育所における研修内容の充実 子ども家庭局・保育課	施設長や保育士等の資質向上のため、北九州市社会福祉研修所において研修を実施するとともに、研修内容の一層の充実を図る。
児童福祉施設第三者評価事業 子ども家庭局・保育課、子育て支援課	保育所等について、より適切な情報の提供やサービスの質の向上を図るため、第三者評価を実施する。あわせて、全ての施設が第三者評価を実施するよう普及を図る。
幼稚園における学校評価の実施 子ども家庭局・幼稚園・こども	教育活動や幼稚園運営の目標を設定し、達成状況等を評価することにより、継続的な改善を図る。 また、自己評価と学校関係者による評価を行い、その結果

園課	を公表することにより、保護者等から理解と参画を得て、幼稚園・保護者・地域の連携による幼稚園づくりを進める。
幼児教育の振興 子ども家庭局・幼稚園・こども園課	私立の幼稚園施設の設備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備する。 また、子ども・子育て支援新制度における施設型給付等を利用した幼稚園教諭の処遇改善を支援する。
幼稚園・認定こども園における研修内容の充実 子ども家庭局・幼稚園・こども園課	幼児教育の質の向上のため、幼稚園や認定こども園に勤務する教諭を対象とした、3歳未満児の保育や特別支援教育などの研修の充実を図る。
認定こども園の運営支援 子ども家庭局・幼稚園・こども園課	教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、事業者の意向などを踏まえ、認定こども園の普及を図るため、運営費用の一部助成や移行希望施設への支援を行う。
保育士・保育所支援センターの運営 子ども家庭局・保育課	保育所への就職を希望する求職者（保育士）と雇用者（保育所）双方のニーズを調整して、保育士の人材確保を図る。また、すでに保育所で働いている保育士からのさまざまな相談を受けることで、離職防止につなげる。
予備保育士雇用費補助事業 子ども家庭局・保育課	保育士確保を支援し、待機児童解消を図るため、認可保育所が配置基準を超えて保育士を雇用するための費用の一部を助成する。
㊦保育士宿舍借り上げ支援事業 子ども家庭局・保育課、幼稚園・こども園課	保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士の働きやすい環境を整備するため、市内保育所・認定こども園を経営する法人が保育士の宿舍を借り上げるための費用の一部を助成する。
計画的な老朽改築等の推進 子ども家庭局・保育課	老朽化の進む施設を対象に、老朽度等を考慮しながら、民間法人の協力のもと、計画的な施設の改築などを行う。
直営保育所の機能強化と民営化 子ども家庭局・保育課	直営保育所において、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能強化を図る。 また、保育所運営の効率化と機能の拡大を図るため、老朽化した施設の建て替え等にあわせて直営保育所の民営化を行うとともに、指定管理保育所の民間移譲について検討を行う。

柱② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育の充実

幼稚園における一時預かり事業 子ども家庭局・幼稚園・こども園課	子ども・子育て支援新制度により実施する一時預かり事業において、保護者のニーズに応じて教育時間の終了後等に預かり保育を実施する私立幼稚園を支援する。
延長保育事業 子ども家庭局・保育課	保護者の就労形態の多様化や、残業等に伴う保育時間の延長への需要に対応するため、家庭における子育てと仕事の調和に十分配慮しながら延長保育を実施する。
一時保育事業 子ども家庭局・保育課	保護者のパート就労や冠婚葬祭、育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育する。
休日保育事業 子ども家庭局・保育課	市内の認可保育所等を利用している児童等で、日曜日や祝日等に保護者の常態的な就労により保育の必要性がある児童について、指定の保育所で保育する。
病児保育事業 子ども家庭局・保育課	病児保育の利用状況や保護者ニーズを踏まえながら、医療機関併設型の病児保育を実施する。また、パンフレットやホームページ等で情報提供を行い、病児保育の利用の促進を図る。
ショートステイ・トワイライトステイ事業（親子短期支援事業） 子ども家庭局・子育て支援課	児童養護施設等において、保護者の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により宿泊を伴う一時的保育を行う「ショートステイ」と、保護者の仕事の都合等により帰宅が夜間にわたるため生活指導や夕食の提供を行う「トワイライトステイ」を実施する。また、「ほっと子育てふれあい事業」など他の関連サービスとの十分な連携を図り、利用しやすい環境づくりに努める。
ほっと子育てふれあい事業（再掲） 子ども家庭局・子育て支援課	ほっと子育てふれあいセンターにおいて、地域で子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人とで、ボランティア組織をつくり、会員同士で子どもの預かりや送迎など子育てサービスを行う。
一時預かり室の運営 子ども家庭局・総務企画課	子育てふれあい交流プラザ、子どもの館において、就学前までの子どもを預かる一時預かり室を運営する。
障害児保育の充実（再掲） 子ども家庭局・保育課	障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする集団保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行う。 加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行う。また、関係機関の協力のもと、集団保育の可能な重度の障害のある子どもは、直営保育所を中心に、医療的ケアが必要な子どもについては直営保育所での受け入れを進めている。

	く。
--	----

柱③ 幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実

幼稚園、保育所等と小学校の連携 子ども家庭局・幼稚園・こども園課、保育課 教育委員会・指導第一課	子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもを健やかに育むために幼稚園、保育所等と小学校が連携し、幼稚園、保育所等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図る。 ○幼稚園、保育所、小学校の職員間の交流・研修や園児・児童の交流活動など連携事業の継続実施 ○保幼小連携の質の向上を図る啓発パンフレットや接続カリキュラムの活用および連携担当者名簿の作成・活用 ○子どもの発達や学びの連続性を保障する仕組みとしての幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育要録等の作成・活用
幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化（再掲） 子ども家庭局・幼稚園・こども園課、保育課 教育委員会・特別支援教育相談センター、特別支援教育課 保健福祉局・障害福祉課	特別な教育的支援を必要とする幼児が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等や障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図る。 ○個別の教育支援計画等の作成と効果的な活用 ○特別な教育的支援が必要な幼児・児童についてのケース会議の実施 ○就学に向けた入学予定児童の引継ぎ資料等の作成 など

柱④ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実

㊦保育カウンセラー事業 子ども家庭局・保育課、幼稚園・こども園課	児童虐待の早期対応・防止や発達の気になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所等を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援する。 また、緊急事態等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努める。 当該事業の幼稚園・認定こども園での実施についても研究・検討を行う。
家庭支援推進保育事業の実施	家庭訪問や個人懇談等を通して子どもについて情報交換を行い、保護者との信頼関係を深めて子育て支援を行う。ケ

子ども家庭局・保育課	一 ース検討や事例研究を行い、自己研鑽をし、保育の質の向上のため研修会を開催する。
幼稚園における子育て支援機能の充実 子ども家庭局・幼稚園・子ども園課	私立幼稚園における未就園児の保育や親子登園、育児サークル支援、園庭・園舎開放などの実施を支援する。また、幼稚園教諭の研修参加を促進し、子育て支援機能を高める。
親子通園事業 子ども家庭局・保育課	発達気になる子どもを保護者と共に受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援する。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行う。
保育所における地域活動事業 子ども家庭局・保育課	保育の専門知識を生かし、在園児だけではなく近隣の在宅親子へ育児情報の提供を行ったり、育児相談を行ったりして、子育ての悩みや不安を緩和する役割を担う。 また、施設や園庭等を活用した幅広い活動を実施し、開かれた保育所づくりを推進する。

(参考データ)

○ 各施設に対する満足度

施設	区分	年度	大変満足	ほぼ満足	やや不満	大変不満	無回答
認定 こども園 回答者数 H25:11人 H30:58人	施設、環境	平成25年度	54.5%	36.4%	9.1%	0.0%	0.0%
		平成30年度	39.7%	51.7%	6.9%	1.7%	0.0%
	教育・保育の内容	平成25年度	36.4%	45.5%	18.2%	0.0%	0.0%
		平成30年度	51.7%	41.4%	6.9%	0.0%	0.0%
幼稚園 回答者数 H25:512人 H30:486人	施設、環境	平成25年度	31.8%	53.7%	13.1%	1.0%	0.4%
		平成30年度	38.3%	48.1%	12.3%	1.2%	0.0%
	教育・保育の内容	平成25年度	39.3%	52.0%	8.0%	0.4%	0.4%
		平成30年度	52.7%	43.4%	3.9%	0.0%	0.0%
認可保育所 回答者数 H25:436人 H30:574人	施設、環境	平成25年度	33.5%	47.9%	16.3%	1.8%	0.5%
		平成30年度	43.4%	42.0%	13.2%	1.4%	0.0%
	教育・保育の内容	平成25年度	39.4%	50.2%	9.2%	0.9%	0.2%
		平成30年度	53.1%	38.5%	7.8%	0.5%	0.0%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 幼稚園・保育所等における在園状況

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
未就学児童数	49,269人	48,420人	47,777人	46,921人	45,790人
幼稚園在園 (うち3歳未満児)	14,055人 (160人)	13,936人 (124人)	13,771人 (134人)	13,576人 (140人)	13,265人 (181人)
保育所等在園 (うち3歳未満児)	15,941人 (6,705人)	16,091人 (6,824人)	16,233人 (7,009人)	16,409人 (7,264人)	16,470人 (7,400人)
認定こども園 在園(再掲)	-	0人	0人	0人	0人
(うち1号)	-	152人	217人	475人	924人
(うち2号)	-	93人	167人	221人	441人
(うち3号)	-	53人	95人	106人	288人

資料：北九州市教育委員会「教育要覧」

注：幼稚園は、5月1日現在、保育所等は、4月1日現在

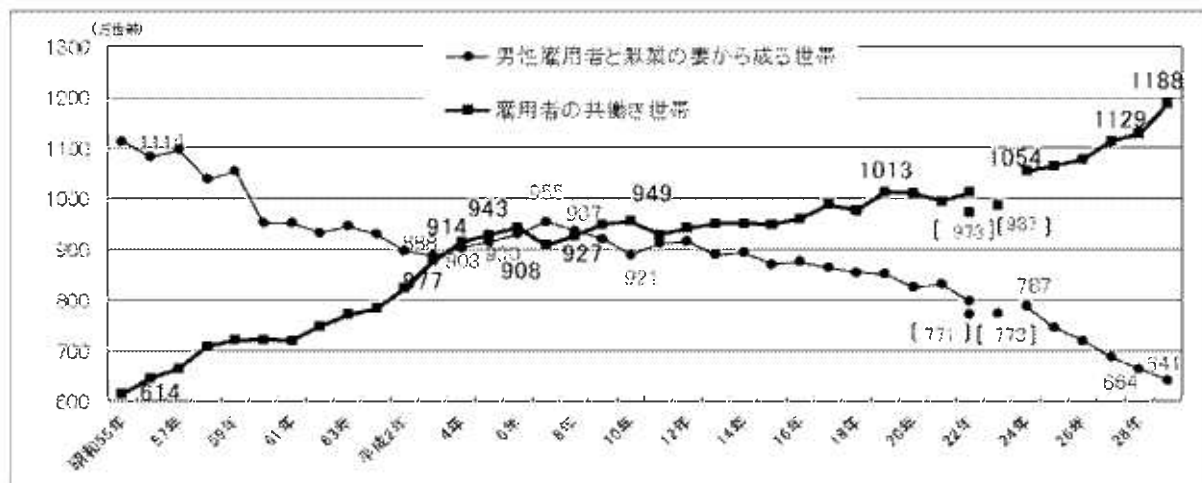
注：認定こども園は、幼稚園・保育所等の一部を再掲したもの

○ 保育所の待機児童数の推移

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4月	0人	0人	0人	0人	0人
10月	246人	139人	148人	57人	0人
3月	324人	283人	356人	284人	142人

注：各月1日現在

○ 共働き等世帯数の推移



資料：內閣府男女共同参画局「男女共同参画白書」

注：平成22・23年の（ ）内の数字は、岩手県、宮城県、福島県を除く数

○ 土曜日、日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

区分	日	平成25年度 回答者数 2,106人	平成30年度 回答者数 2,314人
ほぼ毎週利用したい	土曜日	19.1%	17.7%
	日曜日・祝日	1.8%	2.1%
月に1～2回は利用したい	土曜日	25.3%	29.4%
	日曜日・祝日	16.2%	17.7%
利用する必要はない・無回答	土曜日	55.6%	52.8%
	日曜日・祝日	82.0%	80.3%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 子どもが病気で教育・保育事業を利用できなかったとき、
 父母のいずれかが休んだ保護者の病児保育施設の利用希望（就学前児童）

区分	平成25年度 回答者数 779人	平成30年度 回答者数 740人
できれば施設を利用したい	34.3%	29.5%
利用したいとは思わない	64.6%	65.9%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 私立幼稚園における学校関係者評価実施施設数の推移

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
46施設	46施設	83施設	98施設	96施設

○ 保育所及び地域型保育施設における児童福祉施設等第三者評価実施施設数

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
—	141施設	145施設	149施設	153施設

○ 保幼小連携事業を実施する保育所・幼稚園・小学校（上段：数 下段：割合）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所 （認定こども園 保育所型含む）	158施設 97.5%	162施設 98.8%	162施設 99.4%	164施設 99.4%	165施設 100.0%
幼稚園 （認定こども園 幼稚園型含む）	88施設 86.3%	89施設 89.9%	88施設 88.9%	92施設 92.9%	96施設 100.0%
認定こども園 （地方裁量型）	— —	1施設 100.0%	2施設 100.0%	2施設 100.0%	3施設 100.0%
小学校	122施設 93.8%	126施設 96.2%	125施設 96.2%	129施設 98.5%	125施設 95.4%

施策（４）放課後児童の健全育成 ～みんなで「ただいま！」元気いっぱい、放課後児童クラブ～

１ 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 「放課後児童健全育成事業」（放課後児童クラブ）は、共働き等の理由により、昼間保護者のいない小学校に通う児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を提供して、児童の健全な育成を図ることを目的としています。
- 本市では、平成 20 年度から、放課後の児童の安全な居場所を確保することを目的に、学齢・共働き等の理由に関係なく、希望する全ての児童を受け入れる、いわゆる「全児童化」を全国に先駆けて実施しています。
- 放課後児童クラブを運営するにあたっては、児童が安全に安心して過ごすことのできる生活の場と、遊びなどの活動拠点としての機能を持つ専用区画を設け、快適な空間を提供することが必要となりますが、現在、クラブの施設・環境について「満足している」と回答した保護者の割合は、65%前後（※）となっています。
- 「開所日、開所時間」に対する満足度については、近年、上昇傾向にあります（※）。全施設で 18 時 30 分以降までの開所を実現しており、さらに 19 時までの開所が全施設の 40%になるなど、ニーズに応じた利用時間の拡大がその理由と考えられます。
- 放課後児童クラブは、区社会福祉協議会や社会福祉法人などが運営主体となり、地域の特色を活かした魅力ある運営を行っていますが、利用児童が増加している現状を踏まえ、運営主体に対する継続した支援が必要です。

<方向性>

- 「全児童化」の方針を継続していくとともに、女性の就業率の上昇等の影響により、年々利用児童数が増加している状況を踏まえ、より快適な施設環境を提供する観点から、引き続き必要な環境整備に取り組んでいきます。
- 時代のニーズを的確に把握しつつ、児童の生活リズムにも配慮したクラブの適切な利用時間について、検討を続けます。
- 子どもの社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、放課後児童支援員に対する研修に加え、巡回カウンセラーやアドバイザーの巡回・派遣等を行い、クラブの運営をサポートし

ていくなど、今後とも運営体制の強化や質の向上に取り組んでいきます。

※「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」成果指標（H27～H29年度）

2 施策の柱

①	放課後児童クラブの環境整備 放課後児童クラブを設置する全ての小学校区で利用を希望する児童を受け入れる「全児童化」を引き続き実施するため、学校施設の活用などによる受け皿の確保や利用内容の充実などの環境整備を行う。
②	放課後児童クラブの魅力の維持・向上 体系的な研修の充実や巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図る。また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じ、児童への対応等についてクラブと学校等との連携を促進し、クラブの魅力向上を図る。

3 成果指標

放課後児童クラブの利用を希望する児童の受け入れ	【100%】
放課後児童クラブに対する満足度（施設・環境、開所日・開所時間）	【増加】
運営内容に関する自己評価実施クラブ数	【増加】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 放課後児童クラブの環境整備

放課後児童クラブ「全児童化」の実施 子ども家庭局・子育て支援課	放課後児童クラブを設置するすべての小学校区で利用を希望する児童を受け入れる体制を維持する。
㊦ 放課後児童クラブにおける児童受入のための環境整備 子ども家庭局・子育て支援課	児童数の増加により、本市の基準で定める児童の専用区画の確保が難しくなる放課後児童クラブについて、学校施設の活用などにより受け皿を確保するなど、児童受け入れのための環境整備を行う。 また、民間で実施している学童向けの保育事業などの活用について検討を行う。
放課後児童クラブの利用内容の充実 子ども家庭局・子育て支援課	「小1の壁」解消のため、クラブの開設時間について、午後7時までの延長を推進する。また、利用者ニーズに対応するため、夏休み等長期休暇中の児童の受け入れを推進する。

柱② 放課後児童クラブの魅力の維持・向上

放課後児童クラブ の質の向上 子ども家庭局・子育て支援課	児童に適切な指導が行えるよう、児童おおむね 40 人に対して放課後児童支援員等を 2 人以上配置する。 併せて、児童が基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得や発達段階に応じた主体的な遊びや生活が行えるほか、障害のある児童等が安心して過ごすことができるよう、体系的な研修の充実や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図る。 さらに、運営委員を対象とした運営事務等の専門研修の実施や個別課題への対応を支援する巡回相談を行い、クラブの質の向上に努める。 また、放課後児童クラブアドバイザー等の専門職の派遣を通じて、児童への対応等で、クラブと学校等との連携を促進する。
放課後児童クラブ 利用者支援事業 子ども家庭局・子育て支援課	生活保護世帯等について放課後児童クラブの利用料を助成し、放課後児童クラブの利用を支援する。

(参考データ)

○ 放課後児童クラブ数および設置校区数

年度	クラブ数	設置校区数
平成26年度	201クラブ (201クラブ)	126校区 (126校区)
平成27年度	133クラブ (133クラブ)	126校区 (126校区)
平成28年度	133クラブ (133クラブ)	126校区 (126校区)
平成29年度	134クラブ (134クラブ)	127校区 (127校区)
平成30年度	134クラブ (134クラブ)	127校区 (127校区)

注：()は、全児童化実施クラブ数および校区数

注：平成27年度以降は、新制度に基づく統計によるもの

○ 登録児童数および待機児童数（4月1日現在）

年度	登録児童数		待機児童数	
		うち高学年児童数	人数	クラブ数
平成26年度	9,962人	2,225人	0人	0クラブ
平成27年度	10,551人	2,426人	0人	0クラブ
平成28年度	11,124人	2,675人	0人	0クラブ
平成29年度	11,489人	2,770人	36人(※)	1クラブ(※)
平成30年度	12,347人	3,031人	0人	0クラブ

※施設整備により、平成29年内に解消

注：平成27年度以降は、新制度に基づく統計によるもの

○ 放課後児童クラブの開所時間（4月1日現在）

年度	18時30分以降まで		うち19時以降まで	
	開所しているクラブ数		開所しているクラブ数	
平成26年度	200クラブ	(100%)	28クラブ	(14.0%)
平成27年度	132クラブ	(100%)	16クラブ	(12.1%)
平成28年度	133クラブ	(100%)	45クラブ	(39.8%)
平成29年度	134クラブ	(100%)	54クラブ	(40.3%)
平成30年度	134クラブ	(100%)	54クラブ	(40.3%)

注：()は、全クラブに対する割合

注：平成27年度以降は、新制度に基づく統計によるもの

○ 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れ数（4月1日現在）

年度	人数	クラブ数
平成26年度	284人	135クラブ
平成27年度	290人	92クラブ
平成28年度	290人	92クラブ
平成29年度	309人	94クラブ
平成30年度	320人	92クラブ

注：平成27年度以降は、新制度に基づく統計によるもの

○ 放課後児童クラブに対する満足度

区分		大変満足	ほぼ満足	やや不満	大変不満	無回答
施設 回答者数 H25:244人 H30:357人	平成25年度	24.2%	52.0%	16.8%	1.2%	5.7%
	平成30年度	44.8%	36.7%	15.4%	2.5%	0.6%
開所日・開所時間 回答者数 H25:244人 H30:357人	平成25年度	26.2%	49.2%	17.2%	2.5%	4.9%
	平成30年度	61.9%	24.9%	10.1%	2.8%	0.3%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

施策（５）地域における子どもの居場所づくり ～笑顔になれる、ぼくとわたしの快適空間～

１ 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 少子化が進み、地域との関わりが薄れる現在、子どもがありのままの自分を表現し、安心して過ごすことのできる場所、社会性を育むことのできる場所をつくっていくことの重要性が増しています。
- 子どもの居場所は、子どもが「気軽に」「いつでも」「だれでも」立ち寄ることのできる場所であることが必要です。また、大人の一方的な思いにならないよう、子どもを中心に据えて取り組むことが必要です。
- 子どもの居場所には、子どもの遊びの能力を引き出す大人、将来の手本となる大人、心のよりどころとなる大人の存在が欠かせません。大学生や高齢者など、子どもの成長を促すためには、多世代との交流の場づくりが必要です。
- 地域の子どもの居場所となる「子ども食堂」の取り組みは、市内で急速に広がりをみせています。

<方向性>

- 子どもにとって生活の主要な部分を占める遊びや社会体験、様々な人と交流できる、子どもに開かれた「居場所づくり」を進めます。
- 大人から居場所を与えられるという枠を越え、子どもがその場を自分の場所にしていこうという主体的な営みが形成されるよう留意しながら取り組みます。
- 子どもの居場所づくりは、子どもを接点とした新たな地域づくりの萌芽となり得ます。子どもの居場所が、多世代交流の場となるよう取り組み、将来的には、虐待を含め、気になる子どもや家庭に必要な支援につなぐプラットフォームとして機能することを目指します。
- 「居場所」で過ごした子ども達が、その後、先輩として、頼れる大人として、自発的にその居場所を支える存在となっていく自然なサイクルが生まれるよう、地域団体やNPO等とも協働し、取り組みを進めます。
- 全ての子どもが、自然と足を向けることのできる、楽しく魅力ある居場所を、地域の中にできるだけたくさん生み出せるよう、地域の人々の力を借りながら取り組んでいきます。「子ども食堂」は、その代表的な取り組みであり、今後さらに力を入れていきます。

2 施策の柱

①	<u>子どもの遊び環境の充実</u> 公園や屋内施設など、これまで整備してきた様々な遊びの環境の充実に取り組む。
②	<u>地域団体、NPO との協働等による子どもが主役の居場所づくり</u> 地域の力を得ながら、子どもが主体性をもって遊びを含む様々な活動を行うことができる、子どもが主役の「居場所づくり」に取り組む。代表的な取り組みとして「子ども食堂」の拡大に取り組む。

3 成果指標

子どもの遊び場や公園に対する満足度	【増加】
子育て支援施設（子育てふれあい交流プラザ、児童館）の満足度	【維持】
市内における子ども食堂の開設数	【増加】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 子どもの遊び環境の充実

子どもの館・子育てふれあい交流プラザの運営 子ども家庭局・総務企画課	子どもの豊かな感性や想像力を育み、子育て中の保護者が持つ負担や不安感を解消するための総合的な子育て支援拠点施設として、「子どもの館」、「子育てふれあい交流プラザ」の運営を行う。
学校施設開放事業 教育委員会・指導第二課	地域スポーツの普及および児童の安全な遊び場の確保のため、学校教育に支障のない範囲で小・中学校の体育施設を市民に開放する。
児童館の運営 子ども家庭局・子育て支援課	児童に健全な遊びを与えることで、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に運営するとともに、母親クラブ等の地域活動の育成助長を行う。
地域に役立つ公園づくり事業 建設局・みどり・公園整備課	身近な公園の再整備について、小学校区単位で開催するワークショップで地域住民の意見を聞き、地域ニーズを反映した公園整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指す。計画段階から地域住民が参加することで公園への愛着を高め、地域活動など公園利用の活性化につなげる。計画策定後は、翌年から概ね2ヵ年で再整備を行う。

柱② 地域団体・NPO との協働等による子どもが主役の居場所づくり

㊦ 子ども食堂開設支援事業 子ども家庭局・子育て支援課	地域のニーズに沿った、持続可能な子ども食堂の取り組みを支援するため、行政が調整役となり、子ども食堂ネットワーク北九州を中心に、開設や運営のサポートを、地域・企業・各団体・学校・行政等と連携を深めながら実施していく。 あわせて、開設支援補助や子ども食堂コーディネーターの配置、市民センターの有効活用など、ネットワークとともに子ども食堂の運営に必要な「人・モノ・資金・場所」をきめ細かくサポートしていく。
放課後児童クラブの「全児童化」(再掲) 子ども家庭局・子育て支援課	放課後児童クラブを設置する全ての小学校区で利用を希望する児童を受け入れる体制を維持する。
ユースステーションの運営(再掲) 子ども家庭局・青少年課	中・高校生をはじめとした若者が、学習や体験、スポーツ・音楽活動、仲間との交流等を通じて、自己を発見し、社会性や自立性を身に付けつける場となるよう「ユースステーション」の運営を行う。 また、各区には学習やスポーツ・音楽活動を行うことができる施設もあり、若者のニーズを把握しながら、こうした施設の活用や情報提供のあり方について検討する。
遊びの広場促進事業 子ども家庭局・青少年課	異年齢集団での遊びや自然体験、社会体験など、地域での体験活動・遊びの広場の輪を広げるため、他の団体・グループ活動の参考になる取り組みに対し補助金の交付を行い活動の支援を行う。
外遊び環境の充実(プレイパークの開催支援など) 子ども家庭局・青少年課	子どもたちが力いっぱい「遊び」「体験する」ことのできる「場」をしっかりと確保するため、子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ場であるプレイパーク(冒険遊び場)をNPO等と協働で実施するなど、外遊び環境の充実に取り組む。
㊦ 子どもが主体的に遊べる環境づくりの検討 子ども家庭局・青少年課	「子どもを中心に据えた遊び」の視点を取り入れた取り組みをあらゆる場所で推進する。また、様々な社会資源の掛け合わせによる、既存の居場所以外の遊びの場や居場所の検討も行う。

(参考データ)

○ 子どもの遊び場や公園に対する満足度

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
39.9%	48.7%	52.2%	52.1%	52.2%

資料：「元気進進！子どもプラン」に関する市民アンケート調査（平成26年度）

「元気進進！子どもプラン(第2次計画)」に関する市民アンケート調査（平成27～30年度）

○ 子育て支援施設の利用者数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育てふれあい交流プラザ	424,810人	442,415人	450,762人	424,986人	442,451人
子どもの館	789,702人	818,267人	806,900人	809,090人	814,352人
親子ふれあいルーム	63,063人	64,145人	65,948人	60,643人	57,743人
児童館	651,601人	647,406人	658,070人	627,127人	637,106人

資料：子育てふれあい交流プラザ・子どもの館は、入館者総数

親子ふれあいルームは、親子の利用数

児童館は、来館者総数（放課後児童クラブを含む）

○ 子育て支援施設の満足度

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
子育てふれあい交流プラザ	99.4%	99.2%	99.8%	99.8%	99.8%
子どもの館	98.4%	98.1%	99.4%	99.6%	99.7%
児童館	88.8%	88.2%	89.0%	90.8%	94.2%

資料：各施設の利用者へのアンケート調査により算出

○ 市内における子ども食堂の開設数

平成28年度	平成29年度	平成30年度
6	8	20

○ 子どもが過ごすことが多い場所（小学生）（抜粋）

区分	内容（割合）	平成30年度	平成25年度
平日 回答者数 H30:1,493人 H25:1,373人	1位 自宅（家族と過ごしている）	68.1%	63.8%
	2位 公園など屋外	46.4%	56.7%
	3位 学習塾や習い事等	43.9%	47.3%
日祝日 回答者数 H30:1,493人 H25:1,373人	1位 自宅（家族と過ごしている）	91.4%	88.9%
	2位 公園など屋外	35.9%	38.2%
	3位 祖父母等親族の家	23.6%	—

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

○ 子ども（小学生）の地域とのつながり

区分	年度	よくある	たまにある	ほとんどない	まったくない	わからない	無回答
近隣の大人とのコミュニケーション 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	平成25年度	39.3%	46.7%	10.9%	1.5%	1.3%	0.4%
	平成30年度	26.9%	48.0%	19.2%	3.1%	2.3%	0.5%
異年齢の子どもとの日常活動 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	平成25年度	40.6%	41.0%	13.5%	4.4%	0.2%	0.4%
	平成30年度	38.8%	39.3%	16.5%	3.8%	1.3%	0.3%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 子ども（小学生）と近隣の大人がコミュニケーションをとる機会（抜粋）

区分	内容（割合）	平成30年度	平成25年度
回答者数 H30:1,119人 H25:1,180人	1位 学校の登下校中の路上	68.9%	74.0%
	2位 家の近くや公園などで、遊んでいる時	61.5%	68.2%
	3位 子ども会の行事など地域活動の最中	26.7%	31.9%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査・平成25年度調査とも1～3位は同じ

注：複数回答

○ 子ども（小学生）が異年齢の子どもと交流している場（抜粋）

区分	内容（割合）	平成30年度	平成25年度
回答者数 H30:1,167人 H25:1,120人	1位 家の近所などで、日常的に遊んでいるとき	56.2%	62.6%
	2位 野球やサッカー、テニス等のスポーツ活動	45.9%	42.1%
	3位 子ども会をはじめとした地域活動	20.5%	23.8%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査・平成25年度調査とも1～3位は同じ

注：複数回答

施策（６）こころの教育、体験・学習機会の充実 ～ハートが育ついろんな学び～

１ 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 全国的に都市化や少子化が進む中、子どもが大勢で遊び、友人と語り合い、他人と協力し合うといった、社会性やコミュニケーション力を身に付ける機会が減っており、地域社会において、育むべき社会性などが育ちにくなっています。また、地域や家庭、社会環境が変化するにつれて、多様な人間関係の中で、育つ体験が少なくなっています。本市の現状を見ると、日頃から声かけなどのコミュニケーションがない子ども（小学生）が約２割、また異年齢の子どもと一緒に活動（遊び等）することがない割合も約２割いる状況です。（※）
- 本市はこれまで、学校教育の中で、校内・校外における体験活動の推進及びその成果を最大にするための学習の場を数多く設けてきました。また、青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験活動の推進や、青少年施設などを活用した自然体験、スポーツ・文化・科学の体験事業など、多種多様な体験活動の機会を提供しています。
- 幼児及び児童生徒に対して、科学の振興を図ることを目的として建設された児童文化科学館は、プラネタリウムのある施設として、毎年１０万人前後が利用していますが、一方で、最も古い施設が建築後約５０年経過するなど、老朽化等の問題が深刻化しています。
- 様々な他者と関わる「体験」から得られる「人と触れ合うことの楽しさ」や、集団の一員として役割を果たすことの充実感。好奇心を刺激され、もっと学びたいと思う感覚。中でも「お世話する・される」という関係から得られる「自分が必要とされている」という感覚は、子どもの主体性を生み、積極的に他者や社会と関わろうという意欲、すなわち社会性の基礎を育むことにつながります。このような子どもの自己肯定感を育み、成長を促すための、効果的な取り組みを実施していく必要があります。

<方向性>

- 子どもの社会性を育む重要な役割を担ってきた地域社会の代わりとなる場づくりや、子どもへの働きかけを行っていきます。
- 老朽化した児童文化科学館は「東田地区」に移転新設し、移転後は「ものづくりの街」に相応しい科学館として、北九州市の未来を担う

人材を育成していくとともに、地元企業と連携を図りながら、本市ならではの特色のある科学館として、さらなる賑わいを創出します。

- 子どもが活動の中心（主体）となって、自ら課題や問題に取り組み、それらを達成・克服していく機会を数多く用意するとともに、子どもを温かく支え見守る「応援者」を増やす取り組みを進めます。

※平成30年度本市調査

2 施策の柱

①	<u>学校におけるこころの教育の推進</u> 教育活動全体を通じて、道徳教育の充実を図り、児童生徒の自尊感情や規範意識を向上させるとともに、豊かな体験活動を通じて、郷土への愛着を深め豊かな情操を養う。また、児童生徒が自他の心と体を大切に、互いのよさを認め合える人権尊重の意識と実践力を養う。
②	<u>体験活動等を通じた学びの機会の提供・充実</u> 次代を担う青少年が社会との関わりを自覚しながら、自己を確立・向上していけるよう、自然体験や社会体験などの体験活動の機会や場を提供する。
③	<u>児童文化科学館の移転新設（新科学館の整備）</u> 「誰もが科学に興味を持つきっかけづくり」「技術系人材の育成」などのコンセプトのもと、子どもを中心とする全世代をターゲットに整備を進め、「科学や技術の興味・関心を高め、北九州市の未来を担う人材を育む、賑わいを創出する科学館」を目指す。

3 成果指標

人の役に立つ人間になりたいと思うと回答した児童生徒の割合	【増加】
自分にはよいところがあると回答した児童生徒の割合	【増加】
新科学館の入館者数	【（検討中）】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 学校におけるこころの教育の推進

心の教育推進事業 教育委員会・指導第一課	教科化となった「特別の教科道徳」（道徳科）の授業の充実を図るとともに、伝統文化や異年齢・地域交流など豊かな体験を通して、児童生徒が自己の生き方についての考え方を深める道徳教育を推進するとともに、教育活動全般を通じて道徳性を養う取り組みを進める。 また、豊かな情操を養うため、感受性の豊かな中学生に対して、芸術性の高い演劇・音楽・美術などの鑑賞の取り組み
------------------------------------	--

	を行う。 先人の業績および郷土の自然や歴史を盛り込んだ校歌・市歌などを通して郷土への愛着を深める取り組みを進める。
人権教育推進事業 教育委員会・指導第二課	学校教育においては、生命の大切さを学び、自尊感情や他の人によりよく生きようとする意識、集団生活での規範を尊重し、義務や責任を果たす態度など、「生きる力」を育む教育活動を推進する。 人権教育は学校等が行うすべての教育活動の基盤となるものであり、個々の人権を尊重し、子どもの実態や発達段階を踏まえ、学校・園の教育活動全体を通じて取り組む。
思春期健康教育 (思春期保健連絡会) (再掲) 子ども家庭局・子育て支援課、 青少年課 教育委員会・指導第二課 保健福祉局・保健衛生課	思春期の子どもたちの健全な健康づくりを支援するために、思春期の子どもが、心身の変化を正しく理解し、自他の心と体を大切にすることができるよう、市内小学校・中学校において健康教育を実施する。

柱② 体験活動等を通じた学びの機会の提供・充実

青少年体験活動等 活性化事業 子ども家庭局・青少年課	青少年の「生きる力」や「豊かな心づくり」に欠かせない、自然体験や社会体験など、様々な体験活動の情報を集約し、タイムリーに発信するとともに、青年リーダーの養成などを通じて、さらなる青少年の健全育成環境づくりを進める。
青少年の家の運営 子ども家庭局・青少年課	施設周辺の豊かな自然の中で、野外活動や集団生活などの体験を通して、規律、協同、友愛、奉仕の精神を学び、心身ともにたくましい青少年の育成を図る。また、身近でより安全かつ快適に利用できるように、青少年施設の環境整備を行う。
ユースステーションの運営 子ども家庭局・青少年課	中・高校生をはじめとした若者が、学習や体験、スポーツ・音楽活動、仲間との交流等を通じて、自己を発見し、社会性や自立性を身に付ける場となるよう「ユースステーション」の運営を行う。 また、各区には学習やスポーツ・音楽活動を行うことができる施設もあり、若者のニーズを把握しながら、こうした施設の活用や情報提供のあり方について検討する。
青少年ボランティア ステーション推進事業 子ども家庭局・青少年課	青少年の成長に欠かすことができない様々な体験活動等を通じ、青少年が社会構成員として、規範意識や社会性、協調性を身に付けることができるよう、青少年ボランティアステーションを拠点に、青少年のボランティア体験活動を支

	援、促進する。 また、ひきこもりや非行等の問題を抱える少年の社会的自立を支援するため、社会参加ボランティアプログラムを実施する。
チャレンジ100 キロ～歩け北九州 っ子若武者の旅 子ども家庭局・青少年課	心身ともにたくましい子どもたちの育成を目的として、80名の子どもたちが、市内の青少年施設に連泊しながら、市内の山々など100キロの行程を踏破する。
子ども文化ふれあ いフェスタ 市民文化スポーツ局・文化企画課	日本舞踏やいけばななどの文化体験を通して、子どもたちの豊かな情操を養うとともに、芸術文化に対する関心を高め、未来の文化の担い手としていくために、夏休み期間中に文化団体等が企画したワークショップ等を実施し、芸術文化に対する関心を高める。
子ども文化パスポ ート事業 教育委員会・企画調整課	地域の文化・歴史・自然に接することにより、豊かな心を育むとともに親子のふれあう機会を増やすことを目的として、夏休み期間を中心に、文化施設をはじめとするさまざまな施設に無料（一部割引）で入場できるパスポートを子どもたちに配布する。
博物館セカンドス クール事業 市民文化スポーツ局・自然史・歴史博物館普及課	博物館を第2の学校（教育の場）として位置づけ、ミュージアムティーチャー（博物館勤務の教員）を配置し、体験学習の実施や学習プログラムの作成等に取り組み、理科・社会科への学習の意欲向上に資することにより博学連携を推進する。 特に、「博物館への誘致事業」、「学校教育支援事業」、「家庭教育支援事業」の3つの柱をかけた、学校教育現場と博物館の結びつきを強める。
環境教育推進事業 教育委員会・指導第一課	体験的な学習を通して環境に対する認識を深めるとともに、環境の保全等のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成を図る。 ○小学生を対象とした「環境アクティブ・ラーニング」の実施 ○（仮称）SDGs推進指定校の拡充など

柱③ 児童文化科学館の移転新設（新科学館の整備）

④ 新科学館整備事業 子ども家庭局・青少年課	老朽化等の問題が深刻化している現在の児童文化科学館に代わる、「ものづくりのまち」に相応しい、新たな科学館の整備を進める。
--------------------------------------	---

(参考データ)

○ 人の役に立つ人間になりたいと思うと回答した児童生徒の割合

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学6年生	92.7%	92.1%	93.3%	91.1%	94.7%
中学3年生	94.1%	92.8%	92.5%	91.5%	94.4%

資料：全国学力・学習状況調査（平30年度）

○ 自分にはよいところがあると回答した児童生徒の割合

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学6年生	72.1%	72.8%	73.5%	75.9%	82.7%
中学3年生	66.2%	64.3%	68.1%	69.9%	78.4%

資料：全国学力・学習状況調査（平成30年度）

○ 青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験延人数

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
5,279人	5,415人	5,734人	5,387人	7,116人

○ 体験活動等施設の延べ利用者数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
玄海青年の家	61,420人	62,727人	63,502人	64,090人	64,341人
夜高青少年センター	67,577人	71,002人	62,187人	60,411人	61,237人
もじ少年自然の家	40,015人	44,103人	44,569人	42,076人	38,886人
かぐめよし少年自然の家	20,016人	21,707人	20,641人	20,307人	17,699人
児童文化科学館	98,364人	100,840人	100,617人	101,432人	93,486人
ユースステーション	65,040人	53,091人	69,701人	71,514人	72,160人

○ 子ども（小学生）の地域とのつながり

区分	年度	よくある	たまにある	ほとんどない	まったくない	わからない	無回答
近隣の大人との コミュニケーション 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	平成25年度	39.3%	46.7%	10.9%	1.5%	1.3%	0.4%
	平成30年度	26.9%	48.0%	19.2%	3.1%	2.3%	0.5%
異年齢の子どもとの 日常活動 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	平成25年度	40.6%	41.0%	13.5%	4.4%	0.2%	0.4%
	平成30年度	38.8%	39.3%	16.5%	3.8%	1.3%	0.3%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

施策（７）青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援 ～これからの自分を見据えた次への一歩～

１ 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 本市では、青少年を被害者にも加害者にもさせないため、関係機関や青少年関係団体などからなる「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」を設置し、各種の非行対策について、全市・全庁的な立場から、総合的でより実効性のある取り組みを検討・実施しています。

この結果、本市における「少年非行情勢」は大幅に改善していますが、「非行者率」は、年々減少傾向にあるものの、全国数値と比較すると、未だに高い水準にあります。

- 非行防止の重要なパーツである「薬物乱用防止」に関しては、インターネットやデリバリー販売など、青少年が手軽かつ発覚しにくい方法で薬物を入手できる機会が増えています。
- 既に非行に走ってしまった青少年の自立のためには、彼らが定職に就き社会の一員として受け入れられることが重要です。現在、就職先を提供してくれる「協力雇用主」の登録数（協力雇用主登録業者数）は、増加傾向にあります。
- 学校は、児童生徒が社会性を育みながら自立して生活できるよう、その成長を支えることが必要です。特にいじめや長期欠席（不登校）は、児童生徒の居場所を奪うことにつながる極めて深刻な問題であり、一つ一つの事案に対し、きめ細やかな対応が求められます。
- 若者の自立支援については、総合相談窓口「子ども・若者応援センター『YELL』」において、関係機関と連携しながら、相談対応や体験プログラムの提供など、きめ細かな自立支援に取り組んでいます。就労体験の参加者数は年々増加傾向にあり、就労等に至る件数も平成31年の目標値（500人）に近づきつつあります。

<方向性>

- 関係機関や団体、そして地域との連携をより一層推進し、効率的・効果的な事業実施を行うことにより、「青少年の非行を生まない地域づくり」の実現を目指していきます。
- 低年齢期からの「非行防止」や「健全育成」の施策をさらに強化し、子どもたちの健やかな成長を促すとともに、非行化の傾向にある少年に対しては、再犯防止の観点から、早期の立ち直り支援や、協力雇用

主の活動をより一層の支援していきます。また、子どもやその保護者だけでなく地域に向けても、薬物乱用の危険性に関する啓発を引き続きしっかり行っていきます。

- 学校においては、教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門スタッフ、関係機関等が密接に連携しながら、支援を必要とする児童生徒への働きかけを行います。スクールカウンセラーの一層の活用を図り、児童生徒が悩みを相談しやすい環境整備を進めるとともに、学校常駐型、いわゆる「配置型」のスクールソーシャルワーカーも含めた体制の充実を検討し、問題の早期発見・早期対応を図っていきます。
- 児童生徒のスマートフォンの所持率が年々増加し、SNS上のいじめや様々なトラブルが懸念されることから、スマホ等の利用実態を把握し、PTAと連携して、保護者に対するより効果的な啓発に取り組めます。
- 「YELL」をはじめとする若者の自立支援の取り組みについて、更なる周知を図り、若者を総合的にサポートする環境づくりを行うとともに、若者の自立、立ち直りの支援のため、教育・福祉・医療・雇用などの関係機関・団体との連携をさらに強めていきます。

2 施策の柱

①	<u>非行を防止するための取り組みの推進</u> 警察をはじめとした関係機関や各青少年関係団体、そして地域との多機関連携の推進を図り、各種啓発や取り組みをより一層強化していくことで、青少年の非行や違法薬物の乱用を防止する。
②	<u>非行からの立ち直りを支える取り組みの推進</u> 警察や保護司会、協力雇用主会をはじめとした関係機関・関係団体との連携を図り、非行相談や、家庭環境等に問題を抱える青少年の居場所づくり、非行歴のある青少年の就学支援や就労支援等について市民の理解を深め、非行からの立ち直りを支えるための取り組みを推進する。
③	<u>いじめや長期欠席（不登校）へのきめ細やかな対応</u> いじめや長期欠席（不登校）等に関して、児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。また、教員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の専門スタッフ、関係機関が連携し、組織的な対応を図るとともに、個別事案ごとに的確に実態を把握し、きめ細やかな対応を行う。

④	若者の自立を支援する環境づくり 現代の若者の悩みやトラブルは複雑になってきており、不安定な雇用やニート（若年無業者）、ひきこもりなどに対応するためには、従来の個別分野における対応では限界がある。 若者が自立できるまで、継続性のある有効な支援を行っていくため、教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用等の関連機関・団体が連携し、若者を総合的にサポートする環境づくりを行う。
---	---

3 成果指標

非行者率	【減少】
少年の再犯者数	【減少】
北九州市協力雇用主登録者数	【増加】
いじめの解消率	【100%】
長期欠席児童生徒数	【全国平均以下】
「YELL」来所相談者の就業等実績	【増加】
ひきこもりの人の自立に向けた支援段階が進んだ割合	【増加】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 非行を防止するための取り組みの推進

「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」の運営 子ども家庭局・青少年課	本市の非行対策を総合的に推進するため、「北九州市『青少年の非行を生まない地域づくり』推進本部」を運営する。 （本部長：市長） 推進本部には、三つの「対策部会」を設置。「対策部会」は、市（青少年課、安全・安心推進課等）・県警（少年課、薬物乱用対策課等）・法務省（保護観察所、少年審判所等）をはじめ、協力雇用主会、保護司会、ガーディアン・エンジェルス、少年補導員連絡協議会、PTA、医師・薬剤師会などの関係機関・団体が、①「非行防止対策」②「非行からの立ち直り支援」③「薬物乱用の防止と啓発」のための対策を検討し、実行する。 併せて、構成機関・団体間の連携を深め、全市的なネットワークを形成することにより、非行対策の総合的な推進を図る。（④「地域団体・関係機関との連携強化」） ※①～④：推進本部の施策の四つの柱
非行防止活動の推進 子ども家庭局・青少年課 教育委員会・指導第二課	過去からの取り組みにより、非行者率や再犯者率は大幅に減少傾向にあるが、全国平均と比較すると依然として高水準にある状況を踏まえ、市内全中学生を対象とした「非行防止教室」を継続しながら、小学生に対する施策も強化し、低年齢期からの非行防止を図っていく。 また、本市の不良行為少年補導者人員の過半を占める“深

	夜徘徊”を防止するために、「声かけ深夜パトロール」の実施、「ガーディアン・エンジェルス」との連携、「はいかい防止声かけネットワーク」の推進など、より実効性のある取り組みを強化していく。
ネットトラブル等 防止及びスマート フォンの適正利用 の推進 子ども家庭局・青少年課 教育委員会・指導第二課	インターネット上のウェブサイト等において、児童生徒の不適切な書き込み等を把握し問題の未然防止・早期発見を図るとともに教職員に対する研修を行いネットトラブルの防止に努める。また、児童生徒のスマートフォンの所持率が年々増加している状況を踏まえ、スマートフォンの適切な使用について児童生徒や保護者への啓発に取り組む。 加えて、青少年が、SNSをはじめとしたコミュニティサイトなどをきっかけとする事件に巻き込まれるケースの増加を受け、メディア上の有害環境の危険性を啓発する取り組みを推進するほか、警察、青少年団体と連携した「メディア（ネット）・リテラシー向上協議会」を設立するなどして、ネットやスマートフォンの適正な利用推進を図り、ネット被害やいじめの防止、スマートフォンやゲーム依存の防止啓発等、今日のデジタル社会に顕在化している様々な課題の解決に向けて取り組んでいく。
地域における青少 年の見守り体制の 充実 子ども家庭局・青少年課	地域ぐるみで子どもを見守り、非行の防止や非行からの立ち直り支援、健全育成を図るための施策の充実に取り組む。 ・「北九州市少年補導委員」による補導・環境浄化活動 ・「北九州市青少年健全育成協議会」による青少年の健全育成活動 ・北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」の運営による青少年への声かけパトロール ・「薬物乱用防止モデル地域事業」の推進 ・「地域会議」の推進 ・地域における「非行少年の立ち直り支援」「非行少年の居場所づくり」の推進 ・多世代農園事業などをはじめとした、地域ぐるみで行われる青少年健全育成活動の充実。
薬物の乱用防止に 向けた広報・啓発 子ども家庭局・青少年課	近年、覚せい剤や大麻の事案など新たな課題が生じている。市内のシンナー事犯等は撲滅され情勢は改善されてきたが、一方でインターネットやデリバリー販売など、水面下で青少年の身近に違法薬物が存在する脅威が発生してきた。こうした状況を踏まえ、「薬物乱用防止教室」実施や「薬物乱用防止モデル地域」を指定するなどして、薬物の乱用を未然に防ぐための啓発やパトロールを行う。

柱② 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」の運営 子ども家庭局・青少年課	深夜はいかいを繰り返す青少年をさまざまな危険や誘惑から守り、その立ち直りを支援するため、はいかいしている青少年への声かけや相談対応、さらには警察や立ち直り支援機関との情報共有を図ることで非行や事件から青少年を守る、北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」を運営する。
㊦協力雇用主と連携した就労支援 子ども家庭局・青少年課	非行歴のある青少年の就職促進や、その受け皿となる協力雇用主の拡充を、福岡保護観察所と協働しながら図って行く。また、協力雇用主が、雇用した少年から損害を受けた場合の「見舞金」制度や、「立ち直りを目指す非行少年への就労促進住居確保支援事業」などを実施することで、協力雇用主活動への支援と理解促進を推進する。
非行少年の立ち直り支援 子ども家庭局・子ども総合センター	非行少年の立ち直りと自立を促進するためには、「居場所」「就労」「就学」が効果的である。そのため、学校、警察、地域等と連携して非行少年に対する「就労支援」や「就学支援」を積極的に行うことで、非行少年の立ち直りを目指す。 また、教育委員会や警察等の関係機関と定期的に開催している非行相談連絡会議において相互連携をより推進し、教育・福祉の視点に立った取り組みを実施する。
少年支援室の運営（再掲） 子ども家庭局・子ども総合センター	不登校やひきこもり、非行等の悩みを抱える少年に対し、通所を通して生活習慣の確立や自学自習、集団適応指導等のさまざまな少年の状態に応じたきめ細かな支援活動を行い、学校や社会への復帰を図る。

柱③ いじめや長期欠席（不登校）へのきめ細やかな対応

いじめ対策の充実 教育委員会・指導第二課	北九州市いじめ防止基本方針に基づき、いじめを適切に把握するとともに、児童生徒や学校・関係機関によるいじめ防止の取り組みを推進する。 ○「いじめ問題に関する実態調査（アンケート・面接）」の全校実施 ○教職員用の指導書「いじめ問題を見過ごさないために」を用いた研修の実施 ○「北九州市いじめ問題専門委員会」による調査審議 ○「北九州市いじめ・非行防止連絡会議」による関係機関・団体との連携強化 など
長期欠席（不登校）対策の充実 教育委員会・指導第二課	児童生徒の人間関係づくりや小中連携による取り組みを推進することにより、長期欠席（不登校）の未然防止を図るとともに、関係機関やスクールソーシャルワーカー、スクー

	ルカウンセラーと連携した対応により、長期欠席（不登校）の解消を図る。 また、ICTを活用し長期欠席（不登校）の児童生徒への学習支援に取り組む。
スクールカウンセラーの配置 教育委員会・指導第二課、特別支援教育課	長期欠席（不登校）やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要があることから、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、全ての中学校区及び特別支援学校に配置し、小学校に派遣するなどして、生徒指導上の諸問題の解決を図る。 課題の早期発見・早期対応を推進するため、スクールカウンセラーの一層の活用を図る。
㊦ スクールソーシャルワーカー活用事業 教育委員会・指導第二課	長期欠席（不登校）、いじめ等の児童生徒に係る問題行動解消や児童虐待の対応のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行う。 今後、学校常駐型、いわゆる「配置型」スクールソーシャルワーカーも含めた体制の充実を検討する。
少年支援室の運営 子ども家庭局・子ども総合センター	不登校やひきこもり、非行等の悩みを抱える少年に対し、通所を通して生活習慣の確立や自学自習、集団適応指導等のさまざまな少年の状態に応じたきめ細かな支援活動を行い、学校や社会への復帰を図る。
㊦ 不登校状態の子どもに寄り添った次への一步応援事業 子ども家庭局・青少年課	不登校状態にある中学生を対象に、卒業後、本人やその家族が社会から孤立せず、「次への一步」を踏み出すことができるよう、中学校卒業前の段階からNPO法人等を活用した専門スタッフによるアウトリーチ（訪問支援）等を通じて、一人ひとりに寄り添った伴走型支援を行う。

柱④ 若者の自立を支援する環境づくり

若者のための応援環境づくりの推進 子ども家庭局・青少年課	若者向けホームページや「北九州市子ども・若者支援地域協議会」の運営、ユースアドバイザー養成講習会の開催など、若者を総合的にサポートする環境づくりを推進する。
子ども・若者応援センター「YELL」の運営 子ども家庭局・青少年課	子ども・若者応援センター「YELL」を拠点とし、社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている子どもや若者の自立を応援・支援する。また、利用者の利便性の向上を図るため、YELL出張相談の実施を検討する。

ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」の運営 保健福祉局・精神保健福祉課	ひきこもりの問題を抱えた当事者や家族等の電話相談や来所相談、訪問支援、フリースペース等を提供することで、ひきこもり当事者が社会に参加し、いきいきと自分らしく暮らせることを目指す。
社会的ひきこもり対策事業 保健福祉局・精神保健福祉センター	さまざまな要因によって社会的な参加の場面がせばまり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われているひきこもりの中でも、背景に精神疾患や発達障害がないとされる「社会的ひきこもり」の状態にある人たちが自立できるよう支援と体制づくりを目指す。
「若者ワークプラザ北九州」の運営 産業経済局・雇用政策課	「若者ワークプラザ北九州」において、概ね10歳までの求職者に対し、就職関連情報の提供や就業相談、職業能力向上のための講座、希望や適性に合った職業紹介等の実施により、若年者の就業を促進する。
少年支援室の運営（再掲） 子ども家庭局・子ども総合センター	不登校やひきこもり、非行等の悩みを抱える少年に対し、通所を通して生活習慣の確立や自学自習、集団適応指導等のさまざまな少年の状態に応じたきめ細かな支援活動を行い、学校や社会への復帰を図る。
㊦ 不登校状態の子どもに寄り添った次への一步応援事業（再掲） 子ども家庭局・青少年課	不登校状態にある中学生を対象に、卒業後、本人やその家族が社会から孤立せず、「次への一步」を踏み出すことができるよう、中学校卒業前の段階からNPO法人等を活用した専門スタッフによるアウトリーチ（訪問支援）等を通じて、一人ひとりに寄り添った伴走型支援を行う。

(参考データ)

○ 子ども（小学生）の地域とのつながり

区分	年度	よくある	たまにある	ほとんどない	まったくない	わからない	無回答
近隣の大人とのコミュニケーション 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	平成25年度	39.3%	46.7%	10.9%	1.5%	1.3%	0.4%
	平成30年度	26.9%	48.0%	19.2%	3.1%	2.3%	0.5%
異年齢の子どもとの日常活動 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	平成25年度	40.6%	41.0%	13.5%	4.4%	0.2%	0.4%
	平成30年度	38.8%	39.3%	16.5%	3.8%	1.3%	0.3%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 非行者率

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
北九州市	9.6人	7.9人	6.4人	5.4人	3.8人
全国	5.1人	4.2人	3.4人	3.0人	2.7人

資料：福岡県警察データより集計

注：非行者率は、年度ではなく年で算定している

注：非行者率とは、10歳から19歳までの少年1,000人あたりの検挙補導人員数

○ 少年の再犯者数

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
254人	240人	193人	144人	111人

資料：福岡県警察データより集計

注：少年の再犯者数は、年度ではなく年で算定している

○ 北九州市協力雇用主登録者数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
156社	185社	208社	234社

○ いじめの認知件数、解消件数、解消率

区分	小学生			中学生		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
認知件数	137人	929人	2706人	171人	346人	519人
解消件数	120人	921人	2651人	167人	336人	500人
解消率	87.6%	99.1%	98.0%	97.7%	97.1%	96.3%

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

注：平成28年度より、文部科学省の通知を踏まえ、従来は、『いじめの芽(兆候)』として

とらえていた事案も認知件数に含めたため、大幅に増加している。

○ 市立小・中学校での長期欠席（不登校）児童生徒数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学生	93人	109人	162人	205人	
中学生	582人	611人	660人	744人	
計	675人	720人	822人	949人	

資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

注：長期欠席者のうち、「不登校」を理由に報告されている児童生徒数

注：平成30年度の数字については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一斉公表後に公表

○ 中学・高校生が放課後等で過ごすことが多い場所

区分	年度	自宅	学校 (部活動等)	学習塾や 予備校等	公園や街中 など屋外 (友だち等と遊 んでいる)	友だちの 家
放課後 回答者数 H25:1,086人 H30:1,396人	平成25年度	69.1%	54.8%	27.1%	6.2%	6.1%
	平成30年度	79.2%	47.3%	25.9%	5.8%	5.4%
休日 回答者数 H25:1,086人 H30:1,396人	平成25年度	77.6%	40.8%	16.8%	24.9%	19.5%
	平成30年度	85.1%	35.5%	17.3%	16.0%	15.6%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 小・中学生のスマートフォンの所持率

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学5年生	北九州市	17.5%	19.5%	21.7%
	全国	13.5%	14.7%	16.7%
中学2年生	北九州市	48.3%	56.5%	60.6%
	全国	46.6%	49.4%	57.6%

資料：携帯電話・スマートフォンに関する調査（北九州市）

○ 子ども（中学・高校生）の生活で気になること

内容（割合）	平成30年度	平成25年度
1位 テレビゲーム機やスマホ等への依存	63.0%	52.0%
2位 スマホ等から得る有害情報（風俗など）	36.2%	32.8%
3位 スマホ等によるインターネット上のブログなどの書き込み	30.1%	31.8%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査・平成25年度調査とも1～3位は同じ

注：複数回答

○ ニート（若年無業者）、フリーターの数（15歳以上35歳未満）

区分	ニート（若年無業者）の人数（全国）	フリーターの人数（全国）
平成26年度	56万人	178万人
平成27年度	56万人	166万人
平成28年度	56万人	154万人
平成29年度	54万人	152万人
平成30年度	53万人	143万人

資料：総務省「労働力調査」

○ ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」相談件数

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,749人	1,518人	1,975人	1,920人	2,288人

○ 子ども・若者応援センター「YELL」の相談件数と相談者の就業等実績

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談件数	2,663件	2,237件	2,435件	2,897件	2,561件
就業等実績	19件	50件	46件	53件	47件

目標3 配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる

施策（８）社会的養護が必要な子どもへの支援 ～温かく子どもを包む生活の場～

1 現状・課題及び方向性

＜現状・課題＞

- 本市では、国が平成23年7月に策定した「社会的養護の課題と将来像」を踏まえ、里親等（里親及びファミリーホーム）への委託の推進や児童養護施設の小規模化等を進め、家庭的養護の推進を図ってきました。
- 現在（※1）、里親等への委託率は、平成31年度の目標値20％を概ね達成していますが、児童養護施設や乳児院以外の社会資源として、更なる充実が望まれます。
また、児童養護施設等では、きめ細かなケアのために、地域小規模児童養護施設や小規模グループケアを増やす取り組みを進め、現在（※2）、その数24箇所となっています。こうした施設では、自閉症やアスペルガー症候群などの発達障害のある子どもや、虐待を受けた子どもなどの処遇の難しい子どもを受け入れる例が多く、子どもたちのための受入体制の強化に向けて、職員の資質向上や人材育成を図っていく必要があります。
- このような中、平成28年に改正された児童福祉法の趣旨に基づいて平成29年に策定された「新しい社会的養育ビジョン」では、ビジョンに掲げられる取り組みを通じ、「家庭養育優先原則」の徹底と「子どもの最善の利益」の実現を目指すことが示されています。

＜方向性＞

- 本市においても、国の方針に則り、「家庭養育優先原則」の徹底、つまり、家庭における養育の支援を重視しつつ、それが困難な場合には、代替養育のうち、国が「家庭における養育環境と同様の養育環境」と位置づける里親等への委託を進め、これらが適当でない場合は、地域小規模児童養護施設等の小規模かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」での養育が実施できるよう、必要な措置を講じていくこととします。
- 一方で、子ども一人ひとりの特性等に応じて養育していくためには、里親等や児童養護施設など多様な選択肢を確保し、十分な受け皿を整えていく必要があります。そのために、児童養護施設等と里親等

が車の両輪として相互に機能するよう、「北九州市児童養護施設協議会」や「北九州市里親会」といった長年築き上げてきた本市ならではのネットワークや社会資源を効果的に連携・活用していくことが重要です。

- 今後、社会的養育の更なる推進に向けて、子ども総合センターと関係部署との連携を深め、「子ども家庭総合支援拠点」などのソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実を図っていきます。

また、家庭支援、里親開拓、パーマネンシー保障としての特別養子縁組、一時保護中の子どもの権利擁護の取り組み、施設等を退所した児童の自立支援にも取り組んでいきます。

なかでも、更なる里親委託の推進のために、里親制度の普及啓発や新規の開拓、里親自身の資質の向上及び孤立防止等の里親への一貫した包括支援(フォスタリング業務)が重要であり、その実施体制を速やかに確立していけるよう取り組みます。

※1・2 平成30年度実績

2 施策の柱

①	里親やファミリーホーム、特別養子縁組の普及促進 家庭と同様な養育環境としての里親、ファミリーホームの普及を促進し、児童養護施設とあわせて、それぞれの子どもにあった養育環境を提供する。加えて、子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供できる特別養子縁組についても普及啓発を行い、子どもの置かれた状況に応じた社会的養護を実施する。
②	児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化 児童養護施設において、小規模かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」での養育を推進するための地域小規模児童養護施設等の設置を進めるとともに、子どもたちへの支援をさらに充実するため、職員の資質の向上等や家庭支援・里親支援機能の強化等を図る。 また、施設等を退所する児童が希望する進路を選択できるように支援するとともに、生活や就業上の問題を抱える退所者への生活相談事業の実施や、引き続き支援が必要な児童が施設での生活を継続できるように、生活面・就労面の支援を実施する。
③	一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み 一時保護中の子どもや里親委託・児童養護施設入所中の子どもの権利を擁護するため、子どもが有する権利や、その権利が侵害された時の解決方法等について丁寧な説明を行うとともに、子どもの意見が適切に表明される仕組みを整備する。 加えて、一時保護所においては、子どもの立場に立った保護や質

の高い支援を行うため、第三者評価を実施する。

3 成果指標

要保護児童数に対する里親・ファミリーホーム委託率	【29.4%】
特別養子縁組成立件数	【累計28件（R2～6年度）】
地域小規模児童養護施設の実施か所数	【増加】
児童養護施設等の退所者に対する生活相談により生活・就業状況が改善した件数	【増加】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 里親やファミリーホーム、特別養子縁組の普及促進

ファミリーホームの運営 子ども家庭局・子育て支援課	家庭的養護を促進するため、保護者のいない児童などに対して養育者の住宅を利用し、児童の養育・自立支援を行う。 あわせて、ファミリーホームの普及・促進に努める。
④里親制度・特別養子縁組の推進 子ども家庭局・子ども総合センター	NPOや里親支援専門員等の関係機関とも連携した包括的なフォスティング業務の推進体制を構築することにより、里親の新規開拓や里親家庭の支援等を通じて里親委託を推進し、委託率の向上を目指す。 加えて、里親制度と合わせた普及啓発を行う等により、子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供できる特別養子縁組についても推進する。
家庭生活体験事業の充実 子ども家庭局・子育て支援課	児童養護施設に入所している児童に温かい家庭生活を体験する機会を設け、児童の社会性の涵養や情緒の安定、退所後の自立を促進する。

柱② 児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化

地域小規模児童養護施設の設置 子ども家庭局・子育て支援課	児童養護施設等において、家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したケアを提供するため、地域小規模児童養護施設等を設置する。
自立援助ホームの運営 子ども家庭局・子育て支援課	児童養護施設等を退所し、就職する児童に対し、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助および生活指導、就職支援を行うことで、社会的自立の促進に寄与する自立援助ホームを運営する。
児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業 子ども家庭局・子育て支援課	児童養護施設等の退所を控えた児童等を対象に、普通自動車運転免許取得費や就職に有利な資格取得費の一部を助成することにより、児童の自立を支援する。また、大学等の入学金の助成を行い、進学の実現に支える。

社会的養護自立支援事業（生活相談の実施等） 子ども家庭局・子育て支援課	生活や就業上の問題を抱える児童養護施設等の退所者に対して、支援コーディネーターが作成する継続支援計画に基づき、生活相談を実施し、生活面・就労面の支援を行う。また、18歳到達後も、必要に応じて施設等での生活を継続できるようにする（原則22歳の年度末まで）。
--	---

柱③ 一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み

㊦ 子どもの権利に関する説明及び意見聴取の実施 子ども家庭局・子ども総合センター	一時保護や里親委託・施設入所を開始する際、子どもが有する権利やその権利が侵害された時の解決方法等が書かれた冊子を提示し、子どもの年齢に応じた丁寧な説明を行う。 また、一時保護所においては、職員が子どもの意見を十分聴取することに加えて、子どもが匿名で意見を表明できる仕組みを整備する。
㊦ 一時保護所第三者評価の実施 子ども家庭局・子ども総合センター	子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、一時保護所において第三者評価を実施する。
緊急一時保護事業 子ども家庭局・子育て支援課	大等によるDVや経済的な事情により、緊急に保護を行う必要のある母子について、関係施設にて一時的に保護し、生活と心の安定を図るとともに、自立に向けた支援につなげる。

(参考データ)

○ 施設種別要保護児童数（平成31年3月31日）

種別		施設数 登録世帯数	定員	被措置 児童数
市内	児童養護施設	7か所	384人	334人
	乳児院	1か所	33人	26人
	里親	90世帯	—	55人
	ファミリーホーム	7か所	42人	28人
市外	児童養護施設	随時	随時	4人
	乳児院	随時	随時	1人
	児童心理治療施設	随時	随時	7人
	児童自立支援施設	随時	随時	3人

○ 要保護児童数に対する里親・ファミリーホーム委託率

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
14.2%	17.5%	20.8%	19.0%	19.1%

○ 地域小規模児童養護施設・小規模グループケアの実施か所数

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
14か所	15か所	16か所	16か所	24か所

○ 家庭生活体験事業の実績

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
全児童数	358人	356人	331人	325人	308人
体験児童数	724人	425人	469人	437人	476人
受託里親数	397世帯	292世帯	306世帯	272世帯	315世帯

資料：北九州市子ども総合センター統計

注：「全児童数」は各年度8月1日現在の児童養護施設入所者数

「体験児童数」「受託里親数」は、ともに述べ数

○ 一時保護の実施状況（年度内退所分）

区分	保護実人員	延保護日数	一日平均 保護人数	一人当たり 平均保護日数
平成26年度	288人	6,896日	18.9人	23.9日
平成27年度	340人	7,434日	20.4人	21.9日
平成28年度	334人	7,219日	19.8人	21.6日
平成29年度	344人	7,514日	20.6人	21.8日
平成30年度	377人	8,128日	22.3人	21.6日

・保護実人員とは、当該年度内に退所した児童数

・延保護日数とは、当該年度内に退所した児童の滞在延日数

・一日平均保護人数とは、延保護日数／365

・一人当たり平均保護日数とは、延保護日数／保護実人数

施策（９）児童虐待への対応
（北九州市子どもを虐待から守る条例の推進）
～子どもの命と育ちを守る～

１ 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 児童虐待は子どもの命や心身の発達に影響を及ぼす重大な事案であることから、虐待をしない・させない社会づくりを進めるために、これまでも育児不安の軽減を図るなど、児童虐待の発生予防に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」などを通して関係機関との連携を強化し、早期発見・早期対応に努めてきました。
- 本市の児童虐待相談対応件数は年々増加していますが、これは本市の目指す「早期発見・早期対応」の取り組みが進捗しているためと考えられます。全国的にもこの件数は増加していますが、一方では、毎日のように子どもの生命を脅かすような重篤な事案が報道されており、本市においても子どもを虐待から守るための取り組みを更に推進していく必要があります。
- 平成３１年４月１日に施行された「北九州市子どもを虐待から守る条例」では、前文で「市民が一丸となって子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守る」とうたい、市、市民、保護者、関係機関等及び事業者の責務を定めるとともに、子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めています。

<方向性>

- 児童虐待の発生を初期の段階で予防することが重要であり、乳幼児健診未受診者フォローアップの実施、母子の健康や養育状態を見極めた支援の実施、様々な相談支援による育児の不安や負担感の軽減などの取り組みを、児童虐待防止の観点で改めて捉え直し、各家庭に対する伴走支援を強めていきます。
- 児童虐待の早期発見・早期対応に向け、子ども総合センターへの現職警察官・警察ＯＢの配置、児童虐待防止医療ネットワークの整備などにより、警察や病院等の関係機関との連携を強化するとともに、子ども総合センターと各区の子ども・家庭相談コーナーが緊急性や重篤度に応じて役割を分担し、迅速かつ適切に対応していきます。
- 子ども総合センターにおいては、法令の配置基準等を踏まえ、児童福祉司や児童心理司、弁護士等の専門職を引き続き適切に配置するとともに、職員に必要な研修を受講させること等により、専門性の向上

を図っていきます。

- 「北九州市子どもを虐待から守る条例」を踏まえ、条例の周知を図るとともに、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に必要な施策を講じていきます。

2 施策の柱

①	児童虐待の未然防止 家庭訪問や相談窓口等で保護者の悩みを聞き、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行うことで、育児不安を軽減し孤立化を防ぐなど、虐待に至る前の気になるレベルで適切な支援を行い、児童虐待の未然防止に取り組む。
②	児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化 児童虐待が深刻化する前に早期発見・早期対応に取り組み、子どもの安全を守るための一時保護や被虐待児のケア、家族再統合に向けた保護者への支援等を行うことで児童虐待の防止に努める。

3 成果指標

乳幼児健康診査未受診者フォローアップ率（再掲）	【維持】
「北九州市子どもを虐待から守る条例」の内容についての認知度	【増加】
ペアレントトレーニング参加家族数	【5か年累計170件】
児童虐待による死亡事案の発生件数	【0件】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 児童虐待の未然防止

子ども・家庭相談 コーナー運営事業 （再掲） 子ども家庭局・子育て支援課	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度を適用したり、関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行う。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施する。
生後4か月までの 乳児家庭全戸訪問 事業（再掲） （のびのび赤ちゃん訪問事業） 子ども家庭局・子育て支援課	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつける。
育児支援家庭訪問 事業（再掲）	個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が

《のびのび赤ちゃん訪問事業》 子ども家庭局・子育て支援課	困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行う。
乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業（再掲） 《すくすく子育て支援事業》 子ども家庭局・子育て支援課	虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じる。また、未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努める。
養育支援訪問事業（再掲） 《妊娠・出産・養育にかかる相談・支援事業》 子ども家庭局・子育て支援課	産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭に対して、訪問指導員を派遣し、育児や家事の支援を行うなど、早期に対応することで、育児不安を軽減し、家庭の養育力を高め、児童虐待を防止する。
⑧「北九州市子どもを虐待から守る条例」の市民への周知 子ども家庭局・子育て支援課	出前講演や児童虐待防止推進月間の講座・行事での啓発等を通じて、「北九州市子どもを虐待から守る条例」の市民への周知を図り、児童虐待防止への理解を深める。

柱② 児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化

子ども総合センターの運営 子ども家庭局・子ども総合センター	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行う。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組む。 また、効率的な運営のために、NPO等への業務の外部委託を検討し事務負担の軽減を図る。
⑨児童虐待の早期発見・迅速かつ適切な対応および児童への支援のための連携強化 子ども家庭局・子ども総合センター、子育て支援課	児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応および適切な支援を行うために、要保護児童対策地域協議会などを通して、関係機関との連携強化を図るとともに、関係職員等に対する研修会の実施や市民啓発などに努める。 ○要保護児童対策地域協議会、要保護児童対策実務者会議等、関係機関の連携強化による虐待への対応、支援体制の充実 ○研修受講等による各区・子ども家庭相談コーナー職員の虐待対応力向上 ○子ども総合センターと各区子ども・家庭相談コーナーの連携強化による虐待の通告・相談から支援までの体制の充実

	○虐待リスクの高い居所不明児童の早期発見・迅速かつ適正な対応の向上を図るため、関係機関との連携を強化 ○関係機関等が児童虐待に係る早期発見や迅速かつ適切な対応を行えるよう「児童虐待対応リーダー養成研修」を継続的に実施 ○法律研修の実施や、法的判断が必要となる虐待事案に関する法律相談など弁護士会と連携した取り組みの実施 ○児童の実態が把握できない場合や虐待が疑われる場合は、速やかな児童の安全確認・安全確保のため、保護者への出頭要求や捜索、全国の児童相談所間の情報共有、警察への捜索願の提出等を実施
児童虐待防止医療ネットワーク事業 子ども家庭局・子育て支援課	小児患者に対応する拠点病院に児童虐待専門コーディネーターを配置し、地域の医療機関からの児童虐待に関する相談への助言、研修等、児童虐待対応力の向上を図る。
「24時間子ども相談ホットライン」事業 子ども家庭局・子ども総合センター	いじめ、不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩みへの対応や、児童虐待の緊急対応などを行うため、24時間体制で電話相談を受け付ける。
家族のためのペアレントトレーニング事業 子ども家庭局・子ども総合センター	虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術の習得等を図る。
保育カウンセラー事業（再掲） 子ども家庭局・保育課	児童虐待の早期対応・防止や発達への気になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所等を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援する。 また、緊急事態等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努める。
スクールカウンセラーの配置（再掲） 教育委員会・指導第二課、特別支援教育課	長期欠席（不登校）やいじめ等の問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要があることから、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、全ての中学校校区及び特別支援学校に配置し、小学校に派遣するなどして、生徒指導上の諸問題の解決を図る。 問題の早期発見・早期対応を推進するため、スクールカウ

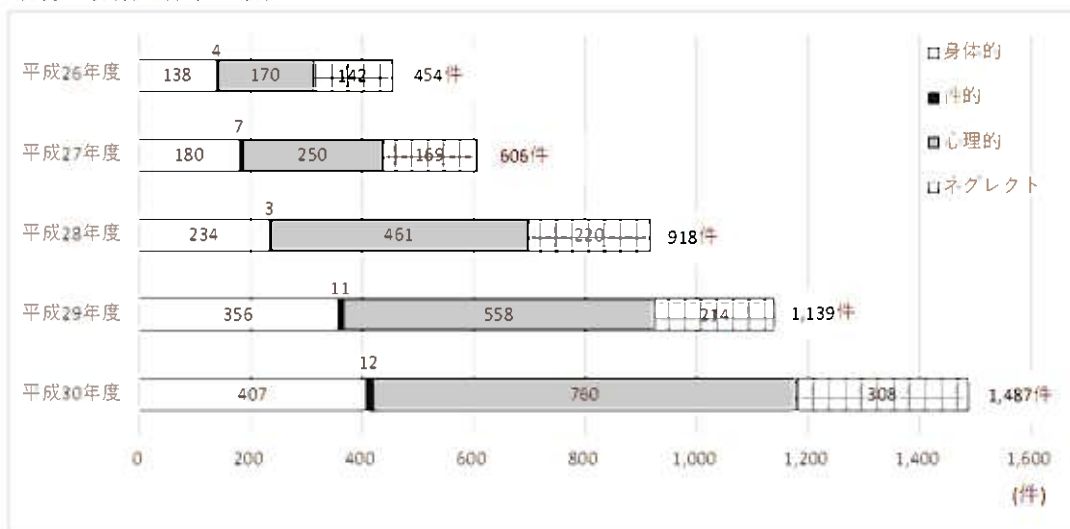
	ンセラーの一層の活用を図る。
㊦ スクールソーシャルワーカー活用事業 (再掲) 教育委員会・指導第二課	長期欠席（不登校）、いじめ等の児童生徒に係る問題行動解消や児童虐待の対応のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行う。 今後、学校常駐型、いわゆる「配置型」スクールソーシャルワーカーも含めた体制の充実を検討する。
緊急一時保護事業 (再掲) 子ども家庭局・子育て支援課	夫等によるDVや経済的な事情により、緊急に保護を行う必要のある母子について、関係施設にて一時的に保護し、生活と心の安定を図るとともに、自立に向けた支援につなげる。
㊦ 子ども・家庭相談コーナーにおける児童虐待通告対応強化事業 子ども家庭局・子育て支援課	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、軽微な虐待案件への対応を強化するため、虐待通告件数の多い区の嘱託職員を増員する。

(参考データ)

○ 児童虐待対応件数の推移

年度	件数	児童人口	児童一人当たりの件数	相談相談	相談相談中虐待の相談割合	全相談件数	全相談中虐待の相談割合
平成26年度	454件	152,501人	29.7件	1,462件	31.1%	6,923件	6.6%
平成27年度	606件	151,027人	40.1件	1,550件	39.1%	6,981件	8.7%
平成28年度	918件	149,052人	61.6件	1,868件	49.1%	6,772件	13.6%
平成29年度	1,139件	147,209人	77.4件	2,112件	53.9%	6,679件	17.1%
平成30年度	1,487件	145,164人	102.4件	2,630件	56.5%	7,243件	20.5%

○ 虐待の種類別件数の推移



○ 年齢別・虐待の種類別件数（平成30年度）

区分	身体	性的	心理的	ネグレクト	計（年齢別）
就学前児童	159件	1件	392件	145件	697件
小学生	165件	4件	235件	118件	522件
中学・高校生その他	83件	7件	133件	45件	268件
計（種類別）	407件	12件	760件	308件	1,487件

資料：北九州市子ども総合センター統計

○ パARENTトレーニング参加家族数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
家族再統合コース	15家族	20家族	19家族	15家族	13家族
養育不安コース	13家族	16家族	19家族	16家族	17家族

資料：北九州市子ども総合センター統計

○ 乳幼児健康診査の未受診者フォローアップ率

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
フォローアップ支援者	1,673人	1,347人	1,337人	1,139人	1,262人
フォローアップ率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

施策（１０）障害のある子どもや発達の気になる子どもへの支援 ～特性を理解し寄り添う～

１ 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 障害の有無にかかわらず、全ての市民が互いを尊重し合いながら、安心して暮らすことのできるまちづくりを進めるためには、障害のある人が直面するその時々**の困難の解消だけでなく、その人の自立と社会参加を実現する**という観点に立ち、**家族をはじめとする関係者への支援も重要となります。**
- 障害のある子どもへの支援については、総合療育センター、発達障害者支援センターなど、専門機関の整備が進み、支援体制の充実が図られています。また、障害児保育や特別支援教育など、障害のある子どもの通園・通学環境も、同様にその**充実が図られているところ**です。
- 一方で、障害等**に気づかず必要な支援が遅れるケースや、障害の特性を保護者が理解できなかつたり、専門機関に行くことへの抵抗感を抱いたりするケースが多くあります。**
子どもの発達・障害等で**気になることがあり、「必要と感じたら専門機関に相談する」と回答した保護者の割合は、増加傾向にあります**が、全体の**７割程度に止まっています。（※１）**
- 子どもの発達・障害等**に関し「相談する相手がいない」と回答した割合も３．５％（※２）と一定程度存在しており、保護者が子どもの障害の可能性に気づいてから、診断までの間に抱く不安感を軽減することや精神的なケアを行うことが非常に重要と考えられます。**

<方向性>

- 今後も、心身の発達が**気になる子どもの子育て支援に関する必要な情報を提供し、支援が必要な家庭に適切なサービスを確実に届けられるよう取り組みを進めます。**また、身近なところで気軽に相談できる体制に加え、**全ての子どもが早期に医師などの専門家の診断を受け、必要な支援を受けられるような仕組みについても検討を行って**いきます。
- 障害のある子どもの支援にあたっては、**障害の種別・程度等に応じて、一人ひとりのニーズに対応した細やかな対応を行うことが必要です。**引き続き、障害のある子どもが地域社会の中で、健やかに成長することができるよう、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が密に連携しながら、乳幼児期からの一貫した支援に取り組んでいきます。

※1「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」成果指標（H27～H29年度）

※2「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」成果指標（H29年度）

2 施策の柱

①	心身の発達が気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化 障害のある子どもに早い時期から適切に関わるとともに、障害のある子どもも、ない子どもも、共に育ち生活できるまちづくりを推進する。また、早期発見の取り組みを強化すると同時に、相談支援機関の連携強化など、必要な相談・支援ができる体制を確保する。
②	障害のある子どもの受け入れ体制の強化 障害のある子どもへの支援は、通所施設での専門的療育訓練や医療機関での治療だけでなく、さまざまな集団生活の場における療育支援も必要である。このため、幼稚園、保育所等においても関係機関との連携により、障害のある子どもの受け入れや保育内容の充実を図る。 また、小学校等入学時に幼稚園、保育所等から円滑な接続ができるように、小学校等との連携の強化を図る。 障害のある子どもの放課後や長期休暇等の居場所の充実を図るとともに、障害のある子どもの地域での受け入れを促進する。

3 成果指標

子どもの成長や発達、障害に関し、「必要と感じたら専門機関・施設等に相談する人」の割合	【増加】
子どもの成長や発達、障害に関し、「相談する相手がいない人」の割合	【減少】
障害のある子どもを受け入れる保育所の施設数	【維持（全施設）】
障害のある子どもの受け入れに取り組む幼稚園（サポート園）の施設数	【増加】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 心身の発達が気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化

わいわい子育て相談（再掲） （ぐくぐく子育て支援事業） 子ども家庭局・子育て支援課	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援する。
生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業（再掲）	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭

〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 子ども家庭局・子育て支援課	に対して適切なサービスに結びつける。
子ども総合センターの運営（再掲） 子ども家庭局・子ども総合センター	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行う。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組む。
総合療育センターの機能を生かした支援 保健福祉局・障害者支援課	「総合療育センター」の専門性やノウハウを生かして、地域の保育所や学校、通園施設、保護者等に対する専門的な支援を継続し、障害のある子どもと家族が地域で安心して生活するための基盤づくりに取り組む。
育成医療の給付 〈母子公費負担医療費助成〉 子ども家庭局・子育て支援課	障害の重症化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、肢体不自由、視覚・聴覚・音声・言語・そしやく機能障害、又は心臓・肝臓・腎臓・小腸、免疫機能又はその他の内臓の機能障害がある児童で、確実な治療効果が期待される場合に、指定医療機関において受けた治療費を助成する。
在宅障害児支援の充実 保健福祉局・障害者支援課	在宅の障害がある子どもの支援のため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行う。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅の障害がある子どもに専門的な支援を行う体制の充実を図る。
障害児福祉手当 保健福祉局・障害福祉企画課	日常生活において、常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある子どもに対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図ることを目的として手当を支給する。
特別児童扶養手当 保健福祉局・障害福祉企画課	精神または身体に障害のある20歳未満の子どもを家庭で監護・養育している父母等に手当を支給する。
発達障害者支援センターの充実 保健福祉局・精神保健福祉課	発達障害の特性（人とうまくかかわることが苦手、コミュニケーションの障害や強いこだわり等）から生じる本人の生活のしづらさや家族の負担など、発達障害のある人やその対応に苦慮している家族からの相談に応じ、発達障害のある人及びその家族への支援を行う。また、発達障害のある人及びその家族の相談支援や発達障害のある人に対する就労支援、支援者や市民及び関係機関等に対する普及啓発及び研修を行う。
㊦発達障害児早期支援システム研究事業 保健福祉局・精神保健福祉課	発達障害の特性のある就学前の子どもが、安心して就学に備えることができるよう、組織横断的な体制のもと、①園医健診、②かかりつけ医健診、③特性評価（アセスメント）の三層構造による早期支援システムの構築に向けた研究事業を行う。

柱② 障害のある子どもの受け入れ体制の強化

障害児保育の充実 子ども家庭局・保育課	障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする集団保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行う。 加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行う。また、関係機関の協力のもと、集団保育の可能な重度の障害のある子どもは、直営保育所を中心に、医療的ケアが必要な子どもについては直営保育所での受け入れを進めていく。
幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化 子ども家庭局・幼稚園・こども園課、保育課 教育委員会・特別支援教育課 保健福祉局・障害福祉課	特別な教育的支援を必要とする幼児が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等や障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図る。 ○個別の教育支援計画等の作成と効果的な活用 ○特別な教育的支援が必要な幼児・児童についてのケース会議の実施 ○就学に向けた入学予定児童の引継ぎ資料等の作成 など
私立幼稚園特別支援教育助成事業 子ども家庭局・幼稚園・こども園課	北九州市の私立幼稚園における特別支援教育の充実のため、要支援児の受け入れに積極的に取り組む園（サポート園）と協定を結ぶ。市はサポート園に対し、要支援児の受け入れに必要な人件費を補助し、要支援児の保護者が就園先を探しやすいようにサポート園に関する情報提供を行う。
専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実 子ども家庭局・保育課	保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、個別の支援計画を作成し、障害のある子どもとその保護者支援の充実を図る。 また、保育所職員の資質向上のため研修、施設見学、実習などを行う。
親子通園事業（再掲） 子ども家庭局・保育課	発達の気になる子どもを保護者と共に受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援する。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行う。
放課後児童クラブの質の向上（再掲）	児童に適切な指導が行えるよう、児童おおむね 40 人に対して放課後児童支援員等を 2 名以上配置する。

子ども家庭局・子育て支援課	併せて、障害のある児童等への対応が適切に行えるよう、体系的な研修の充実や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図る。 さらに、運営委員を対象とした運営事務等の専門研修の実施や個別課題への対応を支援する巡回相談を行い、クラブの質の向上に努める。 また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、児童への対応等で、クラブと学校等との連携を促進する。
特別支援教育を行う場の整備 教育委員会・特別支援教育課、企画調整課、施設課、学事課	幼児・児童・生徒の障害の状況や地域的な設置状況等を踏まえながら、特別支援教育を行う場の整備を行う。 ○特別支援学校の施設・設備の整備 ○特別支援学級、通級指導教室の設置 ○特別支援教室（校内通級）の実施
障害児通所支援の機能強化 保健福祉局・障害者支援課	障害のある子ども及び保護者のニーズに対応するため、障害児通所支援における各事業（児童発達支援、保育所等訪問支援、放課後等デイサービス）の充実を図る。 また、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所において、平成30年度から導入された質の向上等に関する公表制度なども活用しながら、各事業所の質の向上につなげていく。
障害児入所支援の機能強化 保健福祉局・障害者支援課	障害児入所施設における居住環境の改善を図り、小規模グループケアや地域での支援の提供など、入所施設の充実を図る。
放課後等デイサービスの充実 保健福祉局・障害者支援課	障害のある子どもの放課後対策として、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活向上のための必要な訓練、その他必要な支援を行う。
障害児を対象としたショートステイ事業 保健福祉局・障害者支援課、障害福祉企画課	介護者の病気や冠婚葬祭などにより、一時的に介護等支援が受けられなくなった在宅の障害のある子どもを、短期間、施設で預かり（宿泊型・日帰り型）、必要な介護等を行う。

(参考データ)

○ 身体障害者手帳交付件数（１８歳未満：等級別）

年度	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
平成26年度	409件	180件	108件	63件	25件	32件	817件
平成27年度	413件	163件	106件	64件	27件	36件	809件
平成28年度	410件	157件	109件	57件	26件	38件	797件
平成29年度	400件	159件	99件	54件	20件	32件	764件
平成30年度	379件	159件	98件	60件	18件	32件	746件

○ 身体障害者手帳交付件数（１８歳未満：障害別）

年度	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害	計
平成26年度	22件	131件	3件	481件	180件	817件
平成27年度	19件	125件	4件	474件	187件	809件
平成28年度	19件	127件	4件	455件	192件	797件
平成29年度	19件	116件	3件	442件	184件	764件
平成30年度	21件	114件	2件	437件	172件	746件

○ 療育手帳交付件数（１８歳未満）

年度	１級	２級	計
平成26年度	585件	1,512件	2,097件
平成27年度	594件	1,601件	2,195件
平成28年度	598件	1,663件	2,261件
平成29年度	600件	1,725件	2,325件
平成30年度	608件	1,772件	2,380件

○ 子どもの成長や発達、障害に関し、

「必要と感じたら専門機関・施設等に相談する人」の割合

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
回答者数	2,311人	2,373人	2,327人
割合	72.1%	68.9%	70.0%

資料：「元氣発進！子どもプラン(第2次計画)」に関する市民アンケート調査（平成28～30年度）

○ 子どもの成長や発達、障害に関し、「相談する相手がいない人」の割合

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
回答者数	242人	2,463人	2,311人	2,373人	2,327人
割合	5.0%	4.5%	4.2%	3.5%	4.1%

資料：「元氣発進！子どもプラン」に関する市民アンケート調査（平成26年度）

「元氣発進！子どもプラン(第2次計画)」に関する市民アンケート調査（平成27～30年度）

○ 発達障害者支援センター「つばさ」の相談件数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実人員	996人	1,011人	929人	981人	1,009人
件数	3,265件	3,380件	2,868件	3,778件	3,873件

○ 保育所での障害のある子どもの受入数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受入施設数	94施設	109施設	104施設	111施設	102施設
障害児数	261人	305人	298人	287人	274人

注：各年度5月1日現在の数値

○ 市立の特別支援学校、特別支援学級の市内在学者数

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
特別支援学校	小学部	417人	409人	430人	461人	469人
	中学部	240人	251人	252人	249人	264人
	高等部	448人	477人	470人	476人	482人
特別支援学級	小学校	895人	992人	1,080人	1,214人	1,331人
	中学校	420人	470人	531人	576人	574人

資料：教育調査統計資料

注：各年度5月1日現在の数値

○ 放課後等デイサービスの利用実績

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	881人	1,265人	1,473人	1,815人	2,161人

○ 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受入数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
障害児数	284人	290人	290人	309人	320人
クラブ数	135クラブ	92クラブ	92クラブ	94クラブ	92クラブ

注：各年度4月1日現在の数値

施策（11）ひとり親家庭等への支援 ～ひとり親家庭等をしっかりサポート～

1 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うといった状況を抱えており、仕事と子育ての両立の難しさ、非正規雇用の増加などの影響を顕著に受け、厳しい状況にある家庭が多くあります。
- 本市における母子家庭の平均年収は256万円と、前回（H23年度）に比べ22万円増加していますが、平均的な家庭と比べると依然として低い水準にあり、仕事に就いている母子家庭の約半数が、非正規雇用となっています。（※）
- ひとり親家庭が支援を活用しながら、安定した仕事に就き、子育てと両立しつつ、自立した生活を送ることは、子どもが心身ともに健やかに成長し、その将来に良い影響を与えるだけでなく、家庭の生計維持や、ひとり親本人の自己実現の観点等からも重要です。このためにも、就業支援と、就業のために不可欠な子育て・生活支援の双方について一層の充実が必要です。
- 収入が低い家庭など親の世代の貧困（相対的貧困）が子どもの教育格差を生み、次の世代の貧困につながる「貧困の連鎖」の問題が指摘され、その対応が必要とされています。
- 経済的・社会的・精神的困難などが複雑に絡み合っていることが多いといわれる貧困世帯への支援を行うにあたっては、子ども及びその家庭が抱える問題をしっかり把握し、取り組むことが重要です。

<方向性>

- 引き続き、経済的な悩みに加え、子育てや健康、住宅など多岐にわたる悩みを抱えるひとり親家庭に対する総合的な支援に取り組んでいきます。
- ひとり親家庭を適切な支援につなげるため、母子・父子福祉センターや、各区役所の子ども・家庭相談コーナー等の支援窓口の認知度の向上や、孤立しがちな家庭が気軽に相談できる場づくり、様々な支援制度や施設の情報をいつでも簡単に入手できる環境づくりを進めることが必要であり、こうした取り組みにも力を入れていきます。
- 子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困（相対的貧困）が世代を超えて連鎖することのない

よう、教育や生活、就労の支援、経済的支援など必要な環境整備を総合的に進めます。

- 子どもの居場所づくりや学習支援、母子保健、児童虐待防止など、全ての子ども及びその家庭を対象にした施策と効果的に融合することで、各家庭の自立支援をさらに充実させていきます。

※北九州市ひとり親家庭等実態調査（平成28年度）

2 施策の柱

①	ひとり親家庭の生活の安定と向上 就業により収入を安定的に確保するため、就業支援のさらなる充実を図るとともに、各家庭が自立に必要な施策を有効に活用できるよう情報提供を充実するなど、総合的な自立支援を行う。
②	経済的困難を抱える家庭等への支援〔子どもの貧困対策〕 子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困（相対的貧困）が世代を超えて連鎖することのないよう、教育や生活、就労の支援、経済的支援など必要な環境整備を総合的に進めていく。

3 成果指標

ひとり親家庭の就業を支援する施策の利用数 （母子・父子福祉センターの延べ利用者数）	【増加】
ひとり親家庭の支援・相談窓口を知らない人の割合 （母子・父子福祉センター、子ども家庭相談コーナー）	【減少】
ひとり親家庭の就業率（母子家庭、父子家庭）	【増加】
生活保護世帯・児童養護施設及びひとり親家庭の子どもの進学率	【増加】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① ひとり親家庭の生活の安定と向上

母子・父子福祉センター事業 子ども家庭局・子育て支援課	母子・父子福祉センターにおいて、各種相談事業、自立促進のための各種講座や就職相談会、ハローワーク等と連携した就業支援を行う。また、各種研修会や親子のふれあい事業などを行い、ひとり親家庭等の総合的な福祉の向上を図る。
子ども家庭相談コーナー運営事業（再掲） 子ども家庭局・子育て支援課	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度を適用したり、関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行う。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施する。

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用促進 子ども家庭局・子育て支援課	ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活意欲の向上を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、修学や技能習得などのための各種資金を貸し付けるとともに、その利用を促進する。
ひとり親家庭等医療費支給事業 子ども家庭局・子育て支援課	母子家庭の母及び児童または父子家庭の父及び児童、父母のいない児童の健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成する。
児童扶養手当 子ども家庭局・子育て支援課	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給することにより、もって児童の福祉の増進を図る。
ひとり親家庭等日常生活支援事業（母子家庭等生活支援事業） 子ども家庭局・子育て支援課	ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、就学等の自立促進に必要な事由や疾病等の事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要なとき、生活を支援する家庭生活支援員を派遣して、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。
ひとり親家庭自立支援給付金事業 子ども家庭局・子育て支援課	ひとり親家庭の親の就業を促進し、自立を支援するため、就職に有利で、生活の安定につながる資格の取得を促進する「高等職業訓練促進給付金」、就職につなげる能力開発のため教育訓練講座の受講料を助成する「自立支援教育訓練給付金」の利用を促進する。
ひとり親家庭の自立応援事業 子ども家庭局・子育て支援課	ひとり親家庭の親の就業を促進し、就職に有利な資格を取得するため支給している「高等職業訓練促進給付金」（国の補助制度）について、市独自の加算金を支給する。
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 子ども家庭局・子育て支援課	高等職業訓練促進給付金の受給者に対して、貸付事業を実施することで、修学を容易にするとともに、資格取得を促進し、ひとり親家庭の自立を促進する。
母子生活支援施設（母子寮）の運営 子ども家庭局・子育て支援課	母子寮において、児童の福祉に欠ける母子を保護し、自立促進のためにその生活を支援する。あわせて、退所した者について相談やその他の支援を行う。
母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居（再掲） 建築都市局・住宅管理課	母子・父子世帯の居住の安定確保を図るため、市営住宅の定期募集において、母子・父子世帯に対して一般申込枠とは別に申込枠を確保し募集を行う。

㊦ひとり親家庭施策の周知 子ども家庭局・子育て支援課	ひとり親家庭が利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック（携帯版）」を作成し、配布する。また、早い段階で必要な情報を提供できるよう、離婚届の受取り時等の機会に各種支援制度を記載したチラシ等を配布する。 また、市ホームページ「子育てマップ北九州」や、情報誌「北九州市こそだて情報」に掲載する等、さまざまな方法でひとり親家庭に関する事業を周知する。
ひとり親家庭面会交流支援事業 子ども家庭局・子育て支援課	離婚等により親と離れて暮らす子どもが、定期的に親と会って交流する面会交流について、事前相談や面会の際の付き添い支援等を実施する。

柱② 経済的困難を抱える家庭等への支援（ひとり親家庭関連事業は、柱①に別記）
〔子どもの貧困対策〕

生活困窮者自立支援事業 保健福祉局・地域福祉推進課	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するため、本人の状態に応じた包括的な相談支援等を実施するとともに、地域における自立・就労支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立を支援する。
生活保護 （生活保護受給者に対する就労支援事業・心理ケア支援事業） 保健福祉局・保護課	〔就労支援事業〕 生活保護受給者の経済的自立を図るため、ハローワークとの連携強化や、就労支援専門員・求人開拓員の活用による職業紹介のほか、就労意欲喚起事業などの就労支援を実施する。 〔心理ケア支援事業〕 各福祉事務所に臨床心理士を配置し、心理的支援の必要な生活保護受給者に関する課題を分析・把握し、ケースワーカーと連携して生活保護受給者の自立を支援する。
児童養護施設等入所児童への運転免許取得費助成など自立支援事業 （再掲） 子ども家庭局・子育て支援課	児童養護施設等の退所を控えた児童等を対象に、普通自動車運転免許取得費や就職に有利な資格取得費の一部を助成することにより、児童の自立を支援する。また、大学等の入学金の助成を行い、進学の実現に資する。
社会的養護自立支援事業（生活相談の実施等） （再掲） 子ども家庭局・子育て支援課	生活や就業上の問題を抱える児童養護施設等の退所者に対する生活相談の実施や、引き続き支援が必要な者に対し、施設での生活を継続できるようにするなど、22歳の年度末まで生活面・就業面の支援を実施する。

放課後児童クラブ 利用者支援事業 (再掲) 子ども家庭局・子育て支援課	生活保護世帯等について放課後児童クラブの利用料を助成し、放課後児童クラブの利用を支援する。
㊦ スクールソーシャル ワーカー活用 事業 (再掲) 教育委員会・指導第二課	長期欠席（不登校）、いじめ、児童虐待など児童・生徒に係る問題行動解消のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童・生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行う。
子どもの学習支援 子ども家庭局・子育て支援課 保健福祉局・地域福祉推進課 教育委員会・学力体力向上推進室	経済的な理由や家庭環境などにより、学習の手助けが必要な子どもを支援するため、子育て・福祉・教育など関係部署が連携しながら学習支援の取り組みを進める。
児童生徒・学生に 対する就学の機会 均等を図るための 経済的支援 (再掲) 教育委員会・学事課	経済的理由によって就学困難な児童生徒や学生に対して、学用品費等の支給や修学資金の貸付を行う。

(参考データ)

○ ひとり親家庭の世帯数

区分	平成23年度	平成28年度
母子家庭	15,733世帯	14,708世帯
父子家庭	2,229世帯	2,322世帯
計	17,962世帯	17,030世帯

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成23年度）

北九州市ひとり親家庭等実態調査（平成28年度）

注：推計値

○ ひとり親家庭の仕事の有無（就業率）

区分	平成23年度		平成28年度	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
持っている	83.6%	91.8%	87.9%	94.2%
持っていない	16.3%	8.2%	11.9%	5.0%

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成23年度）

北九州市ひとり親家庭等実態調査（平成28年度）

○ 母子家庭で仕事を持っている人の就労形態

区分	平成23年度	平成28年度
正社員	45.3%	47.0%
非正規社員	48.8%	46.5%
パートタイマー	35.8%	32.8%
派遣・契約社員	10.5%	12.0%
臨時・日雇など	2.5%	1.7%

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成23年度）

北九州市ひとり親家庭等実態調査（平成28年度）

○ 母子家庭の年間税込収入（世帯）

区分	平成23年度	平成28年度
100～150万円未満	17.8%	15.5%
150～200万円未満	16.3%	16.8%
200～300万円未満	25.9%	27.0%

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成23年度）

北九州市ひとり親家庭等実態調査（平成28年度）

○ ひとり親家庭の平均年収（世帯）

区分	平成23年度	平成28年度
母子家庭	約234万円	約256万円
父子家庭	約434万円	約430万円
全世帯（全国）の1世帯あたり 平均所得金額（＊）	549.6万円	545.8万円

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成23年度）

北九州市ひとり親家庭等実態調査（平成28年度）

＊ 国民生活基礎調査（平成22年度、平成28年度）

○ 公的機関や制度で、ひとり親家庭が「知らない」と回答した割合（抜粋）

区分	平成23年度		平成28年度	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
日常生活支援事業	61.8%	64.8%	55.2%	68.3%
母子父子寡婦福祉資金	42.0%	—	40.6%	61.7%

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成23年度）

北九州市ひとり親家庭等実態調査（平成28年度）

○ ひとり親家庭の支援・相談窓口を知らない人の割合

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
回答者数	2,463人	2,311人	2,373人	2,327人
母子・父子福祉センター	39.8%	52.1%	52.6%	51.1%
子ども家庭相談コーナー	14.5%	9.6%	8.6%	7.7%

資料：「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」に関する市民アンケート調査（平成27～30年度）

○ ひとり親家庭で家事担当者の疾病時に、代わりに家事をする人がいない家庭の割合

区分	平成23年度		平成28年度	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
代わりに家事をする人がいない	34.1%	28.1%	34.4%	28.5%

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成23年度）

北九州市ひとり親家庭等実態調査（平成28年度）

○ ひとり親家庭になった当時困ったこと（抜粋）

区分	平成23年度		平成28年度	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
さしあたりの生活費	63.4%	25.2%	61.9%	30.7%
子どもの養育・しつけ・教育	27.1%	56.5%	27.4%	58.9%

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成23年度）

北九州市ひとり親家庭等実態調査（平成28年度）

注：複数回答

○ 現在不足している費用（抜粋）

区分	平成23年度調査		平成28年度調査	
	母子家庭	父子家庭	母子家庭	父子家庭
日常の生活費	52.2%	41.9%	51.9%	40.8%
子どもの就学・通勤のための費用	47.2%	41.9%	51.0%	46.6%
住宅の転居のための費用	21.5%	11.4%	20.1%	9.6%
子どもの結婚のための費用	17.8%	19.9%	13.4%	17.4%
就職のための費用	14.5%	5.7%	9.8%	3.5%

資料：北九州市母子世帯等実態調査（平成23年度）

北九州市ひとり親家庭等実態調査（平成28年度）

注：複数回答

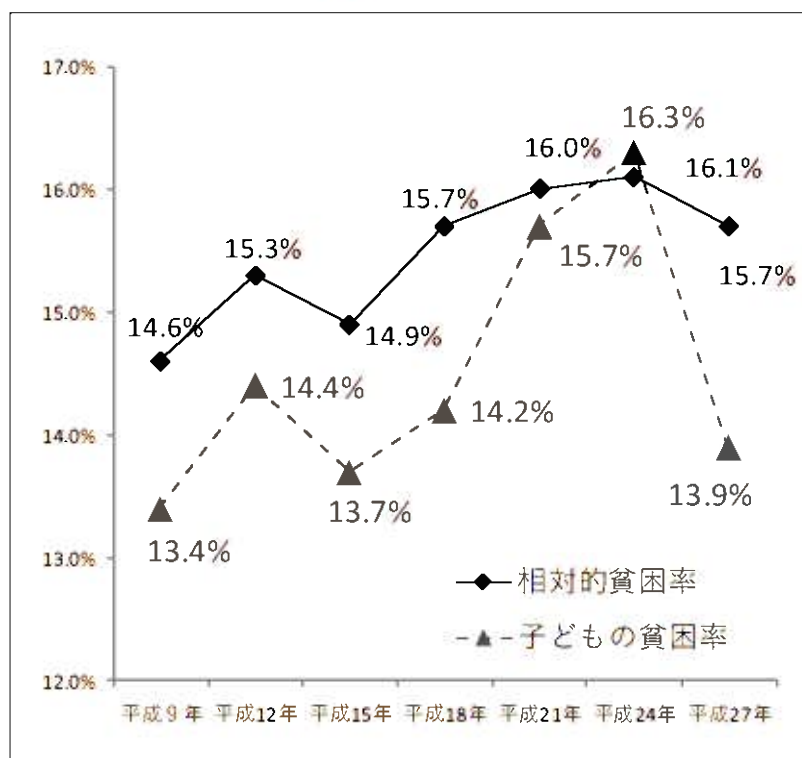
○ 母子・父子福祉センターの主な事業の実績

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一般相談	1,524人	1,488人	1,732人	1,702人	1,513人
特別相談	54人	75人	83人	50人	55人
就職相談	43人	52人	52人	16人	18人
生活指導	612人	616人	554人	430人	197人

○ 「就業支援講習会」受講延べ人数

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受講者数	4,947人	4,575人	4,238人	3,778人	3,658人

○ 全国の相対的貧困率の年次推移



資料：平成28年国民生活基礎調査

○ 進学率

区分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
生活保護世帯の子ども	中学卒業後	82.7%	86.2%	86.4%	90.6%	集計中
	高校卒業後	30.6%	33.0%	38.1%	37.6%	集計中
児童養護施設の子ども	中学卒業後	97.1%	100.0%	94.7%	95.6%	96.0%
	高校卒業後	16.0%	20.8%	4.0%	22.7%	26.7%
ひとり親家庭の子ども	中学卒業後	—	—	96.5%	—	—
	高校卒業後	—	—	67.4%	—	—

資料：生活保護世帯の子どもについては、厚生労働省社会・援護局保護課調べ（各年度4月1日現在）

児童養護施設の子どもについては、社会的養護の現況に関する調査結果（各年度5月1日現在）

ひとり親家庭の子どもについては、平成28年度北九州市ひとり親家庭等実態調査（平成28年11月1日現在）

○ 就学援助の人数・割合

区分	小学校	中学校	合計	
	人数	人数	人数	援助率
平成26年度	9,007人	5,584人	14,591人	20.2%
平成27年度	8,676人	5,471人	14,147人	19.7%
平成28年度	8,481人	5,168人	13,649人	19.2%
平成29年度	8,288人	4,938人	13,226人	18.8%
平成30年度	8,101人	4,729人	12,830人	18.4%

目標4 子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる

施策（12）子育てを応援する体制づくり ～笑顔あふれる子育て環境～

1 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 「子育てを楽しい」と感じる保護者の割合はほぼ9割となっています。一方、子育てに関する悩みや不安を感じる保護者の割合は、5割を超えています。（※）

多くの人の子育てに苦勞しながらも、子どもと暮らす日々の生活に喜びを感じていることが伺えます。悩みや不安があっても、それを解消してくれる「支え」となるものがあれば、子育ては楽しく魅力あるものになると考えられます。

- 問題なのは、子育てを支えてくれる人・相談できる人が「いない」と回答した保護者が、一定割合存在し、孤立化が心配されることです。不安や悩みを抱えながらも、楽しくいきいきと子育てすることができるよう、各種相談窓口の充実が必要です。

また、地域での人のつながりなど、家族や友人のように顔の見える関係で、気軽に心を開いて相談できる人・場所がどこにでもあるような環境をつくっていくことや、必要なサービスに確実にアクセスできるよう、様々な媒体を活用した広報に努めることも必要です。

- 本市には、現在、多くの外国人が生活しており、その人数は年々増加傾向にあります。今後、外国人労働者の受け入れ増加に伴い、言葉や文化の違いから、子育てに不安や悩みを持つ家庭が増えることも想定されます。

<方向性>

- 親子が気軽に集い交流する場の提供や、地域で活動する育児サークルへの支援などを通じて、地域社会全体で子育てを支える取り組みを進めていきます。

- 多様化する相談内容に対応するため、相談員の専門性・スキル向上のための研修の充実を図るとともに、子育てサポーターの育成や、シルバー人材センターなどシニア世代の参画をさらに活性化させ、地域の支援体制を強化しつつ、こうした人材の活躍の場を拡げていきます。

- 子育ての悩みや不安の解消につながる情報を、いつでもどこでも手軽に入手できるよう、最新の情報技術の活用も検討しながら、保護者の生活様式に合わせた情報発信について、その提供する内容も含め、工夫を凝らしていきます。
- 外国人の子どもやその家庭にも同様の支援が確実に届けられるよう、配慮を行っていきます。

※子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成30年度）

2 施策の柱

①	<u>地域における子育て支援の環境づくり</u> 身近な地域における子育てを支えるネットワークづくりなど、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進める。
②	<u>子育てを支える人材の活用・育成</u> 子育てサポーターやシニア世代の参画を活性化させるなど、子育てを支える地域の人材の確保に努める。
③	<u>子育て家庭への経済的支援</u> 子育て家庭の状況に応じて、必要な人に必要な経済的支援を適切に行う。
④	<u>市民が利用しやすい相談体制</u> 子育てに悩みや不安を持つ保護者が、分かりやすく利用しやすい相談体制を整備する。
⑤	<u>子育てに関する情報が届く仕組みづくり、PRの強化</u> 子育て中の人を知りたい情報をタイムリーに手軽に入手できるよう、情報誌やホームページなどを活用した情報提供を行う。
⑥	<u>外国人市民の子ども・子育てへの支援</u> 外国人市民の子どもやその家庭が安心して暮らしていけるよう、子育てに関する知識や情報の正しい理解を促進するための支援等を行う。

3 成果指標

子育ての悩みや不安を感じる人の割合	【減少】
子育てが楽しいと感じる人の割合	【増加】
子育てを支援してくれる人がいる人の割合	【増加】
子育てに関して相談できる人（場所）がいる（ある）人の割合	【増加】
子育てサポーター登録者数	【増加】
子育て情報を提供するホームページの認知度	【増加】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 地域における子育て支援の環境づくり

地域でつくる子育て応援事業 子ども家庭局・子育て支援課	区の保健・医療・福祉・地域連携推進協議会やまちづくり協議会等と連携し、子育てに関するボランティア活動や地域特性を生かした子育て支援活動等を支援する。
親子ふれあいルームの充実 子ども家庭局・子育て支援課	子育て中の親と子が気軽に集い、相互に交流を図る場である親子ふれあいルームを運営し、施設の充実及び子育て相談、子育て関連情報の提供などの機能の充実に努める。また、市民センターをはじめ、子育て支援団体、育児サークル等と連携し、ネットワーク化を図るなど、地域における子育て支援に取り組む。
赤ちゃんの駅登録事業 子ども家庭局・総務企画課	官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行う。
育児サークル・フリースペース活動への支援 子ども家庭局・子育て支援課	乳幼児の親同士が交流を通じて、自主的な活動を行えるよう育児サークルを支援する。また、自由に参加・利用できるフリースペースの活動を支援するとともに、地域で子育てをしやすいシステムづくり、仲間づくりを支援する。
一時保育事業（再掲） 子ども家庭局・保育課	保護者のパート就労や冠婚葬祭、育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育する。

柱② 子育てを支える人材の活用・育成

子育てネットワークの充実 市民文化スポーツ局・生涯学習課	子育てサポーター養成講座を実施し、市民センターを拠点として活動する「子育てサポーター」を養成する。 養成された子育てサポーターは、子育てに関する保護者の悩みや不安の軽減を図るため、市民センターにおける「育児サークル」や「フリースペース」等での活動を支援する。 また、子育てサポーターフォローアップ研修、子育てサポーターリーダー養成研修を行う。 さらに、サポーター間の交流を深め、意見交換や情報交換を通して相互の連携・協力を図るため、交流会を実施する。
主任児童委員による子育て支援 子ども家庭局・子育て支援課	住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う「児童委員（民生委員）」の中から選任された、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」が、区役所や子ども総合センター、学校、教育委員会等の関係機関、区域を担当する児童委員等と連携し、子育て支援に関する様々な活動を行う。

	・学校や児童委員と連携し、見守りが必要な家庭への訪問 ・支援が必要な子どもや家庭と関係機関との橋渡し ・生後4か月までの乳児家庭全戸訪問の協力 など
ほっと子育てふれあい事業 子ども家庭局・子育て支援課	ほっと子育てふれあいセンターにおいて、地域で子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人とで、ボランティア組織をつくり、会員同士で子どもの預かりや送迎など子育てサービスを行う。
㊦ シニア世代による子ども・子育て支援活動の促進 子ども家庭局・総務企画課	シニア世代が、これまで培った経験・人脈等を活かし、子どもや子育てを支える人材として十分活躍してもらえるよう、市の子育て関連施設や子育て支援事業などの中から、活躍が可能な場を集約し情報提供するとともに、子ども・子育て支援活動への積極的な参画を呼びかけていく。
シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業 産業経済局・雇用政策課	子育て経験の豊富なシルバー人材センターの会員が、子育て家庭を支援するため、シルバー人材センターの業務の一つとして、子守、保育所の送迎、保育補助、産前産後の手伝い等を実施する。
経済界との連携による学校支援事業 教育委員会・指導第二課	経済界との連携により、企業がもつ人材や経営のノウハウなどを生かし、出前授業や体験活動などに取り組む。 ○PTA活動活性化の支援 ○企業従業員の親学支援 など
子育て支援員の養成・配置 子ども家庭局・保育課	北九州市社会福祉研修所で「子育て支援員養成研修」を実施する。専門性を活かし、きめ細かな子育て相談等に対応できるよう、保育士を「子育て支援員」として養成し、子育て相談や育児サークルの支援等、地域に根ざす保育所として、子育て家庭支援の中心的役割を担う。

柱③ 子育て家庭への経済的支援

児童手当 子ども家庭局・子育て支援課	次代の社会を担う子どもの育ちを支援することを目的に、児童手当を支給する。なお、3歳以上小学校修了前の第3子以降には、加算して手当を支給する。
児童扶養手当（再掲） 子ども家庭局・子育て支援課	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給することにより、もって児童の福祉の増進を図る。
㊦ 幼児教育の無償化 子ども家庭局・保育課、幼稚園・こども園課	幼児教育にかかる費用を社会全体で負担することにより、子どもたちに質の高い幼児教育を受ける機会を保障する。 幼児教育の無償化を円滑に実施する。

母子公費負担医療 費助成 子ども家庭局・子育て支援課	小児慢性特定疾病や未熟児・心身障害児等の重症化を抑制するとともに、保護者の医療費負担の軽減を図るため、医療費の公費負担等を行う。 また、小児慢性特定疾病について、専門員による自立支援を行う。
子ども医療費支給 事業 子ども家庭局・子育て支援課	子育てに関する経済的負担を軽減し子どもの健康の保持と健やかな育成を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成する。
ひとり親家庭等医 療費支給事業 (再掲) 子ども家庭局・子育て支援課	母子家庭の母及び児童または父子家庭の父及び児童、父母のいない児童の健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成する。
児童生徒・学生に 対する就学の機会 均等を図るための 経済的支援 教育委員会・学事課	経済的理由によって就学困難な児童生徒や学生に対して、学用品費等の支給や修学資金の貸付を行う。
放課後児童クラブ 利用者支援事業 (再掲) 子ども家庭局・子育て支援課	生活保護世帯等について放課後児童クラブの利用料を助成し、放課後児童クラブの利用を支援する。

柱④ 市民が利用しやすい相談体制

子ども・家庭相談 コーナー運営事業 子ども家庭局・子育て支援課	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度を適用したり、関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行う。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施する。
子ども総合センタ ーの運営 (再掲) 子ども家庭局・子ども総合セン ター	児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行う。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組む。
「24時間子ども 相談ホットライ ン」事業 (再掲) 子ども家庭局・子ども総合セン	いじめ、不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩みへの対応や、児童虐待の緊急対応などを行うため、24時間体制で電話相談を受け付ける。

ター	
子育て支援総合コーディネーター事業 子ども家庭局・保育課	「子育て支援サロン“びあちえーれ”」に子育て支援総合コーディネーターを配置し、面接、電話やメールによる子育てに関する相談の対応を行い、必要な関係機関との連携、調整等の支援を行う。また、育児講座を開催するなど、子育て支援の充実を図る。

柱⑤ 子育てに関する情報が届く仕組みづくり、PRの強化

子育て支援に関する情報発信の充実・強化 子ども家庭局・総務企画課	子育て中の方が、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、ホームページやフェイスブック、情報誌の内容や、情報提供方法の充実を図り、必要とされる子育てに関する情報が、市民に届くように取り組む。併せて、効果的な情報発信のあり方について、検討する。
市政だより、市政テレビ、ホームページ、SNS等による子育てに関する情報提供 広報室・広報課	市政だより、市政テレビ、ホームページ、SNS等を活用し、より多くの市民に効果的に子育てに関する情報を提供する。
市内外に向けた「子育てしやすい街北九州」のPR 子ども家庭局・総務企画課	他部局とも連携しながら、WEB広告やタウン誌、イベント等さまざまな媒体・場を活用し、市内外に向け、「子育てしやすい街北九州」をPRする。
幼稚園・保育所等情報の積極的な提供 子ども家庭局・総務企画課、保育課、幼稚園・こども園課	市民に愛され親しまれる幼稚園、保育所等となるため、また、市民が幼稚園、保育所等を選択する際の一助となるよう、ホームページの充実や、ガイドブックの作成などにより、積極的に施設の情報提供に取り組む。 さらに、タイムリーな情報提供を充実させるため、幼稚園、保育所等に通う子どもや保護者向けの情報を、施設を通して提供する。
保育サービスコンシェルジュ事業 子ども家庭局・保育課	保育を希望する保護者等の相談に応じ、個別のニーズを把握した上で、認可保育所のほか、一時保育や幼稚園預かり保育などの多様なサービスについての情報提供を行うため、区役所及びウーマンワークカフェ北九州に「保育サービスコンシェルジュ」を配置する。
保育サービスに関する情報提供の充実 子ども家庭局・保育課	市ホームページにて、さまざまな保育サービスや各保育所の概況および各月の入所児童数等を公開することで、保育所入所希望者への情報提供の充実を図る。

ひとり親家庭施策 の周知（再掲） 子ども家庭局・子育て支援課	ひとり親家庭が利用できる制度や施設をまとめた「ひとり親家庭のガイドブック（携帯版）」を作成し、配布する。また、早い段階で必要な情報を提供できるよう、離婚届の受取り時等の機会に各種支援制度を記載したチラシ等を配布する。また、市ホームページ「子育てマップ北九州」や、情報誌「北九州市こそだて情報」に掲載する等、さまざまな方法でひとり親家庭に関する事業を周知する。
--------------------------------------	---

柱⑥ 外国人市民の子ども・子育てへの支援

日本語と子育て教室 企画調整局・国際政策課	外国人市民の子育ての悩みなどの負担軽減を図るため、外国人市民を対象とした日本語教室を子育て支援施設で開催し、日本語学習支援や生活情報の提供を行う。
外国人市民の妊産婦などへの支援 子ども家庭局・子育て支援課 企画調整局・国際政策課	母子健康手帳交付の際に、多言語化した「母子健康手帳や妊産婦手帳の使い方」や、「早わかり子育て便利帳」のリーフレットを配布する。また、妊娠中から出産後まで必要に応じて、保健師が家庭訪問等を行い、継続した支援を行う。 学校や幼稚園等との日本語によるコミュニケーションが難しい場合は、（公財）北九州国際交流協会による行政通訳派遣の活用を図る。
外国人児童生徒の 受入体制の整備 教育委員会・指導第一課	教育委員会や帰国・外国人児童生徒教育センター校による北九州市帰国・外国人児童生徒教育推進協議会を中心に、帰国・外国人児童生徒の受け入れ体制を整備する。また、帰国・外国人児童生徒教育連絡協議会（対象は日本語指導対象児童生徒の学級担任）を実施し、帰国・外国人児童生徒の受け入れについて周知・徹底を図るとともに、教員の意識の高揚と資質の向上に努める。
外国人児童生徒への 学習支援体制の 充実 教育委員会・指導第一課	日本語指導員および帰国・外国人児童生徒教育センター校に配置されている専任教員が、各小中学校などを訪問して、帰国・外国人児童生徒へ個別に行う初期の日本語指導を充実させる。また、帰国・外国人児童生徒教育センター校においても専任教員を中心にして、日本語指導などの学習支援体制の充実を図る。 さらに、（公財）北九州国際交流協会が実施するにほんご広場事業を通じて、児童の学習支援体制の充実を図る。

(参考データ)

○ 子育てに関する悩みや不安を感じるか

区分		非常に感じる	やや感じる	あまり感じない	全く感じない	わからない	無回答
就学前 回答者数 H25:1,453人 H30:1,559人	平成25年度	5.1%	39.6%	38.4%	8.0%	7.3%	1.7%
	平成30年度	6.0%	45.2%	36.5%	8.9%	1.5%	1.9%
小学生 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	平成25年度	7.6%	44.1%	33.9%	6.7%	6.6%	1.1%
	平成30年度	8.0%	48.6%	35.0%	6.2%	9.0%	1.4%
中高生 回答者数 H25:1,086人 H30:1,396人	平成25年度	14.5%	54.6%	23.2%	5.0%	1.0%	2.7%
	平成30年度	17.4%	47.5%	24.4%	3.9%	7.0%	6.1%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 保護者が子育てに関して悩んでいること、気になること（抜粋）

区分	内容（割合）		平成30年度	平成25年度
就学前 回答者数 H30:1,559人 H25:1,453人	1位	子どもを叱りすぎているような気がする	40.3%	42.5%
	2位	食事や栄養に関する	34.4%	40.4%
	3位	病気や発育・発達に関する	31.2%	33.5%
小学生 回答者数 H30:1,493人 H25:1,373人	1位	子どもの教育に関する	39.6%	37.1%
	2位	子どもを叱りすぎているような気がする	37.5%	38.5%
	3位	子どものテレビやメディアとの接し方の	32.7%	18.3%
中学・高校生 回答者数 H30:1,396人 H25:750人	1位	卒業後の進路に関する	59.7%	70.1%
	2位	子どもの学業（成績等）に関する	50.7%	62.4%
	3位	将来の子どもの就職に関する	49.7%	58.5%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

○ 子育てをしていて楽しいと感じる人の割合

区分	非常に 感じる	やや 感じる	あまり 感じない	全く 感じない	わからない	無回答
就学前 回答者数 1,559人	57.3%	38.0%	2.6%	0.1%	1.3%	0.7%
小学生 回答者数 1,493人	48.5%	45.3%	3.9%	0.4%	1.1%	0.8%
中学・高校生 回答者数 1,396人	42.0%	47.3%	5.9%	0.5%	2.7%	1.7%

資料：北九州市 子ども・子育てに関する市民アンケート調査（平成30年度）

○ 子育てを支えてくれる人がいる人の割合

区分	いる／ある	いない／ない	無回答
就学前 回答者数 1,559人	96.3%	1.5%	2.1%
小学生 回答者数 1,493人	96.6%	2.4%	1.0%
中高生 回答者数 1,396人	94.1%	3.2%	2.7%

資料：北九州市 子ども・子育てに関する市民アンケート調査（平成30年度）

○ 子育てが地域の人に支えられていると感じている割合

区分		非常に感じる	やや感じる	あまり感じない	全く感じない	H30:わからない H25:どちらとも 言えない	無回答
就学前 回答者数 H25:1,453人 H30:1,559人	平成25年度	11.5%	32.8%	13.9%	11.3%	29.9%	0.6%
	平成30年度	10.1%	37.8%	19.0%	21.9%	9.0%	2.2%
小学生 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	平成25年度	20.9%	39.0%	8.8%	7.3%	22.1%	2.0%
	平成30年度	17.3%	46.6%	14.3%	15.3%	5.2%	1.3%
中高生 回答者数 H25:1,086人 H30:1,396人	平成25年度	16.1%	34.0%	9.6%	9.8%	27.9%	2.7%
	平成30年度	12.5%	43.1%	16.5%	19.8%	5.1%	3.2%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 子育てについて相談できる人（場所）がいるか（あるか）

区分		いる／ある	いない／ない	無回答
就学前 回答者数 H25:2,106人 H30:1,559人	平成25年度	94.9%	2.4%	2.7%
	平成30年度	96.8%	2.1%	1.1%
小学生 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	平成25年度	92.4%	6.9%	0.7%
	平成30年度	96.9%	2.6%	5.0%
中高生 回答者数 H30:1,396人	平成25年度	—	—	—
	平成30年度	92.0%	4.1%	3.9%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 子育てに関する悩みや不安の相談先（抜粋）

区分		配偶者・パートナー	その他の親族（親、きょうだいなど）	友人や知人	職場の人	学校等の保護者の仲間	幼稚園・保育所、学校の先生等
就学前 回答者数 H25:1,999人 H30:1,509人	平成25年度	—	84.1%	75.3%	—	—	42.5%
	平成30年度	83.6%	84.6%	72.4%	32.4%	18.3%	46.1%
小学生 回答者数 H25:1,269人 H30:1,446人	平成25年度	77.5%	73.4%	71.4%	28.0%	30.5%	25.5%
	平成30年度	78.3%	77.7%	72.8%	36.3%	35.4%	29.8%
中高生 回答者数 H25:1,086人 H30:1,284人	平成25年度	70.5%	51.7%	47.1%	27.4%	28.3%	2.7%
	平成30年度	77.3%	66.9%	67.1%	34.2%	30.5%	25.0%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：複数回答

○ 保護者がより力を入れてほしい子育て支援策（抜粋）

区分	内容（割合）	平成30年度	平成25年度
就学前 回答者数 H30:1,559人 H25:1,453人	1位 安心して子育てと仕事を両立できる職場環境	57.8%	58.5%
	2位 子育てに関する公的な経済的支援	56.8%	63.6%
	3位 子育て家庭が利用しやすい、公園や子育て支援施設等	55.4%	52.2%
小学生 回答者数 H30:1,493人 H25:1,373人	1位 いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設	59.5%	62.4%
	2位 救急医療をはじめとする子どもの医療体制	50.9%	46.4%
	3位 学校以外での学習支援	34.5%	—
中学・高校生 回答者数 H30:1,396人 H25:1,086人	1位 救急医療をはじめとする子どもの医療体制	46.9%	41.4%
	2位 子育てに関する公的な経済的支援	41.8%	48.1%
	3位 いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設	38.4%	41.6%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

○ 子育てに関する情報の入手方法（抜粋）

区分	内容（割合）	平成30年度	平成25年度
就学前 回答者数 H30:1,559人 H25:1,453人	1位 親族や友人、知人など	82.2%	80.6%
	2位 保育所、幼稚園、認定こども園など	66.4%	61.9%
	3位 インターネットサイト（H25:パソコン）	49.6%	22.5%
	参考 H25:3位 市政だよりなどの市の発行物	23.3%	34.3%
小学生 回答者数 H30:1,493人 H25:1,373人	1位 親族や友人、知人など	81.2%	81.4%
	2位 学校	67.7%	63.5%
	3位 インターネットサイト（H25:パソコン）	40.3%	19.0%
	参考 H25:3位 市政だよりなどの市の発行物	30.1%	37.7%
中学・高校生 回答者数 H30:1,396人 H25:1,086人	1位 親族や友人、知人など	79.4%	74.9%
	2位 学校	59.0%	60.9%
	3位 インターネットサイト（H25:パソコン）	31.4%	21.2%
	参考 H25:3位 テレビ、ラジオ	27.5%	28.5%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

○ 保護者がより力を入れてほしい情報発信の手段（抜粋）

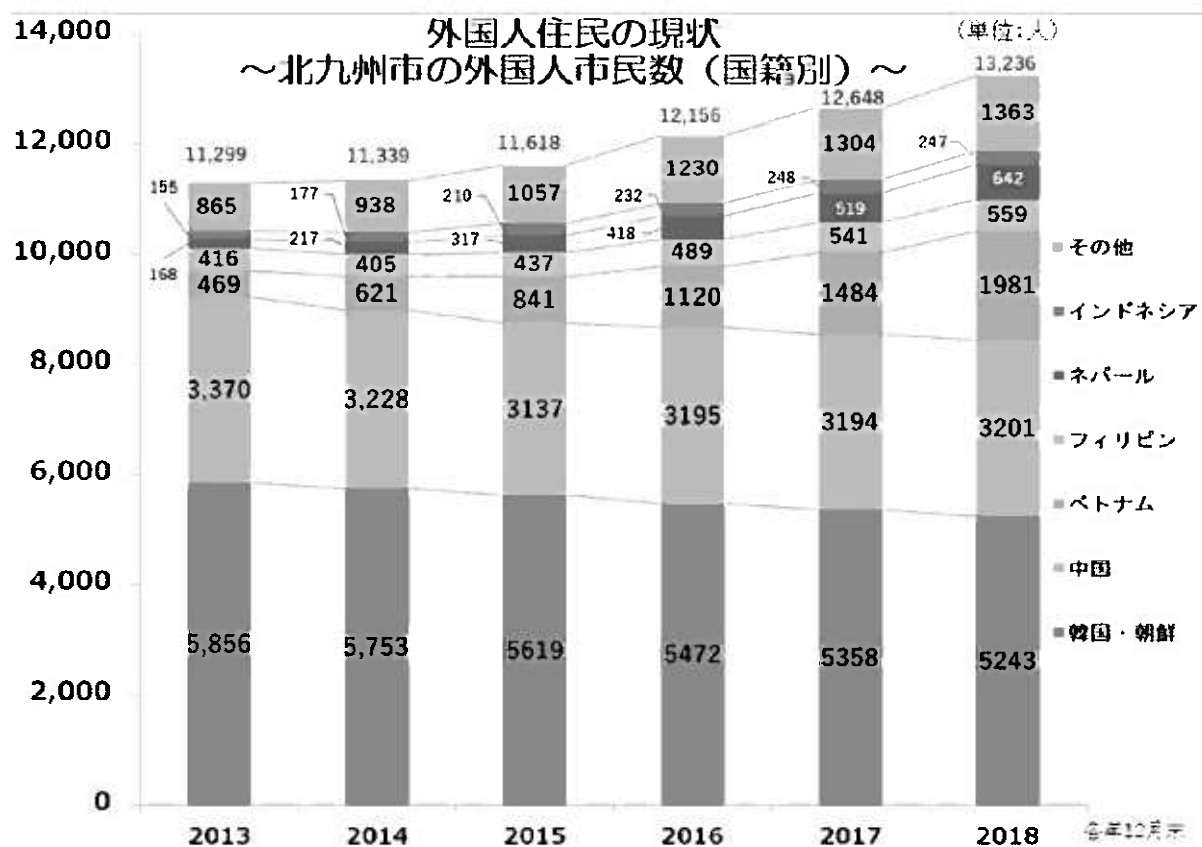
区分	内容（割合）	平成30年度	平成25年度
就学前 回答者数 H30:1,559人 H25:1,453人	1位 保育所、幼稚園、認定こども園など	52.8%	56.0%
	2位 インターネットサイト（H25：スマートフォン）	24.7%	25.1%
	3位 市政だよりなどの市の発行物	23.3%	36.3%
小学生 回答者数 H30:1,493人 H25:1,373人	1位 学校など	68.5%	77.1%
	2位 市政だよりなどの市の発行物	30.1%	34.9%
	3位 インターネットサイト（H25：スマートフォン）	24.3%	15.2%
中学・高校生 回答者数 H30:1,396人 H25:1,086人	1位 学校など	65.0%	72.0%
	2位 市政だよりなどの市の発行物	27.8%	36.3%
	3位 インターネットサイト（H25：パソコン）	23.7%	14.3%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

○ 北九州市の外国人住民の現状（国籍別）



施策（１３）家庭の育児力・教育力の向上 ～親としての成長をバックアップ～

１ 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 教育の原点であり、出発点でもある家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身につけ、規範意識、思いやり、社会的ルール等を学び、心身ともに健やかに育つための重要な役割を担っています。
- 「朝食の摂取」については、「毎日食べている」と回答した割合が概ね９割を超える高水準を維持していますが、「就寝時間（午後１０時前に就寝する割合）」（２５％前後）、「家族の人が話をよく聞いてくれる割合」（８割超）を含め、大きな改善は見られません。（※１）
- 子育てに関して悩んでいること・気になることとして高い割合を占めているのは、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「子どものテレビやメディアとの接し方について」、「子どもの教育について」、「病気や発育・発達について」などとなっています。（※２）
家庭の育児力・教育力を高めていくためには、各家庭が必要としている子育てに関する知識、スキルなどニーズを的確に把握することが必要です。

<方向性>

- 保護者の悩みや不安を解消するため、これまで実施してきた保護者向けの学習機会の提供や情報発信については、育児ノウハウに関するものやメディアリテラシーに関するものなど、保護者が「今知りたい、学びたい」と感じている内容などをうまく盛り込むよう心がけます。
また、提供方法については、共働き世帯の増加など今の社会情勢に適合したやり方にも修正していくことを検討するとともに、子どもの立場に立った家庭生活のあり方について、保護者一人ひとりに考える機会を提供できるよう努めます。
- ＮＰＯや各種団体が独自に実施する育児講演会やセミナーが、市内で数多く開催されるようになれば、各家庭に対し多様な選択肢を提供することができます。こうした活動の後押しとなる環境づくりや機運の醸成に、引き続き取り組んでいきます。

※１ 「元気発進！子どもプラン（第２次計画）」成果指標（H27～H29年度）

※２ 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成３０年度）

2 施策の柱

①	子どもの健全育成の基礎となる家庭の育児力・教育力の向上 家庭において規範意識等を身に付けるとともに、親子のコミュニケーション力を高めることができるよう、学習の機会や情報提供、啓発活動を行うことにより、家庭の育児力・教育力の向上に取り組む。
②	基本的生活習慣の定着や食育の推進 育児教室や育児相談等のさまざまな機会を捉え、基本的生活習慣に関する知識の普及を図り、情報提供を行うとともに、発達段階に応じた食育を推進する。

3 成果指標

朝食を「ほぼ毎日」食べる子どもの割合	【維持】
就寝時間が午後10時以降の子どもの割合	【減少】
子どもの話をよく聞けていると思う保護者の割合	【増加】
親子の会話の頻度	【増加】
1歳6か月児／3歳児に仕上げみがきをする保護者の割合	【維持】
子どもに絵本の読み聞かせをする頻度	【増加】
子どもがテレビやインターネット上の動画サイト等を見る時間	【減少】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の育児力・教育力の向上

家庭・地域への啓発事業 市民文化スポーツ局・生涯学習課 教育委員会・指導第二課	核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりなど、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化していく中、より多くの保護者に対する、学習機会と役立つ情報を提供し、よりきめ細かく家庭の教育向上に取り組む。 ○早寝・早起き・朝ごはんなどの基本的生活習慣の重要性を啓発するリーフレット「きほんのき」(3～5歳児対象)の作成配布 ○全市立幼稚園・小・中・特別支援学校における家庭教育学級の実施 ○保育所・私立幼稚園における家庭教育学級の実施 など
家庭内事故防止のためのPR(再掲) 子ども家庭局・総務企画課	0歳児を除く子どもの死亡原因のトップである不慮の事故をなくすため、子育てふれあい交流プラザ内に、日常の生活空間を再現した「セーフキッズ」を設置し、家庭内の危険箇所や予防方法を紹介する。
子どもの読書活動の推進	学校における一斉読書の継続・充実や家庭への働きかけ等、言葉の力の向上につながる読書習慣の定着を図る。また、

教育委員会・子ども図書館、学事課、指導第一課	学校図書館職員の配置やブックヘルパー等の活用により、すべての小中学校における読書活動の充実を図る。
はじめての絵本事業 教育委員会・子ども図書館	妊娠時の早い時期から子どもの読書に関心を持ってもらい、おなかの赤ちゃんに絵本を読んであげることにより、親子でゆったりとしたひと時を過ごしてもらえるよう、母子健康手帳の交付時に「絵本バック」を無料で配布する。
北九州市子どもを育てる10か条の普及促進活動 教育委員会・指導第二課	子どもの基本的な生活習慣の定着や、家庭や地域の教育力の向上を図るため、「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「北九州市子どもを育てる10か条」を、市民に広く実践してもらうための普及促進を図る。
家族のためのペアレントトレーニング事業（再掲） 子ども家庭局・子ども総合センター	虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術の習得等を図る。
パパママ救急教室 消防局・救急課	少子化・核家族化が進む中、子どもの病気やケガへの対応などに不安を抱える子育て中の親は多いと考えられることから、子育てへの不安を少しでも軽くし、また、かけがえのない小さな命を守るため、新米パパママを対象に、子どもに関する応急手当教室を開催する。
ネットトラブル等防止及びスマートフォンの適正利用の推進（再掲） 子ども家庭局・青少年課 教育委員会・指導第二課	インターネット上のウェブサイト等において、児童生徒の不適切な書き込み等を把握し問題の未然防止・早期発見を図るとともに教職員に対する研修を行いネットトラブルの防止に努める。また、児童生徒のスマートフォンの所持率が年々増加している状況を踏まえ、スマートフォンの適切な使用について児童生徒や保護者への啓発に取り組む。 加えて、青少年が、SNSをはじめとしたコミュニティサイトなどをきっかけとする事件に巻き込まれるケースの増加を受け、メディア上の有害環境の危険性を啓発する取り組みを推進するほか、警察、青少年団体と連携した「メディア（ネット）・リテラシー向上協議会」を設立するなどして、ネットやスマートフォンの適正な利用推進を図り、ネット被害やいじめの防止、スマートフォンやゲーム依存の防止啓発等、今日のデジタル社会に顕在化している様々な課題の解決に向けて取り組んでいく。

柱② 基本的生活習慣の定着や食育の推進

育兒教室等の実施 （すくすく子育て支援事業） （再掲） 子ども家庭局・子育て支援課	乳幼児の食事・睡眠等の基本的生活習慣や、メディアとの付き合い方等子育てに関する知識の普及を図るため、赤ちゃんの育て方や子どもの心と身体の発育・しつけなど育児に必要な知識を中心とした講義や交流会を取り入れた教室を開催する。
食を通じた乳幼児等の健康づくり事業 （再掲） 子ども家庭局・子育て支援課	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談を行う。また、参加できない対象者については、リーフレットの配布等で啓発を行う。
親子ですすめる食育教室 （再掲） 子ども家庭局・子育て支援課	幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、就学前児童の保護者を対象に幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演などを行う。
口腔保健支援センター事業 （再掲） 保健福祉局・健康推進課	関係機関・団体と連携し、歯科口腔保健に関する知識の普及啓発や情報提供、市民の歯科疾患の予防等に取り組み、本市の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進する。また、子どもの保護者や子どもにかかわる関係職種、子どもたちを対象に、歯科健診や歯科保健指導等の場を通して、本市の重要な健康課題の1つであるむし歯予防に取り組む。
幼児期からの生活習慣病予防教室 子ども家庭局・子育て支援課	幼稚園、保育所等の保護者や児童に対して栄養士による講話や相談、運動指導員による遊びを取り入れた運動実技などを行い、小児肥満に関する知識の普及、予防の啓発を行う。

(参考データ)

○ 起床時間・就寝時間（就学前児童：平日）

区分	平成25年度	平成30年度
起床時間が午前9時以降	3.0%	2.3%
就寝時間が午後10時以降	25.3%	20.3%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 起床時間（小学生、中学・高校生の平日）

区分	小学生		中学・高校生	
	平成25年度	平成30年度	平成25年度	平成30年度
7時以前	50.7%	46.4%	60.7%	52.6%
7時台	47.3%	51.6%	36.0%	41.1%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 就寝時間（小学生、中学・高校生の平日）

区分	小学生		中学・高校生	
	平成25年度	平成30年度	平成25年度	平成30年度
19時台～20時台	7.4%	5.4%	0.1%	0.6%
21時台	47.6%	44.6%	3.0%	2.1%
22時台	40.1%	41.3%	19.0%	16.8%
23時台	3.1%	7.0%	43.0%	41.7%
0時以降	0.7%	0.6%	33.4%	24.7%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 平均睡眠時間（小学生、中学・高校生）

区分	小学生		区分	中学・高校生	
	平成25年度	平成30年度		平成25年度	平成30年度
8時間未満	4.2%	4.0%	6時間未満	9.6%	7.4%
8時間以上	26.1%	29.5%	6時間以上	21.6%	21.8%
9時間未満	49.6%	48.9%	7時間未満	33.3%	33.0%
9時間以上	18.3%	15.3%	7時間以上	28.5%	29.9%
10時間未満	1.0%	0.7%	8時間未満	5.7%	5.1%
10時間以上			8時間以上		
11時間未満			9時間未満		
11時間以上			9時間以上		

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 朝食を「ほぼ毎日」食べる子どもの割合

区分	平成23年度	平成28年度
就学前(乳幼児)	93.0%	92.7%
小学生	93.4%	93.0%
中学生	88.3%	92.5%
高校生	83.3%	84.9%

資料：北九州市健康づくり実態調査（平成23年度・平成28年度）

○ 子どもの規範意識や自尊感情などの状況

区分	小学6年生		中学3年生	
	平成25年度	平成30年度	平成25年度	平成30年度
学校の決まりを守っている	87.2%	88.3%	91.0%	95.0%
自分にはよいところがある	72.2%	82.7%	64.2%	78.4%
将来の夢や目標を持っている	88.2%	86.5%	73.1%	70.8%

資料：全国学力・学習状況調査（平成25年度・平成30年度）

○ 子どもの話をよく聞けていると思う保護者の割合

区分	よく聞けている	だいたい聞けている	あまり聞けていない	聞けていない	わからない	無回答
小学生	27.0%	62.8%	8.7%	0.3%	0.5%	0.7%
中学・高校生	31.0%	55.7%	10.2%	0.9%	0.6%	1.6%

資料：北九州市 子ども・子育てに関する市民アンケート調査（平成30年度）

○ 家族との会話の状況

区分	毎日会話した	ときどき会話した	ほとんど会話なかった	まったく会話なかった	無回答
小学生	98.5%	0.7%	0.1%	0.1%	0.7%
中学・高校生	91.8%	5.0%	1.2%	0.3%	1.7%

資料：北九州市 子ども・子育てに関する市民アンケート調査（平成30年度）

○ 子どもに絵本の読み聞かせをする頻度

区分	ほぼ毎日	週に5、6日	週に3、4日	週に1、2日	ほとんどしない (まだしていない)	無回答
就学前児童	21.0%	7.3%	19.2%	30.0%	21.5%	1.0%

資料：北九州市 子ども・子育てに関する市民アンケート調査（平成30年度）

○ 子どもが1日にテレビやインターネットを見る時間

区分	全くない	1時間未満	1時間以上 3時間未満	3時間以上 5時間未満	5時間以上	わからない	無回答
就学前児童	3.0%	22.7%	58.6%	12.6%	1.3%	1.0%	0.8%
小学生	1.4%	17.6%	64.6%	14.5%	1.5%	0.1%	0.4%
中学・高校生	0.6%	15.1%	56.0%	19.3%	5.4%	2.2%	1.4%

資料：北九州市 子ども・子育てに関する市民アンケート調査（平成30年度）

施策（14）子育てと仕事との両立に向けた環境づくり ～子どもも仕事も大事に生活～

1 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 子育てを楽しみ、子どもの成長に喜びを感じるためには、保護者が男女を問わず子育てに向き合うことができる時間、親子で過ごす充実した時間を持てるよう環境の整備を行うことが必要です。
- 本市の現状を見ると、「仕事と生活の調和が取れていると思う人の割合」は、年々上昇していますが、全体の5割程度にとどまっています。また、「仕事と子育ての両立で大変だと感じること」では、「急な残業が入ってしまう」、「子どもが病気の時休みづらい」、「時間の余裕がない」と回答した割合が多くなっています（※1）。
- 子育て世代の長時間労働を解消し、子どもと向き合う時間を十分取れるよう、また子どもの病気など、生活上必要なときに休める職場環境づくりを進めることが必要です。
- 家庭内の現状を見ると、父親が「家事をしている」が7割、「育児をしている」が9割を超える高い水準となっています。一方で、主に子育てをしているのが「父母ともに」と回答した割合は5割です（※2）。家事・育児を全くやっていない父親は少なくなっていますが、「母親と同じくらいやっているか」という視点で見ると、さらなる改善の余地があると考えられます。
- 結婚、出産に関して、配偶者のいない人の約7割が「結婚したい」と答えていますが、そのうちの約6割が「異性と出会う場や交際する機会がない」、約4割が「異性とうまくつきあえない」と回答しています。また、出産に関しては、「赤ちゃんが誕生することに喜びを感じる」が約8割となっていますが、「不妊について不安や心配がある」が約2割、「なかなか子どもができない場合、不妊治療を受けたい」が4割を超えています（※2）。

<方向性>

- 引き続き、「ワーク・ライフ・バランス」「イクボス」等の取り組みを進め、企業に対する効果的な働きかけや広報活動を行っていきます。
- 男性の家事・育児などへの参画を促進するための取り組みを推進します。
- 結婚や出産は、個人の考え方や価値観に関わる問題ではあります

が、職場環境を含めて、結婚したい人、出産したい人が、その希望をかなえられる仕組みづくり、社会づくりを進めます。

※1 「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」成果指標（H27～H29年度）

※2 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成30年度）

2 施策の柱

①	事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進 保護者が男女問わず子育てに向き合い、親子で充実した時間を持てるよう、「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を中心に、長時間労働の抑制や年休の取得推進など、健康で豊かな生活に向けた働き方の見直しを働きかけていく。
②	男性の家事・育児への参画促進 男性の家事や子育てへの参画を進めるとともに、男女で協力しながら子育てしやすい環境づくりを進める。
③	結婚・妊娠・出産を希望する方への支援 結婚・妊娠・出産の希望がかなう地域社会の実現に向けて、社会全体で結婚や家族形成を希望する人を応援する取り組みを進める。

3 成果指標

仕事と生活の調和がとれていると思う人の割合	【増加】
父親が家事をしている割合	【増加】
主に子育てをしているのが「父母ともに」と回答した人の割合	【増加】
特定不妊治療の助成制度を知っている人の割合	【増加】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進

北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会の運営 総務局・女性活躍推進課	全国に先駆けて、企業・働く人・市民・行政が一体となって設立した「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を中心に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に取り組む。企業等の事業者や働く人が働き方やライフスタイルを見直し、男女が共に働きながら子育てしやすい環境づくりを推進するため、企業への取り組み支援や広報啓発事業を展開する。
女性活躍・ワークライフバランス表彰の実施 総務局・女性活躍推進課	子育て支援や男女が共に働きやすい環境づくり等に取り組む企業・個人等を表彰し、お手本としてその内容を広く紹介することで、企業等事業者や市民がワーク・ライフ・バランスに取り組むよう働きかける。

企業や地域等での ワーク・ライフ・バ ランスの取り組み 支援 総務局・女性活躍推進課	企業等の事業者に対して、仕事と子育て等との両立への理 解促進や働きやすい職場環境づくりを働きかける。また、毎 年11月を推進月間とし、ワーク・ライフ・バランスの意義 や必要性を企業等事業者や市民に周知する。
有資格業者の登録 における社会的責 任・社会貢献の評 価 技術管理局・契約制度課	地元企業のワーク・ライフ・バランス推進等の取り組みを 積極的に評価するため、入札参加資格業者の格付における主 観点の評価項目の一つとして「子育て支援・男女共同参画」 を設け、要件を満たす場合に加点する。

柱② 男性の家事・育児への参画促進

両親学級等の実施 (再掲) くすくす子育て支援事業 子ども家庭局・子育て支援課	夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶため、 沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親教室を開催 する。土・日曜日など父親も参加しやすい日に行う。
男性の家事・育児 参画促進 総務局・男女共同参画推進課	家族を構成する男女が共に協力しながら、家庭での責任を 果たしていくため、男性が仕事だけでなく、子育て等にと もに参画し、家庭等において積極的に役割を果たせるよう支 援する。 ○男女共同参画センター・ムーブ等での男性向け家事・子 育て関連講座
地域における男女 共同参画推進啓発 事業 総務局・男女共同参画推進課	地域における男女共同参画の推進を図るため、地域で活動 している団体・グループ等と協働し、市民や若い世代に向け た広報啓発活動に取り組む。 ○男女共同参画フォーラム in 北九州 ○男女共同参画に係る広報啓発事業
父親になる人への 情報発信 子ども家庭局・子育て支援課	子育ては、一人一人の子どもの成長に寄り添うまたとない 機会である。男性に育児をより楽しんでもらうため、妊娠、 出産、そして子育てに関する情報を父親の目線で発信する。
男2代の子育て講 座 子ども家庭局・総務企画課	1歳未満および1年以内に誕生予定の子の父親または祖 父を対象に、助産師や看護師、子育て支援関係者を講師に迎 え、育児に必要な実習を交えた体験型講座を実施し、男性が 子育てに参画することの意義や効果を伝える。また、講座終 了後には「パパシエ」「ソフリエ」の認定証を授与する。

柱③ 結婚・妊娠・出産を希望する方への支援

結婚を希望する若者への支援 子ども家庭局・青少年課	若者サイトなどを活用し情報発信しながら、結婚や家族を持つことについて、考えるきっかけづくりに取り組む。
不妊に悩む方への特定治療支援事業及び不妊等専門相談（再掲） 子ども家庭局・子育て支援課	不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないように、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。また、一般市民向けに妊娠や不妊に関する知識の普及啓発等を行うとともに、専門相談窓口を設置し、不妊治療、家庭・仕事との両立などさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減する。

(参考データ)

○ 仕事と生活の調和が取れていると思う人の割合

区分		調和が とれている	どちらかとい うと調和が とれている	どちらかとい うと調和が とれていない	調和が とれていない	わからない	無回答
就学前の保護者 回答者数 H25:1,453人 H30:1,559人	平成25年度	4.7%	28.8%	22.8%	19.3%	22.8%	1.4%
	平成30年度	6.3%	35.6%	22.6%	17.7%	15.7%	2.1%
小学生の保護者 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	平成25年度	8.6%	38.2%	21.0%	15.9%	14.6%	1.7%
	平成30年度	9.9%	41.7%	21.1%	13.0%	12.0%	2.3%
中学・高校生の保護者 回答者数 H25:1,086人 H30:1,396人	平成25年度	8.5%	36.3%	18.0%	14.3%	12.1%	10.9%
	平成30年度	8.0%	40.9%	19.2%	11.3%	8.2%	12.3%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 子育てと仕事を両立させる上で大変だと感じること（抜粋）

【母親】

区分	内容（割合）	平成30年度	平成25年度
就学前 回答者数 H30:1,392人 H25:1,079人	1位 時間の余裕がない	61.9%	—
	2位 子どもが病気のときに休みづらい	49.7%	—
	3位 子どもと接する時間が少ない	42.0%	42.1%
	参考 H25:1位 自分が病気・けがをした時や、子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない	41.9%	48.1%
	参考 H25:3位 急な残業が入ってしまう	23.4%	30.2%
小学生 回答者数 H30:1,064人 H25:886人	1位 時間の余裕がない	49.2%	—
	2位 子どもが病気のときに休みづらい	46.2%	—
	3位 自分が病気・けがをした時や、子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない	40.7%	41.8%
	参考 H25:2位 子どもと接する時間が少ない	35.2%	36.9%
	参考 H25:3位 急な残業が入ってしまう	25.1%	26.5%
中学・高校生 回答者数 H30:1,088人 H25:780人	1位 時間の余裕がない	48.0%	—
	2位 子どもが病気のときに休みづらい	34.9%	—
	3位 自分が病気・けがをした時や、子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない	30.8%	39.0%
	参考 H25:2位 急な残業が入ってしまう	19.6%	27.6%
	参考 H25:3位 子どもと接する時間が少ない	19.6%	22.9%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

【父親】

区分	内容（割合）	平成30年度	平成25年度
就学前 回答者数 H30:1,392人 H25:1,910人	1位 子どもと接する時間が少ない	52.2%	50.2%
	2位 急な残業が入ってしまう	49.5%	42.9%
	3位 時間の余裕がない	39.8%	—
	参考 H25:3位 職場で、仕事と家庭の両立支援制度が利用できない	20.7%	16.4%
小学生 回答者数 H30:1,064人 H25:1,151人	1位 子どもと接する時間が少ない	47.4%	47.7%
	2位 急な残業が入ってしまう	40.3%	39.4%
	3位 時間の余裕がない	38.6%	—
	参考 H25:3位 職場で、仕事と家庭の両立支援制度が利用できない	12.8%	14.2%
中学・高校生 回答者数 H30:1,188人 H25:855人	1位 子どもと接する時間が少ない	36.9%	39.6%
	2位 時間の余裕がない	34.4%	—
	3位 急な残業が入ってしまう	32.8%	30.9%
	参考 H25:3位 自分が病気・けがをした時や、子どもが急に病気になった時に代わりに面倒をみる人がいない	8.8%	9.2%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

○ 母親の就労率

区分		平成25年度	平成30年度
就学前の母親	フルタイム	26.5%	31.8%
	パート	24.7%	28.4%
	計	51.2%	60.2%
小学生の母親	フルタイム	29.1%	31.6%
	パート	35.4%	39.6%
	計	64.5%	71.2%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 父親が家事・育児をしている割合

区分		平成25年度	平成30年度
就学前の父親	家事	43.2%	42.8%
	育児	76.9%	79.0%
小学生の父親	家事	38.1%	36.9%
	育児	63.0%	66.0%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 主に子育て（教育を含む）をしている人の割合

区分		平成25年度	平成30年度
就学前	父母ともに	56.4%	46.7%
	主に母親	41.9%	51.9%
	主に父親	0.4%	0.3%
小学生	父母ともに	59.7%	51.5%
	主に母親	36.6%	45.1%
	主に父親	0.3%	0.8%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 特定不妊治療の助成制度を知っている人の割合（調査対象：18歳～39歳）

区分	言葉も内容も知っている	言葉を聞いたことはあるが、内容は知らない	言葉も内容も知らない	無回答
回答者数 864人	11.3%	33.6%	50.8%	4.3%

資料：北九州市 子ども・子育てに関する市民アンケート調査（平成30年度）

○ 現在、結婚していない人の結婚に対する意識（調査対象：18歳～39歳）

区分	いずれは結婚したい	適当な人が現れれば結婚したい	結婚するつもりはない	わからない	無回答
平成25年度 回答者数 386人	54.5%	26.7%	7.5%	10.1%	1.3%
区分	できるだけ早く結婚したい	いずれは結婚したい	結婚するつもりはない	わからない	無回答
平成30年度 回答者数 408人	18.6%	51.2%	10.3%	16.7%	3.2%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 現在、結婚していない人の独身でいる理由（抜粋）（調査対象：18歳～39歳）

区分	内容（割合）	平成30年度	平成25年度
回答者数 H30:408人 H25:386人	1位 趣味や娯楽を楽しみたい	65.4%	52.4%
	2位 時間やお金を自由に使いたい	64.7%	55.2%
	3位 まだ結婚したい相手にめぐり会っていない	58.1%	54.9%
	4位 異性と出会う場や、交際する機会がない	57.1%	49.2%
	5位 独身の自由や気楽さを失いたくない	56.1%	48.2%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計割合について、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

○ 今後、子どもをほしいと思っているか（調査対象：18歳～39歳）

区分	ほしいと 思っている	迷っている	ほしいと 思わない	無回答
平成25年度 回答者数 832人	58.1%	14.9%	25.2%	1.8%
平成30年度 回答者数 864人	53.2%	19.2%	25.8%	1.7%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 理想的な子どもの数（調査対象：18歳～39歳）

区分	1人	2人	3人	4人	5人以上	無回答
平成25年度 回答者数 483人	1.9%	49.9%	40.4%	3.7%	1.4%	2.7%
平成30年度 回答者数 460人	2.2%	55.0%	38.0%	2.6%	1.5%	0.7%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 実際に持とうと思う子どもの数（調査対象：18歳～39歳）

区分	1人	2人	3人	4人	5人以上	0人	無回答
平成25年度 回答者数 483人	5.3%	34.7%	14.4%	0.6%	0.4%	1.1%	43.5%
平成30年度 回答者数 460人	9.8%	61.5%	23.0%	1.5%	0.7%	2.0%	1.5%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

○ 実際に持とうと思う子どもの数が理想よりも少ない理由（抜粋）

区分	内容（割合）	平成30年度	平成25年度
回答者数 H30:125人 H25:147人	1位 子育てや教育にお金がかかりすぎるから	71.2%	68.0%
	2位 育児の心理的、肉体的負担が大きいため	34.4%	23.1%
	3位 年齢上の理由から	32.0%	42.2%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：順位は、平成30年度調査に基づく

注：複数回答

目標5 子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる

施策（15）子どもの安全を守る環境整備 ～子どもに優しいまちづくり～

1 現状・課題及び方向性

<現状・課題>

- 安心して暮らせること、安全に活動できることは、子育てしやすいまちづくりを進める上で、欠くことのできない重要な要素であるとともに、他の施策を支える基盤となるものでもあります。

「安全・安心なまち」であるかを判断する材料としては、安全なインフラ、安全対策に取り組む公的機関への評価・信頼度、地域コミュニティのつながり度合などが考えられます。

また、各家庭の生活の拠点となる住環境についても、充実を求める声があります。（※1）

- 子どもの視点から考えると、外出時に「危ない」と思ったことのある子（35.9%）のうち、「車が通ったとき」が37%で最も多く、次いで「公園で遊んでいるとき」（17%）、「道を歩いているとき」（15%）となっています。（※2）

子どもの安全対策を進めるにあたっては、通学路を含めた道路環境や公園など公共スペースの安全対策に力を入れていくことが重要です。

- 災害時には、人々は一瞬にして日常を奪われることとなります。大人でさえ自分のことで手一杯になってしまいがちな状況の中、子どもたちが抱える不安の大きさは想像に難くありません。災害時の子どもやその家族に対する支援の充実が必要です。

<方向性>

- 犯罪や交通事故などから子どもを守るため、引き続き道路や防犯灯などのハード面の整備を行っていくとともに、地域の見守りなどの人材の確保に取り組み、関係団体・機関と連携しながら、継続して安全・安心な環境づくりを進めていきます。
- 子育て世帯に良質な住宅を提供し、市内全体で子どもを生み育てやすい環境づくりを進めます。
- 災害が発生したときでも、妊娠中の女性等を含め、子どもたちやその家族が安全な住環境・生活環境の中で安心して過ごすことができる

よう、支援体制の整備を進め、充実を図っていきます。

※1 「力を入れてほしい子育て支援策」として、「公営住宅への入居支援など住宅面での子育て家庭に対する配慮」を選択した割合が約1割となっている。（平成30年度本市調査）

※2 放課後児童クラブに通う子どもへのアンケート（「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」補足的調査）（平成29年度実績）

2 施策の柱

①	子育てに優しい都市・住環境の整備 子育て家庭が安全に安心して利用できる道路や施設などの都市環境整備を進める。また、子育て家庭向けの良質な賃貸住宅の提供や、市営住宅における多子世帯や母子・父子世帯への優先入居など、安全で快適な住宅を確保するとともに、家庭内事故防止のための啓発など、子どもが生まれ育てやすい住環境づくりを進める。
②	安全・安心を実感できる防犯・防災のまちづくり 北九州市安全・安心条例等に基づき、市民等の安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、地域における自主的な防犯・防災活動への参加を促進する。「地域安全マップづくり」や「子ども防犯セミナー」等を開催し、子どもの防犯意識や知識の向上を図るなど、子どもに配慮した安全・安心の取り組みを推進する。 交通事故防止のための運動や啓発などを行い、交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指す。

3 成果指標（候補）

子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 （北九州市住生活基本計画（第2期）指標）	【増加】
市民が感じる治安状況（体感治安）	【増加】
刑法犯認知件数	【減少】
子どもと外出時に安心と感じる割合	【増加】
交通事故発生件数（暦年）	【減少】

4 施策を推進する主な取り組み

柱① 子育てに優しい都市・住環境の整備

バリアフリーのまちづくりの推進 建設局・道路計画課	高齢者や障害者など、誰もが安全で快適に通行できるよう、道路・公園のバリアフリー化を行い、バリアフリーのまちづくりを進める。具体的には、歩道の新設や拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を行う。
安全で歩行者等にも優しい道路整備 建設局・道路計画課	市民生活に密着する生活道路において、地域の要望などを聞きながら、歩道や側溝などの修繕、防護柵の設置等を行い、歩行空間の安全性や快適性、利便性の向上を図る。
家庭内事故防止のためのPR 子ども家庭局・総務企画課	0歳児を除く子どもの死亡原因のトップである不慮の事故をなくすため、子育てふれあい交流プラザ内に、日常の生活空間を再現した「セーフキッズ」を設置し、家庭内の危険箇所や予防方法を紹介する。
㊦ 子育て世帯を対象とする家賃割引制度等（北九州市住宅供給公社） 建築都市局・住宅計画課	北九州市住宅供給公社の賃貸住宅を活用し、子育て世帯支援のための「子育て世帯を対象とする家賃割引制度」や「親族間の近居促進のための家賃割引制度」などを実施する。
多子世帯向け市営住宅への優先入居 建築都市局・住宅計画課	多子世帯の居住の安定確保を図るため、市営住宅の定期募集において、多子世帯に対して一般申込枠とは別に申込枠を確保し募集を行う。
母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居 建築都市局・住宅計画課	母子・父子世帯の居住の安定確保を図るため、市営住宅の定期募集において、母子・父子世帯に対して一般申込枠とは別に申込枠を確保し募集を行う。
住むなら北九州 定住・移住推進の取り組み 建築都市局・住宅計画課	本市への定住・移住を強力に推進するため、市外から移住する子育て世帯等に対し、一定の要件を満たす街なかの住宅を取得又は賃借する費用の一部を補助する。

柱② 安全・安心を実感できる防犯・防災のまちづくり

明るく安全なまちづくり街灯整備事業 建設局・道路維持課	「街をもっと明るく」という市民要望を受け、夜間の交通安全性の向上を目的に、道路照明灯と防犯灯の中間的な街路灯の整備を実施する。
交通安全の推進 市民文化スポーツ局・安全・安心都市整備課	生涯にわたる交通安全教育および効果的な広報啓発活動により、市民に広く交通安全思想を普及し、交通事故防止を図る。また、自転車利用のルール周知とマナー向上啓発のた

	め自転車交通ルール検定を実施することで、自転車による交通事故の発生を抑止する。
未就学児の安全・安心対策 子ども家庭局・保育課、幼稚園・こども園課	子どもが地域の中で人や自然に触れ、豊かな生活経験を得るために、道路、公園等での安全や防犯対策を関係機関と連携しながら推進する。
通学路の安全対策 建設局・道路計画課	登下校中の児童が、安全に安心して通学できる環境を整えるため、さらなる通学路の安全対策を推進する。
地域安全マップづくり 市民文化スポーツ局・安全・安心推進課	市内小学校において、小学生が自分たちの通学路を歩き、危険な場所・安全な場所を見つけ、地図にまとめる「地域安全マップづくり」を通じて、防犯意識や危険回避能力の向上を図る。
生活安全パトロール隊の支援 市民文化スポーツ局・安全・安心推進課	地域の自主防犯組織である「生活安全パトロール隊」への人的・物的支援等を通じて、地域の自主防犯活動の活発化を図る。
子ども防犯セミナーの開催 市民文化スポーツ局・安全・安心推進課	市内の小中学生を対象とした「体験型」のセミナーを開催することによって、子どもの危機回避能力の向上を図る。
ガーディアン・エンジェルスセイフティ・センター運営支援事業 市民文化スポーツ局・安全・安心推進課	繁華街の防犯パトロールや非行防止活動等に取り組むNPO法人「日本ガーディアン・エンジェルス北九州支部」の活動を支援することにより、安全・安心なまちづくり等を推進する。
児童見守り消防隊 消防局・消防団・市民防災課	児童が登下校時に犯罪に巻き込まれないよう、教育委員会及び各関係機関と連携し、地域における安全確保のため「児童見守りパトロール」を実施する。
「消防士さんといっしょ」事業 消防局・予防課	消防職員が小学校に出向き、社会科教育の一環である「消防のしごと」の授業を行うことにより、児童への防火・防災教育の充実を図る。
防災・安全教育の推進 教育委員会・指導第二課	児童・生徒が、日常生活の安全確保のために必要な事項を実践的に理解するとともに、自他の生命尊重を基盤として進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる資質や能力を培うため、学校において支援や指導などの取り組みを推進する。
㊦大規模災害に備えた備蓄整備	大規模災害に備えるため、想定避難者の食糧及び飲料水等に加え、乳幼児等の要配慮者に配慮した物資を備蓄してい

危機案・危機管理課	る。また、災害発生時の避難所の開設では、授乳等子育て家庭に配慮したスペースを確保するなどの整備を図っていく。
⑩妊産婦・乳児避難所の設置 子ども家庭局・総務企画課	大雨等の災害時に通常の予定避難所で受け入れ困難な妊産婦等を受け入れるため、市内東西の子育て支援施設（東部：子育てふれあい交流プラザ、西部：子どもの館）に「妊産婦・乳児避難所」を設置する。

(参考データ)

○ 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率

平成25年度
38.0%

資料：住宅・土地統計調査（総務省）

注：住宅・土地統計調査は5年毎の実施だが、平成30年度については集計中である。

注：誘導居住面積水準とは、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準

○ 刑法犯認知件数

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
北九州市	11,267件	9,682件	8,127件	7,570件	6,504件
全国	1,212,163件	1,098,969件	996,120件	915,042件	817,338件

資料：福岡県警察データより集計

注：刑法犯認知件数は、年度ではなく年で算定している

注：成人を含む

○ 交通事故発生件数

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
北九州市	8,325件	8,075件	7,729件	7,001件	6,649件
全国	573,842件	536,899件	499,201件	472,165件	430,601件

資料：警察統計による集計

注：成人を含む

○ 子どもと外出時に安心と感じる割合

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
40.5%	39.4%	42.2%	45.0%

資料：「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」に関する市民アンケート調査（平成27～30年度）

○ 外で遊んだりしていて、「危ない」と思ったことがある子どものその内容

区分	平成29年度 回答者数 181人	平成30年度 回答者数 176人
車が通ったとき	20.4%	18.6%
公園で遊んでいるとき	9.4%	8.7%
道を歩いているとき	8.3%	7.8%
知らない人に見られるなどしたとき	6.6%	10.4%
自転車に乗っているとき	7.7%	11.7%
その他	2.8%	3.0%
無回答	44.8%	39.8%

資料：「元気発進！子どもプラン(第2次計画)」に関する補足的調査

生活や放課後児童クラブについての小学生アンケート（平成29～30年度）

○ 保護者がより力を入れてほしい子育て支援策（抜粋）

区分	内容（割合）	平成25年度	平成30年度
就学前 回答者数 H25:1,453人 H30:1,559人	子育て家庭が利用しやすい、公園や子育て支援施設等	52.2%	55.4%
	子育て家庭が外出した際に困らない環境づくり（段差、トイレ、授乳、オムツ替の場所等） ※H25:子育て家庭が外出した際に困らない、道路などの都市整備	31.9%	53.2%
	公営住宅への入居支援など住宅面での子育て家庭に対する配慮	12.5%	10.1%
小学生 回答者数 H25:1,373人 H30:1,493人	いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設	62.4%	59.5%
	公営住宅への入居支援など住宅面での子育て家庭に対する配慮	9.2%	6.2%
中学・高校生 回答者数 H25:1,086人 H30:1,396人	いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設	41.6%	38.4%
	公営住宅への入居支援など住宅面での子育て家庭に対する配慮	11.8%	9.3%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：複数回答

○ 子どもが希望する子育て支援策（抜粋）

区分	内容（割合）	平成25年度	平成30年度
小学生 回答者数 H25:692人 H30:742人	いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設	54.6%	56.1%
	安全で暮らしやすい居住空間や道路環境の整備	34.1%	31.8%
中学・高校生 回答者数 H25:1,086人 H30:1,396人	いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設	33.6%	29.9%
	安全で暮らしやすい居住空間や道路環境の整備	33.0%	30.4%

資料：北九州市 子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査（平成25及び30年度）

注：複数回答